

平成 18 年度  
包括外部監査の結果報告書

第 1 部 県立大学に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について

第 2 部 県直営文化施設の管理状況について

平成 19 年 3 月 13 日

岐 阜 県 包 括 外 部 監 査 人  
公 認 会 計 士 所 洋 士

# 目 次

## 第一部 県立大学に係る財務に関する事務の執行及び事務の管理について

	頁
第1 監査の概要	1
1 監査の種類	1
2 選定した特定の事件	1
3 監査対象年度	1
4 監査実施期間	1
5 特定の事件の選定理由	1
6 補助者	1
7 利害関係	2
第2 監査の方法	3
1 監査の要点	3
2 主な監査手続	3
第3 岐阜県の財政状況	4
1 財政比較分析表	4
2 岐阜県の最近の財政状況の企業会計的分析	8
(1) 県が公表している貸借対照表(総務省方式による)	8
(2) 県が公表しているキャッシュフロー計算書	11
第4 情報科学芸術大学院大学の概要	13
1 設置の経緯	13
2 キャンパスの概要	13
3 教育理念	13
4 研究科の概要	13
5 建設コスト	14
6 財務状況	15
7 教職員及び学生の概況	16
(1) 過去3年間の教職員数と人件費の推移	16
(2) 教員の状況	16
(3) 学生数の推移	16
(4) 学生の出身地の状況別内訳の推移	16
(5) 学生の就職状況の推移	17
(6) 学生一人当たりの入学金、授業料の推移	17

	頁
第5 岐阜県立看護大学（大学院含む）の概要	18
1 設置の経緯	18
2 キャンパスの概要	18
3 教育理念・教育目標	19
(1) 教育理念	19
(2) 教育目標	19
4 研究科の概要	19
5 建設コスト	20
6 財務状況	20
7 教職員及び学生の概況	21
(1) 過去3年間の教職員数と人件費の推移	21
(2) 教員の状況	21
(3) 学生数の推移	21
(4) 学生の出身地の状況別内訳の推移	22
(5) 学生の就職状況の推移	22
(6) 学生一人当たりの入学金、授業料の推移	22
第6 監査の結果及び意見	23
1 全般的事項（県立大学共通）	23
(1) 備品管理	23
(2) 契約関係	25
2 - 1 情報科学芸術大学院大学	27
(1) 備品管理	27
(2) 施設管理	35
(3) 契約関係	39
(4) 収入支出その他	41
2 - 2 岐阜県立看護大学	45
(1) 備品管理	45
(2) 施設管理	47
(3) 労務管理	48
(4) 契約関係	49
(5) 収入支出その他	54
第7 今後の県立大学のあり方	55
1 県立大学全体	55
(1) 貸借対照表の作成	55
2 情報科学芸術大学院大学への提言	58
(1) 大学院大学の今後の方向性	58

	頁
3 看護大学への提言.....	60
( 1 ) 公立大学法人化.....	60

## 第二部 県直営文化施設の管理状況について

	頁
第1 監査の概要	63
1 監査の種類	63
2 選定した特定の事件	63
3 監査対象年度	63
4 監査実施期間	63
5 特定の事件の選定理由	63
6 補助者	63
7 利害関係	63
第2 監査の方法	64
1 監査の要点	64
2 主な監査手続	64
第3 監査対象施設の概要	65
1 高山陣屋	65
(1) 施設概要	65
(2) 事業概要	66
(3) 財務状況	67
(4) 職員数及び人件費の推移	68
(5) 入場者数	68
(6) 平成17年度収蔵品展示状況	69
(7) 組織図	69
2 岐阜県美術館	70
(1) 施設概要	70
(2) 事業概要	71
(3) 財務状況	72
(4) 職員数及び人件費の推移	73
(5) 入場者、利用者数	73
(6) 過去3年間の企画展と観覧者数の状況	74
(7) 平成17年度収蔵品展示状況	74
(8) 組織図	75
3 岐阜県博物館	76
(1) 施設概要	76
(2) 事業概要	77
(3) 財務状況	77
(4) 職員数及び人件費の推移	78

( 5 ) 入場者、利用者数	78
( 6 ) 展示活動	79
( 7 ) 平成 17 年度収蔵品展示状況	79
( 8 ) 組織図	80
4 岐阜県図書館	81
( 1 ) 施設概要	81
( 2 ) 事業概要	81
( 3 ) 財務状況	84
( 4 ) 職員数及び人件費の推移	85
( 5 ) 利用者数	85
( 6 ) 平成 17 年度における受入図書に対する貸出実績	86
( 7 ) 組織図	87
5 現代陶芸美術館	88
( 1 ) 施設概要	88
( 2 ) 事業概要	91
( 3 ) 財務状況	91
( 4 ) 職員数及び人件費の推移	92
( 5 ) 入場者数	92
( 6 ) 収蔵品展示状況	93
( 7 ) 組織図	93
第 4 監査の結果及び事実関係	94
1 全般的事項(各施設共通事項)	94
( 1 ) 備品管理	94
( 2 ) 労務管理	98
( 3 ) 契約関係	98
( 4 ) 収入支出その他	99
2 - 1 高山陣屋	102
( 1 ) 施設管理	102
2 - 2 岐阜県美術館	103
( 1 ) 備品管理	103
( 2 ) 施設管理	103
( 3 ) 契約関係	104
( 4 ) 収入支出その他	108
2 - 3 岐阜県博物館	110
( 1 ) 施設管理	110
( 2 ) 契約関係	110
( 3 ) 収入支出その他	113

2 - 4 岐阜県図書館	115
( 1 ) 備品管理	115
( 2 ) 施設管理	116
( 3 ) 契約関係	118
( 4 ) 収入支出その他	123
2 - 5 現代陶芸美術館	124
( 1 ) 備品管理	124
( 2 ) 施設管理	124
( 3 ) 労務管理	128
( 4 ) 契約関係	128
( 5 ) 収入支出その他	131
第5 今後の県直営文化施設のあり方	135
1 文化施設に対する提言	135
( 1 ) 貸借対照表の作成	135
( 2 ) 文化施設全体としての支出削減	138
( 3 ) 予算作成と管理	138
( 4 ) 文化施設間の情報交換の推進	139
( 5 ) 指定管理者制度の導入	139

## 第 1 部

# 県立大学に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第252条の37の規定に基づく包括外部監査

### 2 選定した特定の事件

県立大学に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について

### 3 監査対象年度

原則として平成17年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日）を対象とした。ただし、必要と認められた範囲において、平成16年度以前の各年度及び平成18年度の執行分についても対象とした。

### 4 監査実施期間

平成18年4月14日から平成19年3月13日

### 5 特定の事件の選定理由

岐阜県は岐阜県立看護大学、同大学大学院、情報科学芸術大学院大学（以下、総称して単に、「県立大学」という。）を有し、それぞれの分野における県民の要請に応えるため、その充実強化に努めている。

しかし、少子化時代を迎えて、大学間競争は一層厳しくなると予想され、公立大学のあり方そのものが検討されようとしている。既に、国立大学は国立大学法人へ移行し、公立大学においても平成16年度から各自治体の判断により公立大学法人へ移行することが可能となり、法人化に向けた動きも出始めているのが現状である。

このような環境下にあつて、また岐阜県の財政状況が厳しさを増す中で、今後の大学事業を進めていくためには、これまで以上に効率的かつ効果的な大学運営が不可欠である。

以上から、県立大学の財務事務の合規性と経済性を確認するとともに、効率性、有効性の観点から、投資に対する成果（費用対効果）と県民への貢献度などの検証を行うことは、今後の県立大学の発展を考えるうえで有意義であると考え、テーマとして選定した。

### 6 補助者

公認会計士	所	直好
公認会計士	米澤	久二
公認会計士	高橋	浩彦
公認会計士	吉田	実郎
公認会計士	後藤	久貴

7 利害関係

選定した特定の事件について、地方自治法第 252 条の 29 に規定する記載すべき利害関係はない。

## 第2 監査の方法

### 1 監査の要点

特に以下の視点から、監査を実施した。

- (1) 県立大学の管理運営が、法令、条例及び規則等に基づき適正に行われているかどうか。
- (2) 県立大学にかかる事務処理に関して、その適正な実施を可能とする内部的な牽制が有効に機能しているかどうか。
- (3) 県立大学の岐阜県財政の中に占める位置付けを明確にしたうえで、大学の管理運営が、最少の経費で最大の効果をあげるようになされているかどうか。

### 2 主な監査手続

- (1) 当初計画の策定資料、実績及び関連する財政の状況等について、担当者に対する質問、及び入手資料を基礎とした分析等を実施することにより、その適正性等を検証した。
- (2) 県立大学の管理運営に関連する諸事務について、関連帳簿及び証拠書類等を入手もしくは閲覧するとともに、必要に応じて担当者に質問を行い、その適正性を検証した。
- (3) 業務委託について、契約書、仕様書及び見積書等を入手もしくは閲覧するとともに、必要に応じて担当者に質問を行い、その適正性及び経済性・効率性を検証した。
- (4) 必要に応じて現場視察等を実施した。

### 第3 岐阜県の財政状況

#### 1 財政比較分析表

岐阜県の財政状況について、総務省が様式を定めた財政比較分析表（平成16年度）により、他の都道府県と比較して分析されている。

これは、各地方公共団体が住民等の理解と協力を得ながら財政の健全化を推進していくために、他団体と比較可能な指標をもって住民等に分かりやすく情報を開示することによって財政運営上の課題をより明確にすることが喫緊の課題であり、その方途の一つとして作成されるものである。以下は総務省ホームページからの抜粋であり、参考までに掲載することとした。

なお、財政比較分析表においては、財政力指数に基づき全国の都道府県を4つのグループ及び東京都に分類しており、岐阜県が属するグループの他の府県との指標の比較は次のとおりである。

指標		岐阜県	栃木県	群馬県	京都府	宮城県	兵庫県
財政力	財政力指数	0.43	0.49	0.49	0.48	0.47	0.47
	グループ内順位	(9/10)	(1/10)	(1/10)	(3/10)	(4/10)	(4/10)
財政構造の弾力性	経常収支比率	86.1%	91.1%	90.2%	92.8%	93.8%	92.6%
	グループ内順位	(1/10)	(5/10)	(3/10)	(7/10)	(9/10)	(6/10)
公債費負担の健全度	起債制限比率	9.8%	15.2%	10.4%	10.0%	13.3%	14.7%
	グループ内順位	(1/10)	(9/10)	(3/10)	(2/10)	(6/10)	(7/10)
将来負担の健全度	人口1人当たり 地方債現在高	649,815	499,716	477,856	497,377	577,148	728,687
	グループ内順位	(9/10)	(3/10)	(1/10)	(2/10)	(5/10)	(10/10)
給与水準の適正度	ラスパイレス指数	99.5	100.8	100.3	98.2	99.8	99.7
	グループ内順位	(5/10)	(10/10)	(8/10)	(3/10)	(7/10)	(6/10)
定員管理の適正度	人口10万人当たり職員数	1,228.84	1,250.87	1,213.67	1,149.83	1,223.78	1,054.58
	グループ内順位	(6/10)	(7/10)	(4/10)	(3/10)	(5/10)	(1/10)

指標		三重県	広島県	滋賀県	岡山県	都道府県平均	グループ平均
財政力	財政力指数	0.47	0.46	0.44	0.40	0.41	0.46
	グループ内順位	(4/10)	(7/10)	(8/10)	(10/10)		
財政構造の弾力性	経常収支比率	90.5%	92.8%	88.1%	97.5%	92.5%	91.8%
	グループ内順位	(4/10)	(7/10)	(2/10)	(10/10)		
公債費負担の健全度	起債制限比率	11.7%	14.8%	12.4%	18.2%	12.4%	13.2%
	グループ内順位	(4/10)	(8/10)	(5/10)	(10/10)		
将来負担の健全度	人口1人当たり						
	地方債現在高	504,529	611,423	647,208	618,675	624,019	600,520
	グループ内順位	(4/10)	(6/10)	(8/10)	(7/10)		
給与水準の適正度	ラスパイレス指数	100.3	97.5	98.3	96.5	99.6	99.1
	グループ内順位	(8/10)	(2/10)	(4/10)	(1/10)		
定員管理の適正度	人口10万人当たり職員数	1,274.42	1,124.17	1,328.87	1,262.1	1,190.73	1,180.73
	グループ内順位	(9/10)	(2/10)	(10/10)	(8/10)		

### 【財政比較分析表における各指標について】

#### (1) 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

#### (2) 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

#### (3) 起債制限比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、地方債元利償還金及び公債費に準じる債務負担行為に係る支出の合計額（地方交付税が措置されるものを除く。）に充当された一般財源の標準財政規模及び臨時財政対策債発行可能額の合計額（普通交付税の算定において基準財政需要額に算入された公債費を除く。）に対する割合で過去3年間の平均値。

起債制限比率が20%以上の団体については、一定の地方債（一般単独事業に係る地方債）の起債が制限され、30%以上の団体については、さらにその制限の度合いが高まる（一部の一般公共事業に係る地方債についても起債が制限される）こととなる。

（4）人口一人当たり地方債現在高

人口一人当たりの地方債現在高（普通会計負担分）である。

（5）ラスパイレス指数

加重指数の一種で、重要度を基準時点（または場）に求めるラスパイレス式計算方法による指数。ここでは、地方公務員の給与水準を表すものとして、一般に用いられている国家公務員行政職（一）職員の俸給を基準とする地方公務員一般行政職職員の給与の水準を指す。

（6）人口1,000人（または100,000人）当たり職員数

人口1,000人（または100,000人）当たりの職員数である。

（岐阜県の状況）

【分析】

（1）グループについて

岐阜県の属するグループは財政力指数が0.400以上0.500未満の都道府県で、岐阜県のほか、栃木県、群馬県、京都府、宮城県、兵庫県、三重県、広島県、滋賀県、岡山県のあわせて10府県である。

（2）各指標について

財政力指数

景気回復の遅れによる県税収入の伸び悩みなどから0.43（全国18位、グループ内9位）となっているが、政策の自由度を確保していくためには、自主財源を増やすことが必要不可欠であり、税の徴収対策の強化・拡充はもとより、税制度の見直しや、企業誘致などの税源涵養策に積極的に取り組むことが求められる。

経常収支比率

86.1%（全国1位、グループ内1位）と相対的には良好な値となっているものの、今後公債費や社会保障関係費の増加が見込まれるなど、財政の硬直化が一層進展すると予想されることから、人件費、公債費などの義務的経費の増加を抑えるとともに、事務事業の計画的な見直しなどにより、行政のスリム化を進めることが求められる。

起債制限比率

9.8%（全国3位、グループ内1位）と相対的には良好な値となっているものの、本県においては今後更に公債費が増加するものと見込まれ、指標の悪化と順位低下が予想されることから、引き続き県債発行の抑制に努めることが求められる。

#### 人口1人当たり地方債現在高

国の経済対策に呼応した積極的な公共投資などにより県債残高が累積し、649,815円(全国21位、グループ内9位)となっているが、県債発行の抑制により、県債残高の中期的縮減に取り組むことが求められる。

#### ラスパイレス指数

特別昇給による昇給短縮期間の差が指数差として表れていると考えられる。特別な給与抑制は行っていないが、類似団体平均値とほぼ同程度であり、今後も引き続き厳格な昇給昇格管理を行い、より適正な給与水準維持に努めることが求められる。

#### 人口10万人当たり職員数

類似団体には政令指定都市を持つ県が含まれており、単純な人口割では類似団体平均を上回っているが、これらの県を除いた比較においては、これまでの定員適正化の努力もあり平均を下回っている。今後も更なる適正化に努めるべく「今後5年間の定員適正化計画」を現在策定中であり、策定次第、目標数値を公表することである。

2 岐阜県の最近の財政状況の企業会計的分析

(1) 県が公表している貸借対照表(総務省方式による)

【平成16年度】

(単位:億円)

科目	金額	科目	金額
<b>1 有形固定資産</b>	<b>23,321</b>	1 県債	13,759
土木等(道路、橋梁等)	12,034	2 退職給与引当金	3,078
農林水産(造林、治山)	1,841		
建物(庁舎、学校等)	2,826		
土地	6,461	<b>負債合計</b>	<b>16,837</b>
その他(美術品、備品等)	156		
<b>2 投資等</b>	<b>1,831</b>	1 国庫支出金	7,286
投資・出資	556	2 市町村等支出金	717
貸付金	543	3 一般財源等	1,105
基金(財調・減債以外)	731		
<b>3 流動資産</b>	<b>794</b>	<b>正味資産合計</b>	<b>9,109</b>
現金預金	564		
未収金	94		
普通財産	139		
不納引当金	4		
<b>資産合計</b>	<b>25,946</b>	<b>負債正味資産合計</b>	<b>25,946</b>

(注記) 減価償却累計額 16,371 億円

〔財務分析〕

社会資本形成の世代間負担比率

(これまでの世代による) 社会資本負担比率

$$\frac{\text{正味資産合計}}{\text{有形固定資産合計}} = \frac{9,109}{23,321} = 39.1\%$$

(後世代による) 社会資本負担率

$$\frac{\text{負債合計}}{\text{有形固定資産合計}} = \frac{16,837}{23,321} = 72.2\%$$

正味資産はこれまでの世代が既に負担したものであり、負債は将来の世代に負担させるものであるため、正味資産合計を分子とした場合の率の方が高くなることが望ましいが、負債合計を分子とした率はその2倍近くになっており、将来世代の負担が大きくなっている。

予算額対（正味）資産比率			
<u>資産合計</u>	=	<u>25,946</u>	=
歳入合計		8,203	3.2年
<u>正味資産合計</u>	=	<u>9,109</u>	=
歳入合計		8,203	1.1年

社会資本形成のために何年分の歳入が充当されたかを見ることができ、資産合計が歳入の3.2年分と年数が多く、社会資本整備は十分にできていると言える。

また、正味資産合計を分子にした場合はこれまでの世代による社会資本形成の歳入に対する年数が1.1年となっており、資産合計を分子とした場合の3.2年との差2.1年分は将来の世代が形成していかなければならず、ここからも将来世代の負担の大きさが伺える。

有形固定資産の行政目的別割合			
<u>土木等</u>	=	<u>12,034</u>	=
有形固定資産合計		23,321	51.6%
<u>農林水産</u>	=	<u>1,841</u>	=
有形固定資産合計		23,321	7.9%
<u>教育文化その他</u>	=	<u>2,826</u>	=
有形固定資産合計		23,321	12.1%

社会資本形成の重点目的が明確になり、圧倒的に道路、橋梁など土木等に対する資本投資が多くなっている。

住民一人当たり貸借対照表			
<u>有形固定資産合計</u>	=	<u>23,321</u>	=
人口		2,106,293	1,107,205円
<u>負債合計</u>	=	<u>16,837</u>	=
人口		2,106,293	799,366円

（平成16年度末 2,106,293人）

住民一人当たりの有形固定資産、負債合計を計算したもので、一人当たり将来債務を799,366円背負っていることになる。

#### 正味資産比率

$$\frac{\text{正味資産合計}}{\text{負債・正味資産合計}} = \frac{9,109}{25,946} = 35.1\%$$

財政状態の健全性を見る指標でより高い方がよいとされるが、これまでの世代が形成した社会資本形成の負担額であり、50%を超えていないということは、将来世代の負担の方が大きいことを意味する。

総じて県財産の97%が固定資産であるということはすなわち、県債の返済及び県職員の退職金を支払う財源の中心は税金であり、将来にわたって県民が負担することとなるため、今後も県民にとっては厳しい状況が続くといえる。

また、財務会計では時価会計が主流であり、固定資産については減損会計、金銭債権については金融商品会計を適用するとともに、退職給与引当金については、一時点の自己都合退職による要支給額ではなく退職給付債務を計算する退職給付会計を適用し、企業会計レベルによる貸借対照表を今後は作成していくべきである。

## (2) 県が公表しているキャッシュフロー計算書

【平成 16 年度】

(単位：億円)

科 目	金額
事務運営活動	
地方税	2,174
地方交付税	1,928
使用料収入	122
その他収入	186
人件費	2,407
物件費	302
補助費等	1,170
その他支出	157
事務運営活動によるキャッシュフロー	374
建設活動	
国庫支出金	1,270
その他収入	77
普通建設事業費	2,000
災害復旧事業費	123
その他支出	46
建設活動によるキャッシュフロー	821
財務活動	
県債発行収入	1,223
公債費(元金)	753
公債費(利子)	246
貸付金元利収入	576
貸付金支出	518
その他収入	139
財務活動によるキャッシュフロー	421
当期キャッシュフロー合計	25
期首残高	176
期末残高	150

県の通常の業務から生じる事務運営活動によるキャッシュインフローは 374 億円となっているが、社会インフラ整備のための建設活動に関するキャッシュアウトフローが 821 億円にものぼり、税率を下げて税収を減らすどころか、税率を維持または税率を上げていかなければ中長期的には資金的に苦しい状況である。

資金調達に関する財務活動によるキャッシュインフローは 421 億円となっており、建設活動によるキャッシュアウトフローに対する不足分を県債の発行で補っている状況である。

このような状況からすれば、やはり社会インフラ整備にかかる投資的経費を抑え、できる限り県債の残高を減らし、将来世代の負担を少しでも軽くしていくことが今後の大きな課題と言えよう。

## 第4 情報科学芸術大学院大学の概要

### 1 設置の経緯

岐阜県立国際情報科学芸術アカデミー（以下アカデミーと称す）は、岐阜県が推進する「高度情報基地ぎふ」構想の一翼を担い、マルチメディア時代のリーダーや支え手となる人材養成を目的として、平成8年4月に岐阜県立の専修学校として設立された。設立に当たっては、構想段階から幅広い専門家や学識経験者の参加のもと、情報技術の進展や海外におけるメディア教育の動向も展望して、ざん新で特色あるハイレベルの専修学校の実現を目指した。

その後、アカデミーの教育研究の経験と成果を踏まえて、21世紀の産業、文化、国際関係の向上に貢献すべく、情報社会の新しい在り方を創造的に開拓していく「高度な表現者」たる資質を備えた専門的職業人の養成を目的として、平成13年4月に情報科学芸術大学院大学（以下「大学院大学」と称す。）を開学した。

### 2 キャンパスの概要

大学院大学のキャンパスは、大垣市領家町3-95に設置されている。同じ場所にアカデミーのキャンパスもあり、大学院大学とアカデミーを合わせた県立の二つの学校をI A M A S（イアマス）と総称している。

### 3 教育理念

大学院大学は平成13年4月、アカデミーは平成8年4月に開学した。この二つの学校は、ともに情報のデジタル化によるマルチメディアやネットワーク技術のグローバルな規模での進展によって大きく変動しつつある時代を先頭に立って切り拓く人材を育成することを目的としている。

I A M A Sは発足当初から、最先端の情報技術を習得した情報社会の先導者となる人材を育成する教育機関として、国内外にその高い水準を認められてきた。I A M A Sは、科学と芸術の幅広いジャンルを横断、総合した学際的なカリキュラムを設け、各個人の才能と独創性を最大限に引き出す教育を行っている。

### 4 研究科の概要

大学院大学は、2年制のメディア表現研究科メディア表現専攻のみである。この大学院大学には一般の大学院のような研究室体制はなく、複数の教員が所属するスタジオを研究教育の基盤組織としている。学生もその何れかに所属するが、スタジオは異なる分野相互間の交流、協同の母体となる単位として考えており、複数のスタジオ間の協同、あるいはスタジオの境をとりはずしたワークショップが積極的に組織されていることが特徴となっている。以下の5つのスタジオがある。

#### スタジオ1（インタラクティブメディア）

スタジオ1ではインタラクティブティへの科学的な理解を通して、多様な表現を作り出し、メディアを利用した芸術として高めることを目指している。（インタラクティブメディアとは以下のようなことを意味する。世界はさまざまなインタラクティブティに充

ちており、日常的に利用するコンピュータの特徴として、人の操作や動きに対する反応をプログラム出来るということがあり、この機能を利用して双方向に情報を自動的にやり取り出来る。これをインタラクティビティと言うならば、コンピュータのみならず社会や人間もインタラクティブメディアと呼ぶことができる。)

#### スタジオ2 (タイムベースドメディア)

スタジオ2では時間の経過の中での表現を扱っている。これには実写映像やアニメーションはもちろんのこと、音楽やさまざまな形態のパフォーマンスまでが含まれる。このスタジオでは、時間軸の中に置かれる作品の構造や物語性の多様なあり方を、新しい電子メディアに即した多様な表現を通して考えている。

#### スタジオ3 (インターフェイス)

スタジオ3では、アーティスティックな感性だけでなく、空間、リレーショナルデザイン的な視点、さらにはエンジニアリングの視点をもったスタッフで構成され、この領域に関して先端情報技術や理論に裏付けられた研究、制作を行う。

#### スタジオ4 (メディア美学)

スタジオ4ではメディア技術を用いた表現活動、社会活動を通して、現代文明の根底にある諸問題を理論的に考えている。そうした知見をふまえて、さまざまなアートプロジェクトやイベント企画、ミュージアムの構想、地域に根ざした文化活動、伝統文化とデジタル化、地球的ネットワークにおけるコミュニケーションデザインなどの実践へと展開する可能性を探っている。

#### スタジオE

スタジオEでは電子メディアによる表現に用いる技術について理工学的な研究を行っている。開発された成果の実社会での応用可能性や実用化に向けた提案などメディア表現技術の社会への還元を目指している。

## 5 建設コスト

### 【大学院大学設置に要した総事業費】

大学院大学の敷地は、県有地(11,478 m<sup>2</sup>)と大垣市からの借地(10,868 m<sup>2</sup>)のため用地費、造成費はかかっていない。校舎は、大垣市が昭和39年から46年に建築した高校校舎を使用したため、その改修費に881,628千円を一般財源により支出した。また設備費として、開学時にシステム機器に342,633千円を一般財源により支出した。

## 6 財務状況

過去3年間の財務状況は次のとおりである。

(単位：千円)

年 度 項 目		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
		収 入	使用料及び手数料	28,650
財 産 収 入	1,823		1,697	1,166
諸 収 入	440		6,939	1,855
計	30,913		35,155	33,147
支 出	人 件 費	232,560	235,177	218,899
	物 件 費	177,283	172,658	148,306
	補 助 費	43,281	18,319	17,030
	普通建設事業費	40,000	17,606	-
	計	493,124	443,760	384,235
差引：収支差額		462,211	408,164	351,088

県の現地機関に従事する県職員の給与等については本庁所管課で認識されており、各機関の名目上の支出には含まれない。

そのため、実質的には各機関で役務を提供することによって発生する給与等が、それぞれの収支計算書には表れてこない。

そこで、実態からすれば県職員の給与等を含めて収支を明らかにし、その均衡を図るべく努力していく必要があると考え、各機関に従事する全職員の給与等を含んだ人件費支出を計算した収支計算書を作成した。

この結果、平成 17 年度においては、「差引：収支差額」が 351 百万円となっている。

国からの交付金で賄っている部分もあるので全額県が負担しているというわけではなく、また、県立大学以外でも公的な支援がなければ運営が成り立たない学校法人も多いことからすれば止むを得ない状況であるが、結果的にこれだけの資金が投入されていることになる。

## 7 教職員及び学生の概況

### (1) 過去3年間の教職員数と人件費の推移

(単位：人、千円)

項目		年度		
		平成15年度	平成16年度	平成17年度
教職員数	常勤教員	18	18	17
	非常勤講師	7	7	8
	非常勤専門職	9	9	9
	常勤職員	14	14	13
	日日雇用職員	1	1	1
	計	49	49	48
給料(手当、共済費等含む)		206,358	207,517	191,455
報酬(共済費含む)		25,351	26,802	26,606
賃金		851	858	838
合計		232,560	235,177	218,899

### (2) 教員の状況

平成18年4月1日現在における常勤の教員は、18名である。内訳は、教授6名(学長含む)、助教授4名、講師5名、助手3名である。

### (3) 学生数の推移

(単位：人)

項目		年度		
		平成15年度	平成16年度	平成17年度
学生数	1年生	18	23	23
	2年生	23	21	30
	合計	41	44	53

(注) 学生数は、各年の5月1日現在の状況である。募集定員は1学年20名(全体で40名)であり、学生数には科目等履修生及び研究生を含まない。

### (4) 学生の出身地の状況別内訳の推移

過去4年間の入学生の状況は下表のとおりである。県内からの入学生が極めて少なく、平成17年度、平成18年度は1名ずつである。傾向としては、県内入学者が減少傾向にあり、県内入学者がゼロにもなりかねない状況である。

(単位：人、%)

出身地 \ 年度	平成 15 年度		平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
県内	2	11.1	3	14.3	1	4.7	1	5.0
県外	15	83.3	17	81.0	19	90.6	18	90.0
外国	1	5.6	1	4.7	1	4.7	1	5.0
合計	18	100.0	21	100.0	21	100.0	20	100.0

## (5) 学生の就職状況の推移

過去4年間の卒業生の進路状況は下表のとおりである。

(単位：人、%)

状況 \ 年月	進路				就職先			県内就職の内訳		
	進学	就職	その他	合計	県内	県外	合計	企業等	起業	その他
15年3月	1 (6.7)	14 (93.3)	0 (0.0)	15 (100)	1 (7.1)	13 (92.9)	14 (100)	1	0	0
16年3月	2 (11.2)	8 (44.4)	8 (44.4)	18 (100)	4 (50.0)	4 (50.0)	8 (100)	3	1	0
17年3月	3 (27.3)	2 (18.2)	6 (54.5)	11 (100)	1 (50.0)	1 (50.0)	2 (100)	1	0	0
18年3月	2 (12.5)	12 (75.0)	2 (12.5)	16 (100)	1 (8.3)	11 (91.7)	12 (100)	1	0	0
合計	8 (13.3)	36 (60.0)	16 (26.7)	60 (100)	7 (19.4)	29 (80.6)	36 (100)	6	1	0

(注) 就職状況は、過去4年間の累計で卒業生の就職率は60%である。就職先も圧倒的に県外就職の割合が高く、県内への定着率が極めて低くなっている。

## (6) 学生一人当たりの入学金、授業料の推移

(単位：円)

項目	入学年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
	授業料	学 生	520,800	535,800
研 究 生		(月額) 28,900	(月額) 29,700	(月額) 29,700
入学金	学 生	282,000	282,000	282,000
	研 究 生	84,600	84,600	84,600

(注) 入学金、授業料については他の公立大学の入学金、授業料を参考に決定している。

## 第5 岐阜県立看護大学（大学院含む）の概要

### 1 設置の経緯

平成3年11月に、医療、教育関係者、県議会、各種団体代表者をメンバーとした「岐阜県看護問題対策協議会」が作成した「看護婦の養成確保及び生涯教育に関する意見書」において県立看護大学の設置が提言されている。

設置の必要性として、

- 看護需要の拡大
- 資質の高い看護職の育成
- 高学歴化志向への対応
- 生涯教育の推進

「日本一住みよいふるさと岐阜県づくり」の推進

が挙げられたうえで、4年制看護大学の設置の準備に入った。その後、平成7年4月に看護大学設立準備担当職員（3名）を医務課に設置し、大学の整備推進に向けての事務を開始し、平成8年11月には、大学概要、基本理念、開学時期等を取りまとめた「岐阜県立看護大学（仮称）基本計画」が策定された。

以後、平成8年度より実際の設置事業が開始され、平成12年4月に岐阜県立看護大学（以下「看護大学」と称す。）として開学したものである。

### 2 キャンパスの概要

4年制大学及び大学院並びに研究機関・事務局等すべてが、岐阜県羽島市のキャンパスに集約されている。キャンパスの主な施設は、下表のとおりである。

#### 【主な施設一覧】

名 称	説 明
講 義 室	講義棟に大小8室の講義室がある。大講義室の座席数は187で講習会などにも使用する。各室には複数の映像ディスプレイ、プロジェクター、スライド、OHC、DVDなどが整備されている。
演 習 室	講義棟・実習棟・研究棟に合わせて大小16の演習室がある。
マルチメディア教室	教育用パソコン・LLを各48台有し、「情報処理演習」や「英語」の授業などで使用する。貸出し用ノートパソコンが120台ある。
学 生 食 堂	座席数は200席あり、学生・教職員が主に利用するが、一般にも開放している。
講 堂	400名収容の講堂は入学式や講演会その他さまざまな行事に使用する。大型プロジェクターを有したAV機器が整備されている。
体 育 館	バレーボールコート2面が利用できる広さがあり、授業並びに市民への開放施設として利用している。
グラウンド・テニスコート	グラウンドはサッカーが十分にできる広さがある。テニスコートも4面ある。
図 書 館	平成18年1月現在で約61,000冊の蔵書が収められている。なかでも看護・医療の専門書は約27,000冊ある。
野 外 ス テ ー ジ	野外コンサートや学園祭で利用できる野外ステージがあり、学生の広場としても使用されている。

### 3 教育理念・教育目標

#### (1) 教育理念

看護大学は、県民の求める生活を保障するために、看護専門職としての責任を遂行できる人材を育成することを目的として設置された。また、県内の保健・医療・福祉問題に対して、研究活動に基づく理論的に裏付けられた創造的・革新的な解決の提言を行ったり、また改革の原動力となる人材を育成する。

#### (2) 教育目標

看護大学で育成する看護職の姿は、看護実践の中で必要となるヒューマンケアの基本と技術を身につけることに加え、患者など看護の対象が遭遇した困難や諸問題の解決について、深い責任を感じ、常に創造的に問題解決行動をとって活躍できるヒトの育成を目標としている。

そのため、次の能力の育成を目指している。

看護実践に必要な基本的技術と知識を持つジェネラリストとしての能力

生活者としての人間に対する深い理解と総合的判断力

看護の対象となる人とその家族、地域住民等の本来持っている問題解決能力を支え、健康問題に貢献できる能力

保健・医療・福祉等の関係者ならびに地域を構成する人など、ケアにかかわる人々と協働活動ができる能力

看護実践を重ねることを通して看護学研究への関心を深め、看護実践の改革に貢献できる基礎的能力

### 4 研究科の概要

看護大学は、4年制の看護学部看護学科及び2年制(3年制あり)の大学院看護学研究科から構成される。4年制の看護学部は平成12年4月の県立看護大学開学時に設置されたものであるが、大学院は平成16年4月に、より専門性の高い看護職者の育成を目的として新設されたものである。主な設置学部等は次のとおりである。

#### 【設置学部等の概要】

種 別	学部・学科等	講 座 等
4 年 生 大 学	看護学部看護学科	地域基礎看護学講座
		機能看護学講座
		育成期看護学講座
		成熟期看護学講座
大 学 院	看護学研究科	博士前期課程
		博士後期課程(平成18年4月設置)
研究機関・事務局等	看護研究センター	
	図 書 館	
	事 務 局	

## 5 建設コスト

(看護大学設置に要した総事業費)

用地取得費に 44 億 2 千万円、校舎等の建物の建築費に 62 億 8 千万円、教員住宅の建築費に 5 億 9 千万円で総額 113 億円の総事業費である。

## 6 財務状況

過去 3 年間の財務状況は次のとおりである。

(単位：千円)

項 目		年 度		
		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
収 入	使用料及び手数料	209,312	216,022	224,442
	財 産 収 入	-	-	-
	諸 収 入	5,239	5,014	4,193
	計	214,551	221,036	228,665
支 出	人 件 費	598,260	628,849	624,773
	物 件 費	304,963	270,648	271,355
	補 助 費	3,159	3,804	6,139
	普通建設事業費	35,776	26,336	9,519
	計	942,158	929,637	911,786
差引：収支差額		727,607	708,601	683,121

県の現地機関に従事する県職員の給与等については本庁所管課で認識されており、各機関の名目上の支出には含まれない。

そのため、実質的には各機関で役務を提供することによって発生する給与等が、それぞれの収支計算書に表れてこない。

そこで、実態からすれば県職員の給与等を含めて収支を明らかにし、その均衡を図るべく努力していく必要があると考え、各機関に従事する全職員の給与等を含んだ人件費支出を計算した収支計算書を作成した。ただし、公債費の元本支払及び公債費の利子支払(平成 15 年度 604,389 千円、平成 16 年度 741,471 千円、平成 17 年度 732,181 千円)は支出に含めていない。

この結果、平成 17 年度においては、「差引：収支差額」が 683 百万円となっている。

国からの交付金で賄っている部分もあるので全額県が負担しているというわけではなく、また、県立大学以外でも公的な支援がなければ運営が成り立たない学校法人も多いことからすれば止むを得ない状況であるが、結果的にこれだけの資金が投入されていることになる。

7 教職員及び学生の概況

(1) 過去3年間の教職員数と人件費の推移

(単位：人、千円)

項 目		年 度		
		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
教 職 員 数	常 勤 教 員	56	56	56
	非 常 勤 講 師	104	106	108
	非 常 勤 専 門 職	6	8	8
	常 勤 職 員	11	11	11
	日 日 雇 用 職 員	3	5	4
	計	178	184	185
給料(手当、共済費等含む)		571,851	595,581	594,100
報酬(共済費含む)		21,718	26,421	23,853
賃 金		4,691	6,847	6,820
合 計		598,260	628,849	624,773

(2) 教員の状況

平成 18 年 4 月現在における常勤の教員は、教授 12 名を始めとして 52 名である。内訳は下表のとおりである。

(単位：人)

区 分	学長	教授	助教授	講師	助手	合計
全 般	1					1
地域基礎看護学講座		2	6	3	4	15
機能看護学講座		4	0	3	1	8
育成期看護学講座		3	3	3	3	12
成熟期看護学講座		1	3	3	3	10
看護研究センター		2	1	2	1	6
合 計	1	12	13	14	12	52

(3) 学生数の推移

(単位：人)

項 目		年 度		
		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
学 生 数	1 年 生	80	81	80
	2 年 生	82	81	85
	3 年 生	87	89	86
	4 年 生	83	85	91
	合 計	332	336	342

(注) 学生数は、各年の5月1日現在の状況である。募集定員は1学年84名(全体で336名)であり、学生数には科目等履修生及び研究生を含まない。

(4) 学生の出身地の状況別内訳の推移

過去4年間の入学者の状況は下表のとおりである。県内からの入学者が概ね50%超を占めている。

(単位：人、%)

年度 項目	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	県内	45	51.7	48	53.9	48	55.2	52
県外	42	48.3	41	46.1	39	44.8	34	39.5
合計	87	100.0	89	100.0	87	100.0	86	100.0

(5) 学生の就職状況の推移

過去3年間の卒業生の就職状況は下表のとおりである。

(単位：人)

項目	年月		平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月
	就職	県内		34	44
県外			46	35	34
計			80	79	86
進学		-	-	1	
その他		2	2	2	
合計		82	81	89	

(6) 学生一人当たりの入学金、授業料の推移

(単位：円)

項目	入学年度		平成16年度	平成17年度	平成18年度
	授業料	学部生		520,800	535,800
大学院学生			(2年制)520,800 (3年制)347,200	(2年制)535,800 (3年制)357,200	(2年制)535,800 (3年制)357,200
入学金	学部生及び 大学院生	区域内	226,000	226,000	226,000
		区域外	338,000	338,000	338,000

## 第6 監査の結果及び意見

### 1 全般的事項（県立大学共通）

#### （1）備品管理

##### 遊休備品について

##### （事実関係）

物品の現物実査実施要領の第10で「実施機関の長は、現物実査の結果遊休物品が存在すると判明したときは、出納事務局出納管理課長が別に定めるところにより遊休物品の登録をするものとします。この場合において、遊休物品が他の物品と容易に区別できるよう、物品品目別一覧表中の当該物品欄の左余白に「遊休物品」と表示するものとします。」と規定されている。

しかし、平成17年度に実施された実査では、現物の有無及び保管場所の調査はしたものの、その使用状況までは把握されていなかった。

そこで、今回の包括外部監査において再度備品の使用状況につき調査を依頼した。その結果、大学院大学とアカデミーにおいて、パソコン及びその周辺機器で28件、2,183千円の遊休物品が確認された。大学院大学とアカデミーでは機能的に不足していても、他では十分使える可能性が高いものも多く、校内または県内の他の機関への管理換えにより有効利用されている。また、除却処理を大量に行ったため、遊休備品は少なかったとも推察される。

なお、看護大学においては、遊休備品は存在しないとのことであった。

##### （結果）

購入したが使用されていない備品があれば、それは公金の無駄使いと言われても仕方なく、また、民間企業の財務会計においても、遊休備品については減価償却費の処理に関して常時使用されているものと区別して把握することが必要であり、使用状況の把握は会計、管理の両面から見ても重要である。

今後は現物実査において遊休備品の有無を把握するよう徹底すべきである。

##### 除却に関する規則について

##### （事実関係）

除却については、各機関で売却や管理換えを検討し、最終的に廃棄を決定する。ただし、県の会計規則上、評価額が100千円未満の場合は、各現地機関のみの判断で除却して良いとされており、除却時の書類の保存が徹底されていないと、追跡調査ができない状況となっている。

##### （結果）

税金により備品を購入する時には、当然多くの資料作成と承認を必要とするにもかかわらず、いざそれを除却するとなると、評価額が100千円を超えれば、本庁所管課の承認と出納管理課への合議が必要となって牽制が働くものの、それを下回れば各現地機関の長の

判断でよく、資料としても処分対象備品の評価証明が最低限必要とされているのみである。そのため、各現地機関で会計規則に従った除却に関する実務的なフローを整備し、その実施を徹底すべきであるが、そのフローが整備されておらず、当然必要と考えられる除却対象資産とその除却状況の写真、業者の引取証などの書類添付を必要としないというのは、予算を執行することのみを重視し、取得した備品の管理に対する意識が低いと言わざるを得ない。

今後は、早急に各現地機関で除却に関する実務的なフローを整備させるとともに、除却手続について、金額基準を取得価額基準とし、評価額ではなく取得価額で一定金額以上の重要備品の除却については本庁所管課の承認と出納管理課への合議が必要となるような規則の改定が必要である。

## 実査の実施時期について

### (事実関係)

往査時に備品実査の結果報告書を確認すると、平成 16 年度末県備品台帳をもとにした備品実査が平成 17 年度に入ってから行われている。

当然、平成 16 年度末から実査時までの取得と除却を調整した実査実施時点でのあるべき備品台帳に基づいては行われているが、それをもって年度末における備品の実在性を検証するには、日常の取得及び管理、更には除却に関する業務が各現地機関で適切に行われるとともに、外部からの適切な牽制が機能していることが前提となる。

一方、発生主義会計のもと貸借対照表や損益計算書の作成が義務付けられている民間企業では、最低年に一回は棚卸資産について実地棚卸が行われ、固定資産についても実査が行われており、期末での資産の実在性の検証は非常に重視されている。また、実査を末日以外で行う場合は、その基準日を末日以前に設定している。

### (意見)

今回の監査を通じて、備品に関する取得及び管理、更には除却といった業務とその牽制の状況を調査したが、備品の実在性を確保するだけのレベルかどうかは疑問である。

したがって、まず第一に備品に関する業務が各現地機関で適切に行われるよう、会計規則に沿った実務レベルの業務フローを整備、運用するとともに、本庁所管課の定期的なチェックが必要となる。これらが一定のレベルに達し、備品の実在性に対するリスクが低いと判断できるならば、実査を末日以外の日で行ってもよいが、そうでなければやはり末日かそれに限りなく近い日に行わなければならない。効率的かつ効果的に実在性を検証できるよう、最初は当年度の新規取得分のみを末日時点で実査するなど工夫していくことが望まれる。

また、県では、後世に引き継ぐ財産と債務のバランスをわかりやすく示すために貸借対照表を開示しているが、基準日を末日以後に設定して実査を行い、そこから遡って末日の備品の実在性を立証しているのは、情報開示の早期化、適正化が図れないため、末日を含む早い時点で実査を実施できないか、今後検討することも望まれる。

## (2) 契約関係

### 指名競争入札について

#### (事実関係)

ほとんどの委託契約の指名競争入札による落札率が95%以上で、契約業者も長期間同一業者が落札する傾向が続いている。また、いくつかの機関での指名競争入札状況を比較すると、施設管理業務的な委託契約はどこ機関でも存在し、その業務の指名業者は10業者前後に限定され、そのグループに入っている指名業者の多くが、件数や金額は別として、県の委託契約のいずれかを受託している。

建設工事等の契約をめぐることは、全国の自治体で談合問題が表面化しており入札制度の改革が進められている中、岐阜県においても一部の工事については一般競争入札方式を採用している。

建設工事等とは異なるが、一般的に委託契約においては、次のような要因から談合が発生する可能性が否定できない。

- (イ) 指名競争入札における指名基準(条件)の見直しがあまり行われなため、入札参加業者が固定化している。
- (ロ) 委託業務は、同じ業務内容の契約が発注団体全体の施設で複数あるため、業者間での割り振りが可能になりやすい。
- (ハ) 担当課において過去の落札業者や指名業者などの推移や予定価格に対する入札価格の割合などを把握し、分析が行われていない。

#### (意見)

一般に指名競争入札が適正に行われ、入札した指名業者間で一定の競争原理が働いていれば、長期間にわたり継続して同一業者が落札し続けることは考えられない。また、実質的な指名業者間の競争が確保されていれば、落札できていない業者が、各者生き残りのため、予定価格をある程度下回る金額で入札するはずであり、予定価格の95%以上の高落札率が継続することは不自然である。

公共工事における談合問題と、委託契約に見られる上記のような入札状況とが、本質的に全く同質のものであるとは言えないが、県民からはそのような懸念を抱かせる材料となりかねない。契約担当課もしくは担当者が、県の契約事務は規程どおりに行われているので問題は無いという意識では、透明性の確保という点では必ずしも十分であるとは言い切れず、業者間の談合の起こりうる余地を少なくして、より経済的、効果的な契約を実現することが重要である。

談合が発生する土壌を生まないために、次のような策を検討することを提案したい。

- (イ) 5年間を超えて同一業者が落札し、落札率が95%以上のような異常な契約推移を示した場合には、事情聴取や指名業者の入れ替えを行うなどの監視機能を強化する。さらに監視機能を強化する意味からすると、組織内の牽制機能を強化するために、発注担当課とは独立した審査部門を設けて、発注担当課の事務執行状況の検証を行う。
- (ロ) 発注過程の透明性を高めるために、現行の発注担当課が指名業者を選定するのでは

なく、担当課とは独立した部門で指名業者を選定する。独立した部門を設けないとしても、指名基準や指名理由の公表を検討し、指名されなかった業者から照会や異議を受け付ける制度を導入する。

- (八) 業者の受注意欲を反映して競争力を高めるために、一定の選定基準を満たすものは、原則すべて指名することとし、受注の意欲のある業者が指名業者から漏れないようにする。

## 2 - 1 情報科学芸術大学院大学

### (1) 備品管理

#### 【備品管理についての特記事項】

備品管理に関しては、今回の監査対象である大学院大学についてだけでなく、併設されているアカデミーについても検討する必要があった。なぜなら、平成13年度大学院大学開校後は備品、特に情報機器備品については、両校を一体的に管理しており、購入についても検討する委員会は両校の教員と事務局から構成されていた。このため、特に備品については学校を区別することは困難と判断したためである。なお、両校合わせて平成7年度から平成17年度までに予算執行された備品は次のとおりである。

(単位：千円)

学 校 名	金 額
国際情報科学芸術アカデミー	1,290,781
情報科学芸術大学院大学	305,149
合 計	1,595,930

#### 備品実査について

##### (事実関係)

(イ) 備品管理は、出納管理課で出力される物品品目別一覧表(県備品台帳)をもとに行われており、紙ベースでは年1回出力、配布されるとともに、エクセルファイルも同時に配布されているが(RENTAI掲示板掲載、年1~2回)、管理する備品が多い場合や貸出を行っている機関ではそのまま利用できない。そのため、大学院大学設立前のアカデミーにおいても独自の備品管理台帳で管理していたが、この台帳は教務課が作成しており、もう一方の県備品台帳は総務課が管理していた。ただし、独自の備品管理台帳は情報機器類の管理のみで机や椅子といった事務用備品は対象外となっていたこと、教務課での購入時における検収情報が総務課に伝わらず、独自の備品管理台帳には計上されても県備品台帳に計上されない場合もあったことから、すべての備品を網羅したI A M A Sの正しい備品残高を表す台帳は、存在していなかった。

そこで、平成17年に独自の備品管理台帳をもとに、県備品台帳を修正したが、この時点ですでに除却された備品については独自の備品管理台帳上削除されていなかったため、修正後の台帳は十分なものではなかった。

(ロ) 県では平成11年度の包括外部監査で備品管理について指摘され、その後平成12年度に会計規則を一部改正し、現物実査要領を定め、現地機関だけでなく全所属に実施することを義務付けた。原則的には各現地機関において実査の適切な実施を徹底しなければならないが、それとともに本庁所管課による結果の検証と言った牽制のほか、出納管理課からも外からの牽制を機能させるため、平成13年度から会計事務特別検査が実施されることとなった。しかし、各現地機関における実査が十分に行われず、その精度にばらつきが生じてしまった。

その後、調達及び管理者と実査担当者の区分、実査計画の策定、現物と同時に会計書類も確認するなど実施要領が改正され、それに基づいて平成 17 年度の実査が行われた結果、下記（二）に記載のような除却備品が報告された。

（八） アカデミー開設後、3 年を経過した平成 11 年度より順次備品の除却が行われているが、このときに除却備品を県備品台帳と突合して正しく削除していなかったために、一部を除き、何を除却したのかが不明のままになってしまった。現状ではどれだけ大量の備品を除却する場合でも、評価額が 100 千円に満たなければ、本庁所管課の承認や出納管理課への合議の必要がなく牽制機能が働かないため、結果的に適切な処理が行われないリスクが高くなっている。

（二） 平成 17 年度に行われた備品に対する実査の結果、大学院大学とアカデミー合わせ取得価額ベースで 1,111 件 725,689 千円の除却が行われた。この理由としては、次の点が考えられる。

- （ ）アカデミーの開校後 2 ～ 3 年間で購入した備品について、独自の管理用の備品管理台帳には記載していたものの、県の会計規則に規定される物品品目別一覧表（県備品台帳）には適時適切に登録されていなかった。
- （ ）現物実査により県の備品管理台帳と現物との突合を行っていなかった。
- （ ）除却に際して現物と県備品台帳との突合及び台帳からの削除を行っていなかった。

（結果）

開学間もない時期は、県全体で備品管理についての意識が低く、平成 11 年度の包括外部監査の指摘で、実査を義務付け、備品管理についての意識を高めていく方向に向かったが、結果的には長年の風土を変えるには至らなかったと思われる。

取得及び除却の処理に関する県の会計規則は存在するものの、実際に取得から県備品台帳登録、及び除却から県備品台帳削除までの業務フローが各現地機関で確立されていなかったことが最大の原因である。

昨今は民間企業で内部統制の整備が叫ばれているため、それらを参考に備品の購入、除却の業務フローを確立し、県備品台帳が一定時点の備品の状況を適切に表すよう整備を行うことが必要である。

実査による不明備品の除却について

（事実関係）

平成 17 年度に行われた備品に対する実査の結果、大学院大学とアカデミーを合わせると、取得価額ベースで 1,111 件 725,689 千円の除却を行ったが、その対応が十分にとられていなかった。そこで今回の包括外部監査でこの事実を再認識し、除却資産の発生原因を追究してもらったところ次のような結果となった。

(単位：件、円)

項 目	平成 17 年度除却処理分		調査後除却処理分		差 引
	件数	金 額	件数	金 額	
ソフトウェア	69	6,409,861	69	6,409,861	0
パソコン(サーバを含む)	718	696,896,516	679	532,188,252	164,708,264
電 気 製 品	28	1,484,498	28	1,484,498	0
家 具 類	259	18,370,609	259	18,370,609	0
通 信 機 器	12	409,725	12	409,725	0
器 具	24	1,995,327	24	1,995,327	0
物 置	1	123,260	1	123,260	0
合 計	1,111	725,689,796	1,072	560,981,532	164,708,264

【調査後除却処理分が減少した理由】

- ・ 二重登録していた物品を除却したため、除却額が2倍になった備品  
54,534千円
- ・ システム一式として登録し一括除却した備品(1,000万円以上のシステム)のうち個々の備品として現有し利用していると確認できた備品  
97,104千円
- ・ 1,000万円以上のシステム以外に現有していると確認できた備品  
5,027千円
- ・ 物品登録時に取得単価を入力誤りした備品  
8,042千円

今回の監査で再調査を依頼した結果、725,689千円の除却備品について、164,708千円分は原因が明らかになったが、残りの560,981千円分については、口頭での説明や保管されている関係書類から、かなりの部分は適正に除却されたと思われるものの、最終的に適正な除却処分であると判断することができなかった。

(結果)

このような大量の備品について現物との不突合が発生したという問題に対し、この事実の報告を受けた出納管理課からも原因の追究を求められており、大学院大学とアカデミーとその本庁所管課はすぐにその原因分析と今後の対応を明らかにすべきであった。

除却に関する備品管理台帳からの削除が適切に行われていなかった事務処理上の不手際や多額の不用備品を除却したにもかかわらず、原因究明に素早く対応できなかったことは、現場での人員不足も否めないが、現地機関はもとより、県全体において備品管理の重要性に対する認識が浸透していなかったと言わざるを得ない。

今後は各現地機関の所属長及びその本庁所管課はもちろんのこと、会計事務特別検査を行う出納管理課においてもそれぞれの立場で資産管理についての重要性を再認識し、現場での管理や外部からの牽制が有効となるよう、情報を共有して対応していく必要がある。

## 実査の結果に基づく備品登録について

### (事実関係)

今回の外部監査で平成 17 年度に行われた実査の検証を依頼したが、県の財務会計上の物品登録において、備品の計上金額について、総額と単価を間違え、過大または過少に計上されている備品が見受けられた。主なものは次のとおりである。

(単位：千円)

物 品	あるべき計上金額	平成 17 年計上額	差 額
照明システム (平成 12 年度アカデミー校舎建設時導入)	7,425	210,105	202,860
書庫 (平成 12 年度図書館整備時導入)	6,000	600	5,400

### (結果)

県備品台帳が、大学院大学及びアカデミーの実態を正しく表すよう早急に正しい金額に訂正するとともに、購入時に適時適切に登録することを徹底すべきである。

## 備品更新について

### (事実関係)

大学院大学とアカデミーでは、パソコン、ソフトウェアは研究・教育用として最新機器とするため、原則 3 年で更新している。事実、1 千万円を超えるようなシステムが 3 年から 4 年ごとに導入されている。

アカデミーが開校された平成 8 年からはパソコン、ソフトウェアの性能は格段にアップしており、最近の技術革新の状況から、毎年更新しなければ最新の環境を維持できない反面、現状の厳しい県財政のもとで、更新のための予算が年々減少している。

### (意見)

大学院大学とアカデミーでは設立からの目標である最新で最高の教育水準を確保すべく、毎年多額の備品が購入されているが、そもそもこのような備品を充実させるだけの恩恵を税金を納める県民が享受できているのか疑問である。

大学院大学とアカデミーについては、一部の専門分野ではその存在が知られているものの、校舎がある大垣市民にさえ認知度が低く、東濃、飛騨地区ではなおさら知られていない状況である。

I A M A S での研究の成果が一部で出始めており、もう少し長期的な視点で見ていくことも必要であるかもしれないが、教育研究活動のレベル維持のため必ずしもハード面で最新、最高の備品を購入するのではなく、その分ソフト面を充実させることで最低限度の投資で最大限の効果が得られるような努力をすべきである。

県財政が厳しい折、大学院大学とアカデミーでこのような設備投資を行っていくためには、他の現地機関及び県民を説得するだけの運営方針と県政における位置付けを明確にすることが望まれる。

## 支出金調書との突き合わせについて

### (事実関係)

今回の大量の除却備品の事実を受け、本当に備品を購入したかどうか、除却備品の支出金調書を確認した。なお、岐阜県公文書規程で財務書類は5年間の継続保存が規定されており、平成13年度分以降は当然ながら保存されていたが、平成11年度、12年度分も大部分が保存されていたため確認することができた。

また、平成10年以前は書類が残っていないため、監査調書に記載されている500千円以上の備品で除却されたものについて、納入業者に直接確認を依頼した。その結果は、次のとおりである。

### 【平成12年度以前】

(単位：千円)

平成12年以前の取得のうち、 500千円以上の備品	確認ができたもの	確認できないもの
66,721	41,036	25,685

確認できないものについては、購入先に証拠書類が保存されていない、または会社自体が消滅していたという場合などである。

### 【平成13年度以降】

(単位：円)

項 目	件 数	金 額
支出金調書は現存せず物品登録調書あり	2	234,129
ビデオサーバー(平成14年2月18日取得)		189,924
File Maker Pro5.5 Mac(平成14年3月26日取得)		44,205

今回の調査を受けて、保存期間内にもかかわらず、監査時に2件の支出金調書が現存していなかった。それ以降調査を依頼した結果、については支出金調書が発見されたが、については、購入業者に購入の確認はできたものの、書類は依然現存しないままである。

### (結果)

支出金調書は購入したことの根拠資料として最も重要な書類であり、これが保存期間内にもかかわらず正しく保存されていないというのは、備品を購入したかどうかを証明できないのと同時に、他の文書も適正に保管されているか疑問を抱かざるを得ない。情報公開の重要性が叫ばれる中で、再度支出金調書といった証拠書類の整備、保存を徹底し、実査の際の確認でもそれらの有無の重要性を認識すべきであると同時に、他の保存義務のある文書の存在も、今一度確認すべきである。

## 教員研究用購入備品の貸借について

### (事実関係)

任意で対象とした教員 1 名の管理下における備品の実査を抜き打ちで行ったところ、教員間で貸借しているものや生徒へ貸出しているものがあった。このような貸借は他の教員の管理下にある備品についても行われている可能性が高い。

### (結果)

新規取得することなく、既に購入したものを共有し、有効利用するという観点からは、このようなやり方はむしろ好ましいと考えられる。

しかし、備品の貸出しについては、当該機関の実状に即した取扱方針が確立されていないため紛失のリスクが高まり、また、パソコン、デジカメといった容易に持ち運べる備品が多いという特徴から、学外へ持出して私的に利用している可能性も否定できない。

備品を私的に利用した事実は確認されていないとのことであるが、このような環境にある以上、不明備品が発生した場合には、一つの要因として不要な疑いがかけられてしまうこともあり得る。

したがって、教員間においても、備品の貸借に関して、当該機関の実状に即した取扱方針を確立し、大学院大学、アカデミーでの目的に沿った有効な利用であれば記録簿を整備して貸出しを行い、それ以外で特に学外で利用される可能性が高い場合は貸出しを禁止するという方針を明確にする必要がある。

## 使用不能備品について

### (事実関係)

倉庫として利用されている部屋に、古くなったパソコンが大量に保管されていた。この中には故障して使用不可能となったパソコンが含まれていたが、県備品管理台帳上除却されておらず、正常に使用されている備品と区別されていない。

これらは、会計の所定手続きを経て一括処分をするが、一部部品は補修部品として利用できるため、備品台帳にそのまま登録しておいたとのことであった。

### (結果)

独自の管理用の備品台帳では使用不能ということでの他の正常備品とは区別し、除却時に台帳から削除することとなっているが、県備品管理台帳上は除却するまで他の正常備品と何ら区別がされない状況である。

平成 19 年度より総合財務会計システムが更新されるとのことであるが、新システムでは管理状況が適時適切に備品管理台帳に反映できるよう、その運用方法の徹底を図る必要がある。

## 学生個人研究制作用貸出し機材について

### (事実関係)

大学院大学の学生に対して、入学時に在学中に使用するパソコンが貸与されているが、

学生の資金負担は全くなく、すべて県が負担している。その貸与パソコンは、教育の中心が芸術、メディアであることもあり、廉価なモデルではなく、専門的なソフトがインストールされた 30 万円程度のモデルが中心となっている。一方、学生が納める入学金は 282,000 円、授業料は年額 535,800 円となっており、収入に限られるなかでこのような制度を設けていれば、大学院大学の財務状況は厳しいものにならざるを得ない。

全国の公立大学において、平成 17 年度予算における学生現員一人当たり経費（人件費と物件費の合計）を計算したところ、全体の平均は 2,322 千円（公立大学協会「公立大学実態調査」による）であるのに対して、当大学は学部を持たない唯一の大学院大学のため単純比較はできないが、7,266 千円と、医学系の学部と並びその中でもトップクラスで、平均値の 3.1 倍である。

#### （意見）

学部大学との単純比較からみると、学生一人当たりの経費が多すぎることから、学生が個人で必要とするのであれば、相応の負担をしてもらうのが当然と考えられ、若干の補助は止むを得ないとしても、大学院大学が購入して貸与するといった現行の制度は、他大学の事例も検討して見直していくことが望まれる。

#### 共有機材について

##### （事実関係）

大学院大学では、研究や講義、展覧会で必要となる共有機材の学生への貸出しを行っている。この貸出機材としては、6,478 千円のハイビジョンビデオカメラを始め、デジカメも様々なメーカーのものが購入されている。その共有機材購入の際に、実際の利用状況を把握してその妥当性が検証されていない。

現場では、年に 1 回、数年に 1 回の使用でも必要なものは必要であり、特に利用状況について事後的に問題にすることはないと意見であった。

##### （意見）

購入するか否かについては、教員と事務職員で構成されるシステム委員会がその資産の必要性、緊急性を検討して決定しているが、その妥当性は当初目的や計画だけで判断できない。例えば、1 年当たりの使用実績を集計し、その実績が当初目的や計画に沿ったものかどうか検討しなければ、本当に購入の判断が正しかったとは言えない。

教育を充実させるという面からすれば、備品購入金額や利用頻度だけでその有用性を判断してはならないかもしれない。しかし、県財政が厳しく予算が削減されている中、特に購入備品が高額なものであるならば、教育環境の変化が激しいとはいえ、やはり実績の把握と分析を詳細に行ってその結果を次の計画に反映させることが必要であり、いわゆる P（プラン）D（ドゥー）C（チェック）A（アクト）サイクルに基づく継続的な改善を意識することが重要である。

今後は、貸出整理簿のように、どの備品を 1 年間でどれだけ貸出したかという実績まで把握できる管理台帳を作成することにより、事後フォローも行き、購入決定の方針を最適

なものにするよう継続的に努力することが望まれる。

#### 全体での備品購入検討の必要性について

##### (事実関係)

各教員が研究費で購入している備品には、同じような備品が複数ある。これらについては、共有備品として購入した場合、一度に使用の申込みが来ると使用できないため、複数が必要であるというのが購入する主な理由となっている。

その備品が常時利用されているのであれば問題ないが、一定の時期のみ利用され、それ以外は利用されていないければ、利用が集中する場合の最大の必要数を購入することになり、極めて非効率的な利用状況となる。

##### (意見)

今後は、必要最小限の備品購入にとどめられるよう、教員が研究用に予算で購入している資産を含め、大学に存在する資産を一覧表にしてすべて明らかにし、個人が管理してなくても学内に存在すれば、協力して利用し合っていくことが必要と思われる。

また、実際に購入業務を行う事務局側でも統制が機能する体制を整備し、各教授の購入要請に対し、同じような備品を他の教授が管理していれば、教員間での調整を指導できる体制にしていくことが望まれる。

#### 将来的利用価値の評価について

##### (事実関係)

毎年のプロジェクト実習で取り上げられる研究テーマについて、その終了時点で成果については報告があるものの、本当に当初の目的を達成できたかどうかの評価が客観的にはわかりにくい状況であり、備品の購入など投資に対する効果測定も、それによって収入が獲得されるわけではないため、数値化されていない。

特にこのプロジェクト実習で使用される備品には、その実習のためだけに使用される特殊な機能を有するものもあり、その後は転用が利かなくなる可能性が高い。

サンプルとして、平成 17 年度に終了したプロジェクト実習である次の研究に対する成果を閲覧した。

プロセスベースド・メディアアート・プロジェクトのための情報システム研究開発  
からだプロジェクト  
InfoScape プロジェクト

これら研究の成果については、展示会や発表会の場で積極的に機会を見つけて発表されている。ただし、その成果と実際の支出との対比等効果測定はなされていない。

大学院大学の研究テーマについては、今後将来的に成長が期待される分野に関するものが多いため、投資に対する成果の評価は非常に難しく、また、研究の過程が教育であり、それに必要なものであれば投資はせざるを得ないというのが現場の考え方である。

(意見)

県の財政が苦しい現状では、教育とはいえ公的資金を投入している以上、やはり何らかの形で投資に対する成果が求められ、県民への説明責任も生じるわけであるから、費用対効果の測定と分析は必要不可欠と思われる。

その場合には、展示会や発表会に加え、購入した備品の利用度や今後の転用の可否も測定の要素として当然含めるべきである。

毎年予算が削減されている状況においては、研究成果に対する評価をするうえで、備品自体の必要性に加え、将来の利用可能性も考慮して購入の検討を継続的に行っていくことが望まれる。

(2) 施設管理

マルチメディア工房の建築及び利用状況について

(事実関係)

マルチメディア工房の建設費総額は次のとおりである。

構 造	面 積	取得年月日	建 設 費
鉄筋コンクリート造 2 階建	872.87 m <sup>2</sup>	平成 8 年 10 月 16 日	384,000,000 円

マルチメディア工房は、国内外から招聘する客員教授が集中的に作品制作活動や展示を行う拠点として、また、学生・教員が共に制作過程に参加し交流することにより、世界一流の感性や創造にふれる場所である。さらに、メディアアートの情報発信の拠点の役割も果たしている。

現状は多目的ホールと木工室として使用している。多目的ホールは、イベントの際の展示場、制作発表の場として利用し、木工室は教員・学生の作業場として活用されている。本工房は、デザイン価値としてのざん新性は認められるものの、使い勝手よりデザイン最優先の設計に見受けられる。通常の作業など利用に直接の支障はないものの、半地下構造のため開放感を持たせるため中庭(光庭)は屋根がなく、露出した鉄部が多い構造上の問題があり、雨漏りなどがある状況となっている。

また、日経アーキテクチャ第 745 号(平成 15 年 5 月 26 日発行)で、「日本建築学会賞にもがっかり ざん新な空間が水浸し 修繕しきれず急速に劣化」という見出しで紹介されている。

具体的には、劣化して見える原因の一つは、雨ざらしの部分が多いこと、二つ目の原因は、露出した鉄部が多いにもかかわらず再塗装を頻繁に行えないことが挙げられている。また、劣化以外にも、現在は改善されたが以前は雨漏りがひどく悩みの種であり、三つの巨大なガラスのトップライトを設けた屋上から漏水し、スタジオの照明器具が使い物にならなくなったという事実が書かれている。



(雨漏り)



(整理状況)



(外観)

#### (意見)

坪(1坪=3.3平米)当たり1,451千円という建設費は、民間の住宅の建設費(坪当たり約500千円)と比べ約3倍である。当初計画されていた木工室及び多目的ホールとしては使用されているが、その建設に多大な費用がかかっている。

現場においては、今後も更なる有効活用の方法を検討する必要があるであろうし、県ではこの事例を活かして、建設後の維持管理まで含めた費用対効果と使い易さを十分に検討したうえで、施設を建設していくことが望まれる。

#### 学生寮について

##### (事実関係)

(イ) 大学院大学及びアカデミーの学生に対しては、県内外から優秀な学生を集めるため学生寮を整備している。現状募集人員に比べ応募人員のほうが多いため、優先的に入寮できる基準を設けて選考している。現状入居の決定に際しては、留学生及びこれに準ずる者を第1順位とし、非健常者、生活困窮者等特段の事情により入寮が必要と認められる者を第2順位に、通学できない者を第3順位、それ以外を第4順位とし、第1順位から優先的に入寮を決定し、残りについて抽選を行っている。平成17年度及び平成18年度の大学院大学の応募・選考状況は次のとおりである。

優先順位	平成 17 年度		平成 18 年度	
	応募人数	入居決定人数	応募人数	入居決定人数
第 1 順位	2 名	2 名	1 名	1 名
第 2 順位	4 名	4 名	-	-
第 3 順位	11 名	2 名	16 名	11 名
第 4 順位	-	-	-	-

生活困窮世帯に属する者の定義は、「市町村民税の所得割の納付を要しない世帯もしくは所得が 125 万円以下」である。

- (口) 学生寮の当初の建設費は、694,735 千円である。学生寮の維持管理費としては、寮の管理人の委託料が年間 1,920 千円支出されている。1 名当たりの寮の適正家賃は以下のように考える。

建設費	694,735 千円
寮の耐用年数（税法の耐用年数）	50 年
定員	40 名
年間の維持管理費	1,920 千円
適正家賃（ / × × 12 ヶ月 + / × 12 ヶ月）	32,947 円 / 1 ヶ月
現在の家賃	18,800 円 / 1 ヶ月
現在の家賃での資金回収額（ × × × 12 ヶ月）	451,200 千円

(注) 適正家賃は、建物取得費を耐用年数の期間で回収できる金額として計算するものとする。

(意見)

- (イ) 第 2 順位の生活困窮者等特段の事情により入寮が必要と認められる者の条件が「市町村民税の所得割の納付を要しない世帯もしくは所得が 125 万円以下」であることから、平成 18 年度においては該当者がいなくなってしまった。経済的に苦しい学生を援助するという目的からすると、もう少し所得制限を緩和することが望まれる。

- (ロ) 現状の学生寮の家賃は上記の適正家賃の 57% であり、現状の家賃で計算した場合の資金回収額（451,200 千円）と建設コスト及び 50 年間の維持管理費（694,735 千円 + 96,000 千円）の差額は、339,535 千円である。この差額は県民が負担していることになる。

優秀な学生を全国から集めるための魅力づくりにも配慮が必要であるが、学生寮のコストの一部まで県民が負担していることも学生に周知させ、今後適正な家賃を設定していくことが望まれる。



寮の外観 1



寮の外観 2

### 校舎の耐震補強について

#### (事実関係)

大学院大学の校舎は、昭和39年から46年に建築された大垣市の市立高校のものである。平成9年度に実施した耐震診断結果では、耐震性能Eランクで「極劣」という最低の評価となっている。県が早急に補強工事についての計画を立てなければならないが、現状ではソフトピア地区への移転の話もあり、耐震補強をするのかどうかは決まっていない。



(結果)

学校施設ということからも、学生の安全を第一に考えなくてはならない。県立の高等学校で耐震性能に問題があるところは既に耐震補強工事が行われており、学生や教職員の人命にかかわる耐震補強については、県は早急に工事計画の検討を行う必要がある。

(3) 契約関係

施設設備維持管理に対する業務委託契約について

(事実関係)

(イ) 緑地維持管理業務委託について

校舎芝生敷地管理(8,300 m<sup>2</sup>)、教員宿舎芝生敷地管理(42 m<sup>2</sup>)、学生寮芝生敷地管理(50 m<sup>2</sup>)、樹木管理(剪定、害虫駆除等)、雑工(除草、側溝清掃)を業者へ委託している。契約は指名競争入札方式で、過去5年間の入札状況は次のとおりである。

【直近5年の入札執行状況】

(単位：千円)

年 度	契約業者	参加業者数	落札価格
13年度	A社	5社	8,400
14年度	A社	9社	8,295
15年度	A社	8社	8,032
16年度	A社	8社	7,875
17年度	A社	9社	7,560

過去5年間同一業者が落札し、落札率が97%以上と100%に近い水準である。さらに予定価格及び落札価格の推移を見ると、ほぼ同じような割合で双方ともが下落している。

(ロ) 警備業務委託について

職員が帰宅する夜間から出勤する朝までの警備を委託している。契約は指名競争入札方式で、過去5年間の入札状況は次のとおりである。

【直近5年の入札執行状況】

(単位：千円)

年 度	契約業者	参加業者数	落札価格
13年度	B社	7社	10,710
14年度	B社	7社	10,279
15年度	B社	7社	10,111
16年度	B社	8社	10,026
17年度	B社	9社	10,017

過去5年間同一業者が落札し、落札率が97%以上と100%に近い水準である。さらに予定価格及び落札価格の推移を見ると、ほぼ同じような割合で双方ともが下落している。

警備業務については、平成15年度から平成17年度の3ヵ年で仕様書の内容はかわっていない。積算内訳は警備員人件費と諸経費からなり、諸経費は警備員人件費に割合を掛けて計算しているが、諸経費の割合は、平成15年度が15%、平成16年度は9%、平成17年度は7%となっている。

(意見)

事務的には規定に準拠して入札が行われ契約しているが、結果は5年間同じ業者が高い落札率で落札している。また、予定価格、落札価格については、金額や下落割合を見ても大きな変動はなく同じような水準で推移しており、本来競争入札に求められる質の向上と金額の適正化という機能に照らし合わせると、不自然な契約と言わざるを得ない。

このような維持管理業務の委託は、工事の入札とは異なって継続性があるため、無駄を省いた適正価格に近づけば近づくほど落札率は高くなるため、それだけでは不自然と断定することは難しいかもしれない。しかし、実際の積算における諸経費の割合については、担当者が委託会社の業務内容を見て翌年度の率を決めており、その算定根拠となるものはなく、主観的な判断に基づくものと考えられ、このように恣意性が介入する余地があると契約の不自然さが払拭できない。

今後は、長期間同じ業者だけが入札することが起きないように、指名競争入札における指名業者の選定理由を見直すこと、または一般競争入札にすることにより、入札に参加する業者の新陳代謝を図るとともに、積算に関する客観的な算定根拠を作成し、第三者へ説明ができるような根拠資料を残すことが望まれる。

(4) 収入支出その他

教員研究費について

(事実関係)

平成 17 年度は前年度予算に対して 10%減の 24,480 千円で予算計上し、各教員には役職に応じて次のように予算配分を行った。

(単位：千円)

科目	教授	助教授	講師	助手
旅費	432	328	224	160
消耗品費	264	240	224	112
通信運搬費	104	88	24	32
備品購入費	768	680	504	384
負担金	32	24	64	32
計	1,600	1,360	1,040	720
人数	7	5	3	3
研究費計	11,200	6,800	3,120	2,160
計				23,280
予備費計				1,200
教員研究費合計				24,480

事務局では、教員ごと及び予算科目ごとに予算執行表（エクセルで管理）を作成して管理している。

(意見)

(イ) 教員が物品を購入するプロセスであるが、購入したい物品の品名、金額、購入理由等を事務局に伝え、事務局で予算、購入理由の妥当性を検討して、問題なければ決裁して購入手続きを行うことになっている。教員に予算を配分している以上、事務局で金額の妥当性、購入理由の妥当性について厳しくチェックしないと、必要以上に高額なもの、不必要なものが購入されてしまうリスクがある。

ただし、現状は、研究等を進めるうえで必要であるという理由で物品購入が許可されている。今後は、事務局で厳しいチェックをすることにより教員にコスト意識を植え付けることが必要と思われる。

(ロ) 平成 17 年度は、パソコン 12 台、プリンター 6 台、プロジェクター 1 台、デジカメ 4 台を教員研究費予算で購入している。過去の購入実績を見ても、パソコン、デジカメ等の電子製品は毎年度最新の物を購入する傾向にある。パソコン等の製品は毎年各メーカーが新製品を出し、本校の特徴からして最新のものに更新していくことの必要性はあるが、今後は経済性の観点からも、本当に研究に必要かどうか厳しく検討すべきである。あわせて毎年パソコン等を購入しているの、過去のものが適正に使用されているかまたは除却されているか管理することが望まれる。

プロジェクト研究費について

(事実関係)

平成 17 年度は前年度予算に対して 8.3%減の 39,800 千円で予算計上し、各プロジェクトには次のように予算配分を行った。

(単位：千円)

項 目	予 算 額	執 行 額	残 額
作業芸術アーカイブプロジェクト2	4,828	4,102	725
Geo-MediaContentsプロジェクト	7,790	6,128	1,661
からだプロジェクト	4,445	3,974	470
アトハンスト・メディアスクールプロジェクト	5,450	5,535	85
プロセス・ペーセント・メディアアートプロジェクト のための情報システム研究開発	2,960	2,486	473
lmasBBProject	3,802	3,411	390
INFOSCAPEプロジェクト	3,050	1,387	1,662
クルマプロジェクト	1,826	1,876	50
ガングプロジェクト	3,065	2,003	1,061
予 備 費	2,584	2,215	368
合 計	39,800	33,120	6,679

(単位：千円)

科 目	予 算 額	執 行 額	残 額
報 償 費	1,800	1,578	221
旅 費	4,460	2,366	2,093
消 耗 品	5,995	4,026	1,968
燃 料 費	50	-	50
印 刷 製 本 費	950	668	281
役 務 費	2,880	1,555	1,324
委 託 料	7,630	6,242	1,387
使 用 ・ 賃 借	1,000	550	449
備 品 購 入 費	14,935	16,112	1,177
負 担 金 等	100	20	80
合 計	39,800	33,120	6,679

事務局では、プロジェクトごと及び予算科目ごとに予算執行表（エクセルで管理）を作成して管理している。

(意見)

(イ) 全プロジェクト共通予算で、ソニー製 46 型液晶テレビを 961,800 円で購入している。平成 17 年度の購入理由は、プロジェクターとして使用するためである。当時ソニー製の 46 型液晶テレビは、注文生産であり、かなり割高なのは間違いない。研究の仕様を満たすものが他社メーカーでないのか、または 46 型よりも小さいもので代替できないのか等を検討した根拠を資料として残すことが望まれる。

(ロ) 平成 17 年度予算要求時の予算積算資料には、備品関係はすべて 5 月頃の購入計画となっているが、『作法芸術アーカイブプロジェクト 2』においてノートパソコン等 486,255 円が平成 18 年 4 月 12 日支払い日で予算執行されている。パソコンの発売時期が遅れたためであるが、本来その年度の研究に使うための予算であることからすると、発売時期が遅れたのであれば代替案を検討、代替機を購入し、研究を遂行していくことが望まれる。

(ハ) 『Geo MediaContentsProject』において、旅費が 1,800 千円予算計上されており、予算執行は 486 千円であった。予算には、リンツ学会発表旅費が 1,000 千円(2 人×500 千円)計上されているが、実際にはリンツ学会発表は行われていない。これだけ予算計上と執行額に差があるものについては、どのような理由で予算執行しなかったのかを分析し、第三者に説明ができるようにすることが望まれる。

(ニ) 『からだプロジェクト』において、旅費が 560 千円予算計上されており、予算執行はゼロであった。予算には、東京 1 泊 2 日の旅費 560 千円(4 人×4 回×35 千円)計上されている。これだけ予算計上と執行額に差があるものについては、どのような理由で予算執行しなかったのかを分析し、第三者に説明ができるようにすることが望まれる。

(ホ) 『INFOSCAPE プロジェクト』において、旅費が 700 千円予算計上されており、予算執行はゼロであった。予算には、Workshop の旅費 400 千円(一人×2 回×200 千円)とプレゼンテーションの旅費 300 千円(一人×2 回×150 千円)計上されている。これだけ予算計上と執行額に差があるものについては、どのような理由で予算執行しなかったのかを分析し、第三者に説明ができるようにすることが望まれる。

授業料等未収入金について

(事実関係)

平成 17 年度末の授業料等未収入金残高の内訳は次のとおりである。

(単位：円)

院生	内 訳	金 額	摘 要	
A	17年度前期・後期授業料	535,800	*1,2	在籍
B	17年度前期・後期授業料	535,800	*1,2	18年3月修了
C	17年度後期授業料	267,900	*1	"
	18年3月寮費	16,980	*1	
D	17年度後期授業料	267,900	*1	"
E	17年度後期授業料	267,900	*1	"
F	17年4月授業料	44,650	*2	17年5月から休学
	合 計	1,936,930		

(結果)

情報科学芸術大学院大学学則 42 条では授業料未納の場合は除籍することができることになっているが、BからEの4名は授業料未納のままで修了している。

また、未納に対する督促事務に関して、摘要欄の\*1は督促状のコピーは保存されているが発送についての決裁が行われておらず、発送されたかどうかの確認ができない。\*2はコピー保存、発送決裁のいずれも行われておらず、滞納管理が不十分である。

(意見)

修了の承認にあたっては、授業料等の滞納がないことを事前確認することが必要と思われる。

また、督促状発送にあたってコピーを保管する必要はないが、発送の決裁及び発送の記録について保存することが望まれる。

授業料免除について

(事実関係)

平成 17 年度の授業料免除の内訳は次のとおりである。

(単位：円)

院生	金 額	授業料免除理由
A	535,800	生活保護に準ずる程度の困窮世帯に属する者
B	535,800	"
C	535,800	"

(結果)

A、B、C 3名の授業料免除の調定入力が行われておらず、翌年の5月に入力漏れを発見して入力されている。

Cは減免2年目である。情報科学芸術大学院大学条例施行規則第9条の定めにより2年目も減免を受けるときは改めて申請手続を行うことになっているが、申請及び決裁が行われていない。毎月、学生授業料等整理簿を作成することにより、回収すべき額の回収状況について月次で把握する必要がある。

## 2 - 2 岐阜県立看護大学

### (1) 備品管理

#### 備品実査と台帳整備について

##### (事実関係)

大学院大学と同様、看護大学においても調達及び管理者と実査担当者の区分、実査計画の策定、現物と同時に会計書類も確認するなど改正通知に基づいて、実査が行われた。その結果は次のとおりである。

(単位：件、千円)

項 目	件数	金 額
備品台帳と突合できない備品	226	4,361
うち、除却したが台帳から消去していない備品	21	848
うち、本来消耗品で台帳に登録すべきでない備品	205	3,513

除却については、現状ではどれだけ大量の備品を除却する場合でも、評価額が 100 千円を越えれば、本庁所管課の承認と出納管理課への合議が必要となって牽制が働くものの、それを下回れば各現地機関の長の判断でよく、資料としても処分対象備品の評価証明が最低限必要とされているのみである。そのため、現地機関での適切な処理とその本庁所管課による牽制が機能しないと、現物と台帳が一致しないといったリスクが高まる。看護大学においても、除却したが台帳から消去していない備品が 21 件 848 千円存在した。この除却については、除却に関する資料は一切存在しないため裏付けがなく、本当に除却したかどうかは確認できていない状況である。また、県の会計規則上、備品として登録し、管理するのは、比較的長期にわたり使用可能なもので原則 20 千円を超えるものであり、それ以下は原則として消耗品として扱うことが可能となっているにもかかわらず、誤って消耗品を備品として 205 件 3,513 千円も登録しており、その後の整理で削除している。

##### (結果)

看護大学は看護教育という性質から、小型から大型まで多種多様な備品が数多く存在しているため、備品管理を適切に行うには、備品台帳の整備と実査の徹底が不可欠である。除却に応じて備品台帳から削除したり、20 千円以下の消耗品を登録しないといった現場での業務を適切に行ってこなかった看護大学に問題があるのは当然である。

今後は、各現地機関の所属長及びその本庁所管課はもちろんのこと、会計事務特別検査を行う出納管理課においてもそれぞれの立場で資産管理について重要性を再認識し、現場での管理や外部からの牽制が有効となるよう、情報を共有して対応していく必要がある。

#### 移動状況の管理について

##### (事実関係)

看護大学への往査時に、実習室について抜き取りで備品実査を行ったところ、本来保管されているべき場所からの移動が多く、すべて確認はできたものの時間がかかってしまった。

看護大学の備品のなかには、容易に移動が可能で、どこでも共通して利用するワゴンのような備品も多い。そのため、必要に応じて移動させ、利用するケースが多いとのことである。

#### (意見)

このように、最大限に合わせて備品を購入するのではなく、常時必要な数だけ購入し必要に応じて流用することは、厳しい財政状況の下では、非常に効率的である。しかし、備品管理の観点からすると、登録されている管理場所に保管されていないケースが生じ、実査時の確認に時間がかかったり、二重登録や誤って除却してしまう可能性が高くなる。

そのため、大半が移動先で保管されているような事実があれば、実査の効率性と正確性を確保するため、管理している委員会、教授の協力を得て、保管場所の変更について適時適切に事務局へ報告される体制を整備していくことが望まれる。

#### 図書の管理について

##### (事実関係)

図書については、備品に該当するもの以外は実査を要請されていないが、大学独自では行っている。実査の結果、現物がなかった不明図書は、ここ3年間で、平成15年度が10冊、平成16年度が29冊、平成17年度が30冊となっている。

研究室の管理であるものを誤って図書館管理にしてしまったなど入力時のミスも考えられるとのことであるが、平成16年度からは一般に開放し、18歳以上(高校生除く)であれば誰でも利用できることになった。

##### (結果)

図書の中でも専門書などは高額なものがあり、今後は一般開放に伴い、ますます不明や借りたまま返却されないものが発生する可能性が高くなると考えられ、一定の管理が求められる。

県民の税金で購入した資産であることには変わりがないため、早急に管理規程を整備し、特に長期間返却しない利用者に対してどの段階でどのように対応するかといった対応マニュアルを、県図書館の実情を参考に作成しておく必要がある。また、牽制が有効に機能するよう、実査の結果を本庁所管課に報告するような体制を整備すべきである。

#### 貸出し備品について

##### (事実関係)

大学が生徒に貸出すために、パソコン120台、デジタルカメラ10台、プリンター15台を購入しているが、全員に割当てるという当初目的を達成していないばかりか、老朽化し、故障が絶えない状態になってしまっており、今後の方針も明らかになっていない。開学当初はパソコンについては学生全員に割当てると、順次買い揃えていく予定であったが、県の財政事情もあり、現在の台数で留まってしまっている。そもそもパソコンを割当てようとした目的は、県内の病院をはじめさまざまな施設に実習に行っている学生がレポート

をその実習先で作成できるようにするためである。

(意見)

確かに学生のためには有難い話であり、もっと台数を増やして欲しいとの学生からの要望も強くあるであろうが、必要とする時期が集中するため、それに対応できる台数を揃えてしまうと、それ以外の時期は利用されない台数が多くなり、効率的ではないと思われる。また、学生に全く負担させず、全額学校が負担する必要があるのかどうかは疑問である。

このままでは、2、3年で買換え時期が到来するため、現状の台数を維持するだけでも備品購入についての予算を確保しなければならない。県財政が厳しい中で、それも困難な状況である。購入については、購入代金の一部を学生負担とすることで、県の資金負担が軽減されるとともに、備品の取扱い方も変わってくるように思われる。

まずは、このような備品の必要性を再度検討し、そのうえで最低限必要な台数や今後の買換え、買増しについて決定するとともに、購入あるいはリースを検討し、計画的に整備していく必要があると思われる。

(2) 施設管理

講堂の使用状況について

(事実関係)

定員 400 名収容で、入学式や講演会等に使用されている。大型プロジェクターを装備した高度なAV機器が整備されているが、外部への貸出しは行っておらず、使用は限定的となっている。

【講堂の1年間の費用試算】

建築費	11,900 百万円
建物面積	15,582.57 m <sup>2</sup>
講堂棟面積	1,164.05 m <sup>2</sup>
講堂棟建築費 ( × / )	888 百万円
1年間の減価償却費 (耐用年数 50 年)	17 百万円

建築コストの1年間の負担額が17百万円とすると、維持費を加えるとそれ以上のコスト負担をしていることになる。平成17年度の使用実績は14日(外部貸出9日、学内使用5日)で、1使用日当たりで計算すると1百万円以上のコスト負担をしていることになる。



( 講堂内部 )



( 機器類 )



( 講堂 )

#### ( 意見 )

現状の年間平均使用回数は、15 回程度である。今後は、内部での活用はもとより、管理上難しい問題も多いと思われるが外部への貸出しができるように P R 活動 ( ホームページへの記載、広報誌への記載等 ) を行い、有効活用を促進する必要があると思われる。

#### ( 3 ) 労務管理

##### 時間外勤務申請の押印漏れについて

##### ( 事実関係 )

県の財政が悪化しているなか、人件費を抑制するため、職員数が減っているとともに、時間外勤務についても管理が厳しくなっている。実際、県全体で時間外勤務手当に対する予算が決められており、各機関に配分されている。このような状況下で、時間外勤務を適切に把握しなければならないにもかかわらず、時間外勤務命令簿に命令権者の押印が漏れていた。

(結果)

押印漏れの理由は、単なる過失であるとのことであったが、時間外勤務については、命令権者の勤務命令に基づいてなされるものであり、それがなければ本来は時間外勤務手当を支給すべきではない。しかし、現状では時間外手当に対する予算が決められていることから、予算額との調整がとられているようであり、このような実態が押印漏れを招いたと考えられる。

これでは、いわゆるサービス残業を招きかねないことになるため、今後は、時間外勤務の必要があれば、命令権者が適正に命令を発して、時間外勤務手当を支給する必要がある。仮に人件費の抑制を図るとすれば、普段の業務活動を分析し、最適化する意識を持ち、常に業務改善に心がけるなど、従来 of 県の業務を根本的に見直すべきであり、それが不可能であれば時間外勤務の縮減は不可能である。

(4) 契約関係

情報システム保守管理業務について

(事実関係)

看護大学の情報システムの保守管理業務を業者へ委託している。契約方法は一者随意契約である。一者随意契約の理由は次のようである。

「本学情報システムは総合評価方式一般競争入札により整備されたシステムであり、その整備を担当したA社の様々な工夫がされており、システムを保守管理するには、本来その整備を担当した業者でなければならない。しかし、本学の情報システムを整備したA社の協力会社であるB社はシステム整備に際し、ハードウェア、ソフトウェアにかかわるほとんどの作業を担当しており、システム管理にはA社よりも適当である。そのためB社による随意契約とする。」

平成12年度から平成15年度までは、情報システム管理業務と情報システム保守業務と分けて、別々の業者で一者随意契約として業務委託を行っていたが、平成16年度からは情報システム管理業務と情報システム保守業務を一本化して一者随意契約となった。

【平成16年度、平成17年度の契約状況】

(単位：千円)

年 度	契約方法	契約金額
16年度	一者随意契約	26,309
17年度	一者随意契約	25,762

(意見)

(イ) 契約金額の内訳は、( )運用支援費用、( )常駐管理・開発、( )ハードウェア費用、( )ソフトウェア費用の4つである。運用支援費用は、仕様書には明確に記載されていないが、業者の提示によると、以下のような内容である。

【内容】

・ソフトウェアの運用支援を担当者に代わって実施する。

- ・ IIS、DOMINO、Sendmail、DNS に対するバージョンアップ・リリースアップ作業を実施する。

【時期】

- ・ 随時

17 年度設計価格に対する根拠は、前年実績金額ということであるが、前年の作業実績についての把握が行われていない。本来は、16 年度での作業実績を把握して、費用の実績に対しての評価を行い、17 年度の設計価格の積算にフィードバックさせるべきである。今後は積算根拠を残し、コスト削減のための出来る限りの努力をすることが望まれる。

(ロ) 常駐管理業務、システム開発業務の設計価格の積算にあたって、実際に常駐管理業務及びシステム開発業務で何日の業務実績があったのかを把握できていないまま積算を行っているため、今後は業務実績を管理することが必要と思われる。業務実績を把握することにより、常駐管理で週 3 日またはシステム開発で週 2 日が本当に必要なのか検討することができ、コストの削減につながる可能性が期待できる。

(ハ) 平成 12 年度から情報システム管理・保守業務は一者随意契約であり、ここ 2 年とも落札率が 99%以上で 100%に近い水準になっている。契約審査会が開かれて、随意契約理由説明書も作成されているので、形式上は問題ないが、一者随意契約を行う経済性、合理性を第三者に説明ができるように検討結果を文書で残すことが必要と思われる。また、設計価格の積算項目のほとんどが前年実績となっていることから、業者との間での緊張関係が保たれない状況にある。今後は、積算項目の見直しを定期的に行うとともに、更なるコスト削減を実現するためにも競争入札の検討を行い、契約金額が高止まりしないように努力していくことが望まれる。

警備業務について

(事実関係)

昼間常時一人、夜間及び土曜日昼間常時 2 人体制の入出者(車)管理及び受付業務等を業者へ委託している。契約は指名競争入札方式で、過去 5 年間の入札状況は次のとおりである。

【直近 5 年の入札執行状況】

(単位：千円)

年 度	契約業者	参加業者数	落札価格
13 年度	A 社	8 社	8,760
14 年度	A 社	10 社	8,771
15 年度	A 社	11 社	9,292
16 年度	A 社	10 社	8,925
17 年度	A 社	10 社	8,925

平成 14 年度からは、落札率 95%以上で 100%に近い水準になっており、落札業者も同一である。また、平成 16 年度、17 年度については、落札金額が同額となっている。

(意見)

事務的には規定に準拠して入札が行われ契約しているが、結果としては 5 年間同じ業者が落札している。また、落札価格や落札率については、大きな変動はなく同じような水準で推移しており、本来競争入札に求められる質の維持または向上と金額の適正化という機能に照らし合わせると、不自然な契約と言わざるを得ない。

このような維持管理業務の委託は、工事の入札とは異なって継続性があるため、無駄を省いた適正価格に近づけば近づくほど落札率は高くなるため、それだけでは不自然と断定することは難しいかもしれない。実際に平成 16 年度と 17 年度を見ると、そのような状況も実際に窺える。しかし、実際の積算における根拠が曖昧で恣意性が介入する余地があるため、契約の不自然さが払拭できない。

今後は、長期間同じ業者だけが入札することが起きないように、指名入札参加条件を見直すこと、または一般競争入札にすることにより、入札に参加する業者の新陳代謝を図るとともに、積算に関する客観的な算定根拠を作成し、第三者へ説明ができるような根拠資料を残すことが望まれる。

清掃等業務について

(事実関係)

校舎清掃業務、建物環境衛生管理業務、建物周辺清掃業務、その他業務(空気環境測定、害虫駆除、貯水槽清掃、飲料水水質検査、池の清掃、外周石洗浄及び土砂等除去、多治見看護寮清掃、ガラス清掃、実習室整備)を業者へ委託している。契約は指名競争入札方式で、過去 5 年間の入札状況は次のとおりである。

【直近 5 年の入札執行状況】

(単位：千円)

年 度	契約業者	参加業者数	落札価格
13 年度	C 社	4 社	19,950
14 年度	C 社	13 社	19,950
15 年度	B 社	24 社	17,797
16 年度	B 社	18 社	16,233
17 年度	B 社	18 社	15,745

ここ 5 年間の入札執行状況は、C 社から B 社へ変更となった平成 15 年度を除き、落札率は 100%に近い水準である。仕様書、実施要領はここ 5 年間ほぼ変わっておらず、予算額に見合った予定価格の調整がなされているだけのようと思われる。

(意見)

学生募集に施設設備の充実、清潔さは重要な要素であり、しかも生徒のほとんどが女性であることからすればなおさら関心は高い。確かに現状、施設設備の充実と衛生面、清潔面ではかなり高いレベルが維持されているように思われる。しかし、県立である以上はハード面もさることながら、やはりソフト面での充実度でアピールすることが重要であり、維持管理にかかるコストはできるだけ抑えなければならない。

県の財政が厳しい中、経費削減という方針だけで設計価格を調整しているということは、実態を十分に考慮していかに経費を削減するかという工夫がなされているわけではなく、予算方針に合わせて数字合わせを行っているという感は否めず、コスト意識は低いと言わざるを得ない。

今後は、再度実施要領を含めた仕様書を検討し直し、前年どおりの方法を踏襲するのではなく、適正な清掃員数の検討を行い、試行錯誤を繰り返し創意工夫を重ねていくことが重要と考える。

#### 施設管理業務について

(事実関係)

設備運転管理保守業務、機械設備定期保守業務、自己制御機器点検保守業務、中央監視システムバージョンアップ、蓄熱系統熱源ポンプ分散整備を業者へ委託している。契約は平成15年度以降は指名競争入札方式で、過去5年間の入札状況は次のとおりである。

#### 【直近5年の入札執行状況】

(単位：千円)

年度	契約業者	参加業者数	落札価格
13年度	D社	随意契約	19,550
14年度	D社	随意契約	19,318
15年度	D社	10社	18,899
16年度	D社	4社	18,375
17年度	D社	4社	18,795

平成14年度までは一者随意契約であったが、平成15年度より指名競争入札に変更した。結果は、競争入札にしても従来の業者が落札し、更に平成15年度は、税抜の予定価格と落札価格の誤差が100円という入札結果であった。通常の入札価格は一万円単位であり、100円単位の入札価格は異例である。その後も97%以上の100%に近い落札率が続いている。

(意見)

D社は、開学当時の設備設置業者であり、学内の施設を熟知しており、D社が業務を継続していくことが業務上円滑かつリスクが少ないのは理解できる。ただ、その反面、客観的には落札価格が下落せず、高止まりしている感は否めない。時が経てば業務内容も見直しが必要で、それにより経費削減が期待できる。現状で積算が完璧であるといえない限り、

積算の段階では継続して質の向上と金額の適正化を達成するよう検討されることが望まれる。

また、指名基準(条件)を見直して、もう少し多くの者が入札に参加できる機会を設け、競争入札のもつ競争原理が機能する制度にしていくことが望まれる。

#### 植栽維持管理業務について

##### (事実関係)

樹木管理、芝生管理、校内維持管理等を業者に委託している。契約は平成13年度及び平成14年度は指名競争入札で、平成15年度以降は一者随意契約である。過去3年間の契約状況は次のとおりである。

##### 【直近3年の契約執行状況】

(単位：千円)

年度	契約業者	参加業者数	契約金額
15年度	財団	随意契約	15,402
16年度	財団	随意契約	14,700
17年度	財団	随意契約	14,700

平成15年度から県の外郭団体である財団法人花の都ぎふ花と緑の推進センターに一方随意契約に変更している。随意契約とした理由は、『看護大学の土壌が悪く樹木の生育がよくないため、植栽維持管理に関する専門的な技術者がいて、他の県営公園の維持管理の実績がある』とのことである。

##### (意見)

平成13年度から植栽維持管理業務を落札している民間事業者が、平成15年度～平成17年度においても財団法人から実質的に業務を請け負っており、財団と随意契約しなければいけないのは合理性に欠ける。

また、金額に関しても、当該財団法人との協議のうえで設計価格を決めており、金額の適正性の点で問題があり、直ちに外郭団体との契約について見直すことが望まれる。

(5) 収入支出その他

印刷製本費支出について

(事実関係)

事業報告書の印刷製本費で報告書発行部数の決定についての根拠が明らかになっていない。

(単位：千円)

報告書の名称	発行部数	金額
看護実践研究指導事業報告書	500	445
共同研究事業報告書	600	405

(意見)

報告書の発行についての稟議決裁の際に、配布目的、配布予定先を明らかにして、発行部数を決定することによりコスト低減を図ることが望ましい。

旅費支出について

(事実関係)

旅費請求書に請求者の署名漏れが1件発見された。また、旅費支払業務を、年度末に数ヶ月分まとめて行っている事例があった。

(結果)

旅費の請求がまとまってなされることが事務ミスの生じる一因となっていると考えられるため、旅費精算は例えば、一ヶ月以内に行うといったルールを定めて、事務の平準化とミスの防止を図ることが必要である。

## 第7 今後の県立大学のあり方

### 1 県立大学全体への提言

#### (1) 貸借対照表の作成

##### (事実関係)

今回の監査で大きな問題となったのは備品の管理についてである。

備品については、所有とその後の除売却について正しく管理されておらず、長期間に亘り台帳上適正に処理されないまま放置されており、それが実査によっても発見されなかった。

##### (意見)

備品の管理状況については、最近では意識に変化は見られるものの、これまでの県の管理業務の重点が、資金が動く時点に集中しており、購入後の管理がおろそかになっていた。備品の管理を改善するには、適切な台帳整備を早急に行うことが最も重要であるが、もう一步進んで各大学の建物及び建物付属設備、構築物等を含めた資産全体を適切に管理できるよう工夫する必要があると思われる。

これらを考慮すると、年度末のような一定時点における財政状態を明らかにする貸借対照表の作成が必要となってくる。しかも、貸借対照表には、資産の調達源泉として、将来返済していかなければならない負債も計上されることになり、今後の県にとって大変有用な財政の管理手段とすることが出来ると考える。県全体としての貸借対照表はもちろんのこと、大学ごとの貸借対照表を作成して個別での管理にも役立てていくことが望まれる。

以上を踏まえ、今回の監査の対象とした県立大学について、一定の仮定のもとではあるが、貸借対照表を作成してみると次のようになる。また、あわせて損益計算書も作成してみる。

【平成 17 年度の貸借対照表】

(単位：百万円)

科 目	情報科学芸術大学院大学	看護大学
(資産の部)		
1 固定資産		
有形固定資産		
建物及び附属設備	1,959	6,870
減価償却累計額	293	680
備品	894	965
減価償却累計額	324	631
土地	587	4,420
有形固定資産合計	2,823	10,942
資産合計	2,823	10,942
(負債の部)		
1 固定負債		
地方債	-	9,659
償還累計額	-	1,573
退職給付引当金	175	251
固定負債合計	175	8,337
負債合計	175	8,337
(正味財産の部)		
1 正味財産	2,648	2,605
負債・正味財産合計	2,823	10,942

(注1) 耐用年数は税法基準によっている。ただし、備品の耐用年数は簡便的に5年で計算している。また償却方法は定額法で、残存価額10%で計算している。

(注2) 退職給付引当金の計算方法は、年度末自己都合退職の場合の要支給額100%である。

(注3) 正味財産は、(資産合計 - 負債合計)で計算している。おのおのの大学に帰属する資産及び負債の金額を貸借対照表という形で表したにすぎないので、正味財産の金額自体は特に財務的に意味があるものではない。

(分析結果)

「固定資産の取得価額の合計 / 1年間の収入」で計算した回転期間を計算すると、大学院大学は104.2年、看護大学は53.7年である。看護大学は土地取得費も含まれているため回転期間が長くなるのは妥当であると考えられる。しかし、大学院大学は校舎の改装費と備品の取得費が主なものと考えられるため、改装費の耐用年数15年、備品の耐用年数5年と回転期間を比較するとかなりの設備過大であることがわかる。

【平成 17 年度の損益計算書】

(単位:百万円)

科 目	情報科学芸術大学院大学	看護大学
(収入の部)		
使用料及び手数料	30	224
財産収入	1	-
諸収入	1	4
収入の部合計	33	228
(支出の部)		
人件費	218	624
物件費	149	271
補助費	17	6
減価償却費	145	185
公債費(利子)	-	151
退職給付費用	7	28
支出の部合計	522	1,175
差 引	489	961

(注)支出の部には各県立大学の支出のうち、普通建設事業費と公債費(元本返済分)を除き、減価償却費及び退職給付費用を追加して費用としての支出に計上して作成している。

## 2 情報科学芸術大学院大学への提言

### (1) 大学院大学の今後の方向性

#### (事実関係)

大学院大学設立時において、その方針の中には、ソフトピアとの連携により、卒業生が岐阜県で活躍することを想定していた。大学院大学の状況を見てみると、在学生のうち県内在住者が占める割合は、単純に17、18年度入学者を例にみると、学生合計41人中わずか2名にあたる5%に過ぎない。一方16年度、17年度卒業者の就職状況をもても、県内に就職したのは2名のみで、その就職先は、県内情報関連企業とI A M A Sである。

また、収支予算の状況を見ると、17年度決算ベースで収入が30百万円に対し、支出が人件費を含めると384百万円であり、約354百万円の一般財源が投入されていることになる。単純にその95%にあたる336百万円もの岐阜県民の税金が、岐阜県出身者以外の学生のために投入されているのも事実である。

国立大学、公立大学及び私立大学との財務数値の比較をすると、次のようになる。

区 分	大学院大学	看護大学	国立大学	公立大学	私立大学
学生1人当たり授業料収入(千円)	477	538	408	499	698
学生1人当たり支出額(千円)	7,266	2,627	2,123	2,322	1,726
教職員1人当たり支出総額(千円)	17,720	14,027	11,354	12,416	19,417
教員1人当たりの学生数(人)	3.1	6.1	10.3	10.9	22.3
職員1人当たりの学生数(人)	8.1	31.0	11.1	10.4	22.6

(注) 国立大学(短期大学を含む)、公立大学(短期大学を含む)の数値は、「平成17年度 学校基本調査報告書(高等教育機関編)」(文部科学省)によっている。

私立大学の数値は、「平成17年度版 今日私学財政 大学・短期大学編」(日本私立学校振興・共済事業団)による。

既に指摘したように、全国の公立大学において、平成17年度予算における学生現員一人当たり経費(人件費と物件費の合計)は医学系の学部と並びその中でもトップクラスである。

学生一人当たりの支出額は、大学院大学が7,266千円、看護大学が2,627千円であり、国立大学平均2,123千円、公立大学平均2,322千円、私立大学平均1,726千円と比較しても大幅に多いことがわかる。突出しているのは大学院大学の数値で、支出額ベースで国立大学の3.4倍、公立大学の3.1倍、私立大学の4.2倍である。

#### (意見)

大学院大学は、科学技術と芸術の融合による新しい文化を発信する教育研究機関として設置されたものであったが、現在はアート系に特化されている状況で、人材を育成しても、受け入れ側であるコンテンツ関連企業のソフトピアへの誘致育成が進んでいないため、岐阜県への貢献度合いが非常に判断しにくい状況となっている。

岐阜県民に直接的に貢献しているか否かはともかく、県の財政状態が厳しい中、最先端

の情報、科学、芸術を目指しながら、なかなかそれが設備面で達成されない状況もうかがえる。教職員が、非常に苦勞して支出削減に努力している状況にあることも事実である。

このような現状を踏まえ、アカデミーを大学院大学の付属とし、さらに現在のソフトピアに移転すべきとの意見もあるようである。17年度に実施された政策総点検でも問題点が指摘されているが、その具体的解決策となると、方向性は示されているものの、財政面の制約があり、なかなか見当たらない状況である。

岐阜県民にとって情報科学芸術大学院大学の必要性を考える場合、県外から多くの優秀な人材を集め、卒業生が広く世界で活躍することも一つの考え方であるかもしれない。しかし、大学院大学が県立の教育機関であることを考えると、県民の税金が原資として運営されている以上、まずは、卒業生の多くが岐阜県内の企業等で活躍していること、そして学部のない大学院大学に求めることは難しいかもしれないが、岐阜県出身の学生が多く学んでいることが、重要であると考え。それらが満たされたうえで、広く世界で活躍していく卒業生が現れることや企業が誘致されることは、大変好ましいことである。

県の財政も厳しい状況にあり、大学院大学の今後については、もう一度原点に戻り、その存在意義について県民に対して、説得力のある説明ができるよう十分な検討をしていく必要がある。

現在Web・デジタルメディア系の大学院は全国で68校設置されている（Re・マナビ・COMより）。そのうち国公立大学院は6校であり、うち研究科をもたない大学院は存在していない。また、国立大学法人は潤沢な資金と高度な設備という強みを活かし、優秀な学生を多数確保し、大学院大学と同様の公立大学においては、学部をもっていることから学生の確保に窮している様子は見受けられない。

このような状況において、県民の税金を投資する県立の大学院大学として存在し続ける必要性について、改めて検証を行うことは避けては通れない。裏を返せば、大学院大学のオーナーは学生でもなく教授でもなく県民であるのだから、その検証結果について、県民が納得できる説明を果たすことができれば、存続意義も正当なものとなる。

まずは、真に大学院大学が県の将来構想へ向けた施策として行うべき事業であるか否かから検討し、その存続あるいは撤退が県民や企業等の社会に与える影響を考慮したうえで、別の形での存続方法（独立法人化、民間委託等）等を含めて再度検討していただきたい。

### 3 看護大学への提言

#### (1) 看護大学の公立大学法人化

##### (事実関係)

看護大学の公立大学法人化(以下「法人化」という。)については、学内でも委員会を立ち上げ、検討が始まったようである。しかし、県の人件費をただ単に分離し、公立大学法人(以下「法人」という。)の人件費とするだけでは県の歳出を削減することは出来ない。人件費という科目の支出を抑えることができても、法人への補助費は逆に増加するということになる。では、本来の法人化のメリットとはどういうことか、他団体の事例を参考にしながら検証してみることにする。平成17年度末現在の公立大学の法人化の取り組みは次のとおりである。

#### 【都道府県立】

団体名	設置大学	法人化の状況			時期	団体名	設置大学	法人化の状況			時期
		決定済	検討中	未検討				決定済	検討中	未検討	
北海道	札幌医科大学				19	三重県	三重県立看護大学				
青森県	青森県立保健大学					滋賀県	滋賀県立大学				18
岩手県	岩手県立大学				17	京都府	京都府立大学				20
宮城県	宮城大学				21		京都府立医科大学				20
秋田県	秋田県立大学				16	大阪府	大阪府立大学				17
	国際教養大学						大阪女子大学				
山形県	山形県立保健医療大学					大阪府	大阪府立看護大学				
福島県	福島県立医科大学				18	兵庫県	神戸商科大学				16
	会津大学				18		姫路工業大学				
茨城県	茨城県立医療大学					兵庫県	兵庫県立看護大学				
群馬県	群馬県立女子大学						奈良県	奈良県立大学			
	群馬県立県民健康科学大学						奈良県立医科大学				
埼玉県	埼玉県立大学					和歌山県	和歌山県立医科大学				18
東京都	東京都立大学				17	島根県	島根県立大学				19
	東京都立科学技術大学					岡山県	岡山県立大学				19
	東京都立保健科学大学					広島県	広島県立大学				19
神奈川県	神奈川県立保健福祉大学				県立広島女子大学						
新潟県	新潟県立看護大学					広島県立保健福祉大学					
富山県	富山県立大学					山口県	山口県立大学				18
石川県	石川県立看護大学					高知県	高知女子大学				
	石川県立大学						九州歯科大学				18
福井県	福井県立大学				19	福岡県	福岡女子大学				18
山梨県	山梨県立大学						福岡県立大学				18
長野県	長野県看護大学					長崎県	長崎県立大学				17
岐阜県	情報科学芸術大学院大学						県立長崎シーボルト大学				17
	岐阜県立看護大学					熊本県	熊本県立大学				18
静岡県	静岡県立大学				19	大分県	大分県立看護科学大学				
愛知県	愛知県立大学				19	宮崎県	宮崎県立看護大学				
	愛知県立芸術大学					沖縄県	沖縄県立芸術大学				
	愛知県立看護大学						沖縄県立看護大学				
合 計								27	13	9	

(注1) 同一都道府県内で大学名に仕切りがない場合は、統合を意味する。

(注2) 「公立大学の法人化、再編統合についての検討状況等」平成17年度文部科学省大学振興課調査結果より

【その他の公立大学】

団体名	設置大学	法人化の状況			時期
		決定済	検討中	未検討	
釧路公立大学事務組合	釧路公立大学				
函館圏公立大学広域連合	公立はこだて未来大学				
青森地域広域事務組合	青森公立大学				
前橋市	前橋工科大学				
高崎市	高崎経済大学				
横浜市	横浜市立大学				17年度
金沢市	金沢美術工芸大学				
都留市	都留文科大学				
岐阜市	岐阜薬科大学				
名古屋市	名古屋市立大学				18年度
京都市	京都市立芸術大学				
大阪市	大阪市立大学				18年度
神戸市	神戸市外国語大学				19年度
	神戸市看護大学				
広島市	広島市立大学				
尾道市	尾道大学				
下関市	下関市立大学				19年度
北九州市	北九州市立大学				17年度
宮崎公立大学事務組合	宮崎公立大学				19年度
合	計	7	10	2	

上記の一覧表を分析すると、都道府県立大学の場合、平成15年度末で60校（15年度末以降設立された大学も含む）その他の公立大学は19校あるが、都道府県立では今後も含めて27校、その他の公立大学は7校が法人化を選択している。

傾向で見ると、都道府県立の多くは同一県に複数ある大学を一つにまとめているという状況が多く見られている。中には福岡県のようにそれぞれが独立した経営を行っているが、長崎県のように、数年後の統合を念頭におきながら、管理システムの共有等から始めているというケースもみられる。

では、公立大学の半数以上が法人化を実現もしくは目指している背景には法人化のメリットがあると考えられるが、それには一体どういうものがあるのか、文部科学省が昨年度実施した「公立大学の法人化を契機とした特色ある取組・課題等」の調査の結果を参考に示したい。なお、調査対象大学は平成16年度までに法人化がなされた7公立大学（内都道府県立5校、市立2校）が対象とされている。

- 理事長（学長）のリーダーシップの確立と柔軟な資源配分
  - （イ）理事長（学長）を中心とした意思決定システムの確立
  - （ロ）大学の戦略に基づく法人内資源配分の実現
- 法人としての経営の確立と活性化
  - （イ）予算編成プロセスの確立
  - （ロ）財務内容の改善
  - （ハ）健全な財政運営のための定員・人件費管理の推進等
- （ニ）施設・設備マネジメントの確立
- 社会に開かれた客観的な経営の確立
  - （イ）外部有識者の積極的活用
  - （ロ）情報公開の推進
- 柔軟な人事・会計制度の活用
  - （イ）弾力的で多様な人事制度の導入
  - （ロ）新たな人事制度の導入
  - （ハ）柔軟な会計制度の導入

以下、本調査は「教育・研究の活性化に向けた取組」、「地域貢献、産学連携の促進」、「国際化への取組」へと続くが、今回の監査内容とは直接つながらないと思われるため割愛することとする。

#### （意見）

看護大学の法人化を検討することは決して意味のないものではない。看護大学を独立の単位としてその収支を正確に把握し、大学の経営状況を、他の法人あるいは私立の大学法人と比較することにより、よりよい大学経営を実現させていくことが可能となる。これらについては、既に法人化した公立大学の調査結果からも理解できる。現状では、法人化を行っても直ちに支出が削減されることにはならないが、中長期的には改善されていく方法が見つかるはずである。

また、法人化によりこれまでの県主導の大学経営とは大きく異なった独自の方向性を示すことができると考えられる。

現在、大学内において独立法人化について何回もの検討会が開かれており、いかに大学としての機能を維持できるかについて議論を重ねている。法人化は、それを成功させた形で実現しなければ県にとっても大きな損失となりかねない。他の公立大学の事例も参考にしながら、現場の声を取り入れて是非法人化を成功させるよう検討していただきたい。

## 第2部

# 県直営文化施設の管理状況について

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第252条の37の規定に基づく包括外部監査

### 2 選定した特定の事件

県直営文化施設の管理状況について

### 3 監査対象年度

原則として平成17年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日）を対象とした。

ただし、必要と認められた範囲において、平成16年度以前の各年度及び平成18年度の執行分についても対象とした。

### 4 監査実施期間

平成18年4月14日から平成19年3月13日

### 5 特定の事件の選定理由

県民の自発的な文化活動の促進を図り、文化振興を深め、文化の向上及び県独自の文化に対する理解に寄与するため、県民に多くの文化活動を享受できるような事業を実施し、また、文化の普及と発展を図る目的で、様々な施設を整備している。

しかし、その一方で県の財政は厳しい状況にあるため、効率的な管理運営が期待される。加えて、昨今の地方自治法改正により指定管理者制度を導入しサービス水準の向上や管理コストの削減の取組みがなされる中で、あえて直営を選択した文化施設について、その管理運営の状況、今後の役割について県民の立場から検討することは非常に重要である。

### 6 補助者

公認会計士	所	直好
公認会計士	米澤	久二
公認会計士	高橋	浩彦
公認会計士	吉田	実郎
公認会計士	後藤	久貴

### 7 利害関係

選定した特定の事件について、地方自治法第252条の29に規定する記載すべき利害関係はない。

## 第2 監査の方法

### 1 監査の要点

特に以下の視点から、監査を実施した。

- (1) 県直営文化施設の管理運営が、法令、条例及び規則等に基づき適正に行われているかどうか。
- (2) 県直営文化施設にかかる事務処理に関して、その適正な実施を可能とする内部的な牽制機能が有効に機能しているかどうか。
- (3) 県直営文化施設の岐阜県財政の中に占める位置付けを明確にしたうえで、その管理運営が、最少の経費で最大の効果をあげるようになされているかどうか。

### 2 主な監査手続

- (1) 当初計画の策定資料、実績及び関連する財政の状況等について、担当者に対する質問、及び入手資料を基礎とした分析等を実施することにより、その適正性等を検証した。
- (2) 県直営文化施設の管理運営に関連する諸事務について、施設・設備管理及び収入・支出管理を中心に、関連帳簿及び証拠書類等を入手もしくは閲覧するとともに、必要に応じて担当者に質問を行い、その適正性を検証した。
- (3) 業務委託について、契約書、仕様書及び見積書等を入手もしくは閲覧するとともに、必要に応じて担当者に質問を行い、その適正性及び経済性・効率性を検証した。
- (4) 必要に応じて現場視察等を実施した。

### 第3 監査対象施設の概要

#### 1 高山陣屋

##### (1) 施設概要



項 目	内 容		
所 在 地	高山市八軒町 1 - 5		
建 築 面 積	敷地面積 9,807.42 m <sup>2</sup>	建物木造面積 1,794.41 m <sup>2</sup>	建物非木造面積 1,223.65 m <sup>2</sup>
構 造	木造		
簿 価	土地 1,110,307 千円		
	建物 木造 61,483 千円 非木造 24,428 千円		
利 用 案 内	開館時間	3月 1日～10月 31日(8月除く) 午前 8時 45分から午後 5時 00分まで 8月 1日～ 8月 31日 午前 8時 45分から午後 6時 00分まで 11月 1日～ 2月 28日 午前 8時 45分から午後 4時 30分まで	
	休館日	12月 29日・12月 31日・1月 1日	
	観覧料	個人 ( ~ 29名 ) 高校生以下	420 円 無料

### 【史跡指定】

年月日	面積	概要
昭和4年12月	3,935.06 m <sup>2</sup>	旧史跡名勝天然記念物保存法 (飛騨県事務所跡地、県信連跡地購入分)
昭和54年10月	53.09 m <sup>2</sup>	文化財保護法(民地購入分)
昭和55年3月	4,860.25 m <sup>2</sup>	文化財保護法(旧岐阜地方裁判所高山支部跡地、岐阜地方 検察庁高山支部跡地購入分、高山市所有陣屋前広場、水路敷)
平成元年1月	2,370.65 m <sup>2</sup>	文化財保護法(旧高山拘置支所跡地購入分)
計	11,219.05 m <sup>2</sup>	

### 【交通アクセス】



### (2) 事業概要

高山陣屋は、徳川幕府の直轄領(天領)であった元禄5年(西暦1692年)から慶応4年(西暦1868年)までの間、飛騨の国に派遣された25代の代官、郡代が統治政務を行ったところである。

全国に66箇所あったといわれる陣屋の中で、まとまった建物が残されているのは唯一ここだけである。

明治維新以後、陣屋の建物は高山県庁舎等として使用され続けたが、昭和44年に飛騨県事務所を移転した後、岐阜県教育委員会は高山陣屋の保存に乗り出し、工事は平成8年3月までかかり、足かけ16年の歳月と、約20億円という費用をかけて復元された。こうして江戸時代の高山陣屋の姿がほぼ再現された。

【高山陣屋復元整備の状況】

(単位：千円)

事業・期間	金額	内容
第1次復元整備事業 昭和45年10月～昭和49年3月 (4年間)	158,225	土地購入 1,515 m <sup>2</sup> 御役所復元工事、御蔵復元工事、土蔵復元工事 塀及び排水復元工事、表御門及び門番所復元工事 庭園復元工事、陣屋広場整備工事 電気設備・防災設備工事
第2次復元整備事業 昭和54年3月～昭和58年11月 (5年間)	507,803	土地購入 3,502 m <sup>2</sup> 御蔵北側復元工事 書物蔵、供侍所及び北門(不浄門)復元工事 北、南屋根板塀及び大溝復元工事 御役所北側、同中門内構工事及び庭園植栽工事
第3次復元整備事業 平成元年3月～平成8年3月 (7年間)	1,264,044	土地購入 2,371 m <sup>2</sup> 旧高山拘置所解体撤去、発掘調査 蔵番長屋復元工事、郡代役宅復元工事 郡代役宅周辺整備工事

(3) 財務状況

過去3年間の財務状況は次のとおりである。

(単位：千円)

科目		年度		
		平成15年度	平成16年度	平成17年度
収入	使用料	118,507	100,923	107,546
	納付金	245	212	297
	雑入	144	282	134
	国庫補助金	-	13,237	8,404
合計		118,896	114,654	116,381
支出	人件費	80,521	80,705	80,901
	物件費	22,750	23,839	22,063
	維持補修費	1,535	2,899	186
	補助金等	871	942	839
	普通建設事業費	2,226	28,561	19,565
	うち補助分	-	26,475	16,808
合計		107,903	136,946	123,554
差引：収支差額		10,993	22,292	7,173

県の現地機関に従事する県職員の給与等については本庁所管課で認識されており、各機関の名目上の支出には含まれない。

そのため、実質的には各機関で役務を提供することによって発生する給与等が、それぞれの収支計算書には表れてこない。

そこで、実態からすれば県職員の給与等を含めて収支を明らかにし、その均衡を図るべく努力していく必要があると考え、各機関に従事する全職員の給与等を含んだ人件費支出を計算した収支計算書を作成した。

この結果、平成17年度において実際の支出超過額である「差引：収支差額」は7百万円となっており、これが実質的な県の負担分である。

#### (4) 職員数及び人件費の推移

(単位：人、千円)

項 目		年 度		
		平成15年度	平成16年度	平成17年度
職 員 数		22	22	22
任用 形態 ごと	正 職 員	4	4	4
	非 常 勤 専 門 職	18	18	18
	第三種日雇用職員	4	6	6
給料(手当、共済費等含む)		32,442	36,397	36,040
報酬(共済費含む)		47,807	43,968	44,577
賃 金		272	340	284
合 計		80,521	80,705	80,901

#### (5) 入場者数

一般公開後の入場者数の推移

(単位：人)

年 度	有料入場者	無料入場者	入場者合計	前年比	入場者累計
昭和49年～平成2年	7,731,316	65,861	7,797,177	-	7,797,177
平成3年	567,230	8,995	576,225	-	8,373,402
平成4年	552,152	9,751	561,903	97.5%	8,935,305
平成5年	443,597	47,492	491,089	87.4%	9,426,394
平成6年	418,243	54,707	472,950	96.3%	9,899,344
平成7年	397,284	59,554	456,838	96.6%	10,356,182
平成8年	384,704	66,273	450,977	98.7%	10,807,159
平成9年	355,971	52,339	408,310	90.5%	11,215,469
平成10年	379,259	57,122	436,381	106.9%	11,651,850
平成11年	347,652	50,363	398,015	91.2%	12,049,865
平成12年	341,064	54,566	395,630	99.4%	12,445,495
平成13年	330,037	51,299	381,336	96.4%	12,826,831
平成14年	343,622	50,266	393,888	103.3%	13,220,719

年 度	有料入場者	無料入場者	入場者合計	前年比	入場者累計
平成 15 年	288,020	49,480	337,500	85.7%	13,558,219
平成 16 年	245,465	42,443	287,908	85.3%	13,846,127
平成 17 年	262,067	39,526	301,593	104.8%	14,147,720

(注) 平成 4 年 11 月より中学生以下無料、平成 8 年 4 月より高校生以下無料

平成 17 年度は愛知万博の影響で増加したものの、平成 3 年度をピークに年々減少傾向にある。消費がわずかながら回復し、高速道路の整備が進んでいるとはいえ、観光に対する選択肢が多種多様化しているため、高山市全体への観光客も減少傾向にあり、今後の入場者の大幅増加は期待できない状況である。

### 直近 3 年間の推移

(単位：人)

項 目	平成15年度	平成16年度	平成17年度	
通常入館者数	337,500	287,908	301,593	
主催事業等	おもしろ歴史教室	192	234	118
	歴史教室の夕べ	76	54	48
合 計	337,768	288,196	301,759	

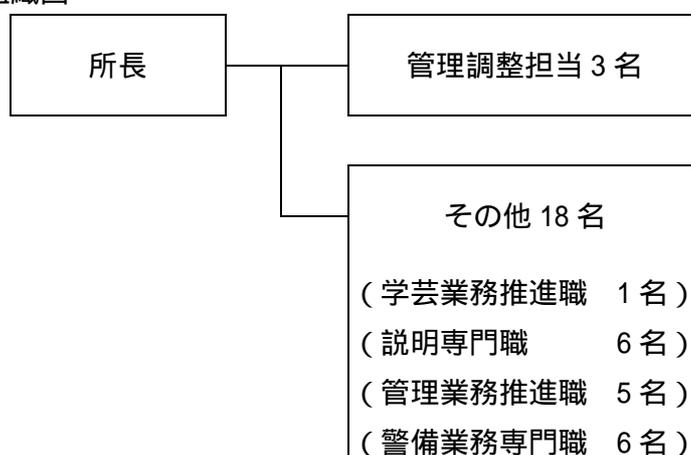
### (6) 平成 17 年度収蔵品展示状況

(単位：点、%)

展 示 会		会 期	展示点数	展示頻度
常設展	(展示替なし)	4/1 -3/31	351	85.2
企画展	「飛騨の近世・近代絵画展」	8/1 -8/31	8	-
企画展	「地図が語る飛騨の治山展」	9/10 -10/31	37	-

(注) 企画展の展示品はすべて借用品である。

### (7) 組織図



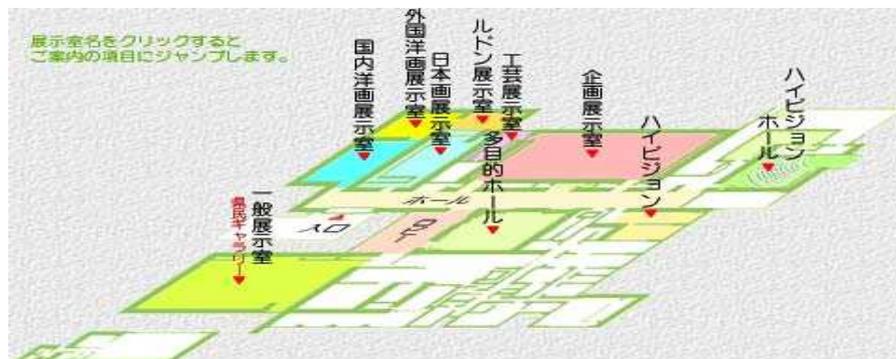
## 2 岐阜県美術館

### (1) 施設概要



項目	内容		
所在地	岐阜市宇佐4丁目1番22		
建築面積	敷地面積 28,835.71 m <sup>2</sup>	建床面積 6,428.42 m <sup>2</sup>	延床面積 7,887.3 m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート造 地下1階 地上2階建		
簿価	土地 2,860,420 千円		
	建物 591,147 千円		
利用案内	開館時間	午前10時00分から午後6時00分まで (展示室への入場は午後5時30分まで) 毎月第3金曜日(夜間開館日)は午前10時から午後9時まで(展示室への入場は午後8時30分まで)	
	休館日	月曜日(月曜が祝日の場合はその翌日) 年末年始(12月27日から1月3日まで)	
	観覧料	所蔵品展 一般: 320円(団体料金は260円) / 大学生: 210円 (団体料金は160円) / 高校生以下: 無料 団体料金は20名以上の団体 企画展開催時は、企画展入場券で所蔵品展も観覧可能。	

### 【館内見取図】



## 【交通アクセス】



### (2) 事業概要

県民の審美の目と心をはぐくむと共に、より高い文化への道を求める県民の育成と、豊かな美術活動の振興に寄与していくため、地域の優れた作家をはじめ美術に関する調査研究、美術品の収集・保存・展示はもとより、国内外の多彩な企画展を開催するとともに美術講演会、各種講座等教育普及事業を積極的に推進している。

また、ハイビジョンギャラリー、ハイビジョンホール、移動ハイビジョンギャラリーなど幅広い美術活動を展開している。さらに、隣接する図書館とともに「県民文化の森」を形成し、県民に親しまれくつろぎのある開かれた美術館を目指している。

コレクションは近・現代美術の絵画、彫刻、工芸等を対象にしており、日本の美術では、特に、地方公立美術館の責務である郷土関係の作家、作品の発掘、調査研究、及び作品の保存・収集に力を注いでいる。

また、外国の美術については、19世紀末に登場した象徴主義を代表する、フランスの画家オディロン・ルドンの作品を中心に、その周辺の作家たちに力点を置くことによって、特徴あるコレクションを形成している。さらに、国内外の現代美術についても、質の高い作品の収集に努めて、現在から未来にかけて有意義なコレクションづくりを心がけている。

(3) 財務状況

過去3年間の財務状況は次のとおりである。

(単位：千円)

科 目 \ 年 度		平成15年度	平成16年度	平成17年度
収 入	使 用 料	12,830	11,645	15,949
	納 付 金	171	139	311
	雑 入	1,670	8,575	15,938
	寄 付 金	-	-	10,000
	基 金 運 用 収 入	225	172	132
	延 滞 金	31	40	44
合 計		14,927	20,571	42,374
支 出	人 件 費	171,074	160,301	163,826
	物 件 費	207,397	140,359	143,116
	維 持 補 修 費	2,835	1,183	3,795
	負 担 金 等	33,843	17,914	35,802
	繰 出 金	225	172	132
	公 債 費 ( 元 金 )	-	-	-
	公 債 費 ( 利 子 )	-	-	-
	普 通 建 設 事 業 費 う ち 補 助 分	31,994 -	381,165 -	- -
合 計		447,368	701,094	346,671
差引：収支差額		432,441	680,523	304,297

県の現地機関に従事する県職員の給与等については本庁所管課で認識されており、各機関の名目上の支出には含まれない。

そのため、実質的には各機関で役務を提供することによって発生する給与等が、それぞれの収支計算書には表れてこない。

そこで、実態からすれば県職員の給与等を含めて収支を明らかにし、その均衡を図るべく努力していく必要があると考え、各機関に従事する全職員の給与等を含んだ人件費支出を計算した収支計算書を作成した。

この結果、平成17年度において、実際の支出超過額である「差引：収支差額」は304百万円となっており、これが県の実質的な負担分である。

## (4) 職員数及び人件費の推移

(単位：人、千円)

項 目		年 度		
		平成15年度	平成16年度	平成17年度
職 員 数		66	46	60
任用 形態 ごと	正 職 員	15	15	14
	臨 時 職 員	-	-	1
	非 常 勤 専 門 職	12	12	14
	第 一 種 日 日 雇 用 職 員	1	1	1
	第 三 種 日 日 雇 用 職 員	38	18	30
給料(手当、共済費等含む)		134,310	133,611	117,605
報酬(共済費含む)		30,195	22,766	40,944
賃 金		6,569	3,924	5,277
合 計		171,074	160,301	163,826

## (5) 入場者、利用者数

(単位：人、%)

項 目		年 度			
		平成15年度	平成16年度	平成17年度	前年比
館 内	所 蔵 展	39,202	21,711	36,879	169.9
	企 画 展	92,801	31,538	49,214	156.0
	岐 阜 県 美 術 展	13,374	11,625	12,229	105.2
	美 術 講 演 会	325	560	783	139.8
	美 術 講 座	300	565	150	26.5
	作 品 鑑 賞 会	-	300	260	86.7
	実 技 講 座	113	117	147	125.6
	パ イ プ オ ル ガ ン	1,235	665	1,176	176.8
	ワ ー ク シ ョ ッ プ	1,469	1,008	1,004	99.6
	美 術 館 コ ン サ ー ト	720	940	900	95.7
	幼 児 と 子 ど も の 造 形 教 室	249	280	408	145.7
	親 と 子 の 鑑 賞 教 室	1,285	740	862	116.5
	キ ャ ッ プ ・ エ ン ジ ョ イ ・ ア ー ト	-	401	372	92.8
	一 般 展 示 室	94,513	68,644	87,958	128.1
	庭 園	-	-	382	-
小 計		245,586	139,094	192,724	138.6
館 外	移 動 美 術 館	4,283	5,510	2,779	50.4
	広 域 美 術 館	12,233	3,784	6,582	173.9
	移 動 ハ イ ビ ジ ョ ン	5,705	2,255	3,525	156.3
	ス ク ー ル ミ ュ ー ジ ア ム	-	-	1,724	-
	小 計	22,221	11,549	14,610	126.5
合 計		267,807	150,643	207,334	137.6

(注) ただし、平成16年度は平成16年11月1日から平成17年3月31日まで休館。

(6) 過去3年間の企画展と観覧者数の状況

(単位:人)

実施年度	主催	テーマ	総観覧者数
平成15年度	実行委員会	世界の巨匠水彩素描展	10,698
	県主催	天野裕夫展 クロスアート 坂倉新平展	4,680
		日本のわざと美展	5,253
		参加してエンジョイ	7,342
		第2回円空大賞展	4,589
		合計	21,864
平成16年度	実行委員会	ウィリアムモリスとアーツ・アンド・クラフツ展	12,505
	県主催	アボリジニとティンガティンガの世界展	7,253
		熊谷守一寄贈作品資料展	11,780
		合計	19,033
平成17年度	実行委員会	ニューヨーク バーク・コレクション展	20,158
		プラート美術の至宝展	11,942
		合計	32,100
	県主催	川が育んだ日本の伝統文化展 - 帰国展 - 第3回円空大賞展	6,013
		日本近代洋画への道展	11,101
合計		17,114	

(注) 観覧者数は有料観覧者と無料観覧者を合わせた総観覧者数である。

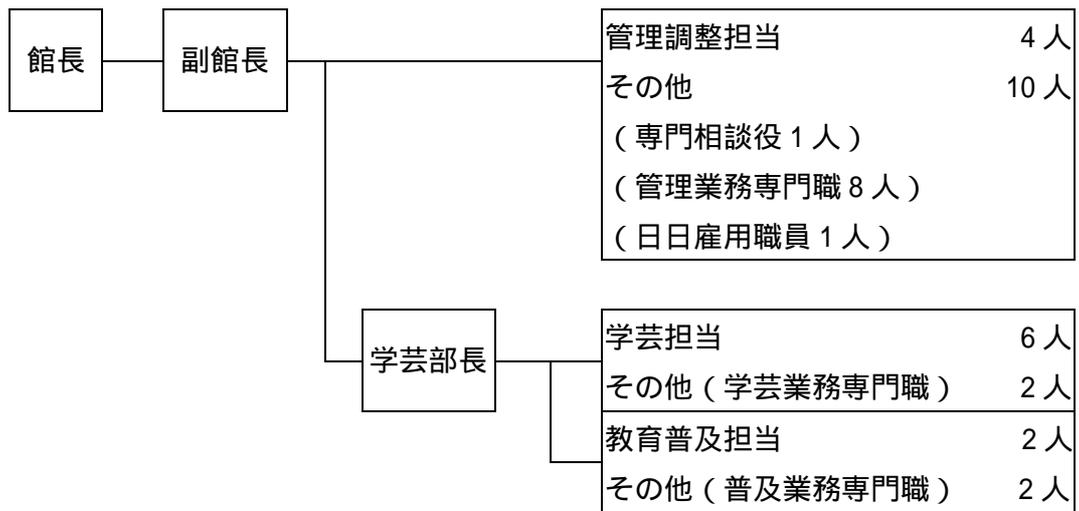
(7) 平成17年度収蔵品展示状況

(単位:点、%)

	展示会	会期	展示点数	展示頻度
所蔵品展	第1期	5/10-7/10	105	3.3
	第2期	7/12-10/2	92	2.9
	第3期	10/4-12/25	119	3.8
	第4期	12/20-3/26	134	4.2
企画展	拡大所蔵品展	4/1-5/8	141	4.5
	ニューヨーク バーク・コレクション展	7/5-8/19	-	-
	川が育んだ日本の伝統文化展 - 帰国展 -	8/27-10/23	8	0.3
	第3回円空大賞展	8/27-10/23	-	-
	プラート美術の至宝展	11/3-12/25	-	-
	日本近代洋画への道展	1/13-3/12	48	1.5
移動美術館	桃紅とその時代の作家たち展	4/5-5/8	20	0.6
	戦後の現代日本美術展	5/19-6/2	29	0.9
広域美術館	飛騨の版画家 守洞春展	5/28-6/26	27	0.9
	川合玉堂展	10/29-11/27	15	0.5
	スクールミュージアム	10/7,21,24,29 11/17	7	0.2
	合計		745	23.6

(注) 展示頻度は、美術館の収蔵品及び寄託品合計に対する展示点数(外部での展覧会も含む。)の割合である。また借用品等美術館の収蔵品でない作品を展示した場合は「-」とした。

( 8 ) 組織図



### 3 岐阜県博物館

#### (1) 施設概要



項 目	内 容	
所 在 地	関市小屋名字小洞 1989	
建 築 面 積	敷地面積 38,743.91 m <sup>2</sup> マイ・ミュージアム 656.37 m <sup>2</sup>	博物館本館 3,356.26 m <sup>2</sup> 資料館 120.97 m <sup>2</sup>
構 造	博物館本館 鉄筋コンクリート造 地下1階、地上2階 ・1階 収蔵庫・機械室 ・2階 自然展示室「郷土の自然とおいたち」「郷土のさまざまな自然」地質・化石・動物・植物などをテーマ別に展示 ・3階 人文展示室「郷土のあゆみ」「郷土の民俗・美術工芸」遺跡の出土品から近代までの歴史資料や能面・文楽人形・書画・刀剣・陶磁器などを展示 マイ・ミュージアム 鉄筋コンクリート造 地上4階 ・1階 エントランスホール（来館者の受付） ・2階 マイミュージアムギャラリー 県民の皆さんが長年にわたって収集・製作されたコレクションや作品を展示公開（年8回） ・3階 ハイビジョンホール（博物館本館への通路もこのフロアにあり） 地域の映像情報等を150インチ高精細大画面で提供 ・4階 マルチメディアスタジオ・マルチメディア工房 地域の映像情報等を自由に検索したり、マルチメディアソフトの制作が体験できる 資料館 木造茅葺2階	
簿 価	建物本館 508,919千円 資料館 4,641千円	マイ・ミュージアム 200,839千円
利 用 案 内	開館時間	4月から10月 午前9時から午後4時30分 11月から3月 午前9時30分から午後4時30分 （入館は午後4時まで）
	休館日	月曜日（月曜日が祝日または振替休日の時はその翌日） 12月29日から1月3日
	入館料	通常 一般 320円（団体260円） 大学生 110円（団体50円） 幼児、小・中・高校生は無料 特別展開催中 800円の範囲内でその都度定める額 幼児、小・中・高校生は無料 マイ・ミュージアムのみ入館料は無料

## (2) 事業概要

博物館は、岐阜県の自然、人文両分野の実物資料を収集、保存、展示、調査研究することによってその特色を明らかにし、県民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目指し、昭和51年に設置された、県内随一の総合博物館であり、郷土博物館である。

平成7年には、マイ・ミュージアム棟も設置し、地域の風土、文化情報のデジタル化等を進めるマルチメディア情報センターの機能を持つとともに、県民のコレクションの展示もできるようになり、情報社会対応型かつ県民開放型の博物館となった。ここ5年間の来館者は5万人から8万人の間で推移しており、より多くの県民に利用してもらうため、次のような対策を考えている。

開館30年を経過し老朽化が目立つ展示施設・設備、収蔵施設のリニューアル。

里山の中に位置するという立地条件を活かし、百年公園との連携を一層強める。

教育博物館として、博物館を利用した教員研修の充実を図り、博学連携を強化する。

交通アクセスが改善された東濃地域への広報を充実させる。

## (3) 財務状況

過去3年間の財務状況は次のとおりである。

(単位：千円)

科 目		年 度		
		平成15年度	平成16年度	平成17年度
収 入	使 用 料	11,006	7,828	10,342
	納 付 金	154	154	191
	雑 入	64	65	60
	寄 付 金	-	5	-
合 計		11,224	8,052	10,593
支 出	人 件 費	201,759	192,616	198,167
	物 件 費	143,075	135,596	133,584
	維 持 補 修 費	1,897	1,718	888
	補 助 金 等	2,789	1,989	2,768
	公 債 費 ( 元 金 )	-	-	-
	公 債 費 ( 利 子 )	-	-	-
	普 通 建 設 事 業 費 う ち 補 助 分	12,346 -	5,477 -	54,875 -
合 計		361,866	337,396	390,282
差引：収支差額		350,642	329,344	379,689

県の現地機関に従事する県職員の給与等については本庁所管課で認識されており、各機関の名目上の支出には含まれない。

そのため、実質的には各機関で役務を提供することによって発生する給与等が、それぞれの収支計算書には表れてこない。

そこで、実態からすれば県職員の給与等を含めて収支を明らかにし、その均衡を図るべく努力していく必要があると考え、各機関に従事する全職員の給与等を含んだ人件費支出を計算した収支計算書を作成した。

この結果、平成17年度においては、実際の支出超過額である「差引：収支差額」が379百万円となっており、これが実質的な県の負担分である。

#### (4) 職員数及び人件費の推移

(単位：人、千円)

項目		年度		
		平成15年度	平成16年度	平成17年度
職員数		30	30	30
任用 形態 ごと	正職員	20	20	19
	臨時職員	-	-	1
	非常勤専門職	10	10	10
	第三種日雇職員	0	0	1
給料(手当、共済費等含む)		176,725	167,372	170,908
報酬(共済費含む)		25,034	25,244	27,259
賃金		-	-	666
合計		201,759	192,616	198,833

#### (5) 入場者、利用者数

(単位：人、%)

項目		年度			
		平成15年度	平成16年度	平成17年度	前年比
通常入館者数		-	-	-	-
主催 事業	特別展	34,343	28,853	36,294	125.8
	所蔵展	39,516	30,523	41,421	135.7
合計		73,859	59,376	77,715	130.9

## (6) 展示活動

(単位：人)

展 示 名	期 間	入館者数
常設展	年間	-
資料紹介展「ようこそ 昆虫の世界へ！」	H17/4/23～6/26	23,773
夏季特別展「線路はつづくよ～岐阜、鉄道のあゆみ～」	7/16～9/4	16,401
秋季特別展 「『名水・温泉・名勝』展～水と大地のハーモニー～」	9/17～11/13	19,893
発掘速報展「発掘された飛騨・美濃の歴史」 主催：(財)岐阜県教育文化財団、文化財保護センター	11/15～12/18	3,946
資料紹介展 「美濃ゆかりの赤羽刀」	H18/1/4～2/12	4,218
岐阜県図書館収蔵資料展示 「古地図の世界～城下町絵図～」共催：岐阜県図書館	2/18～3/21	3,828
マイミュージアムギャラリー	H17/4/1～18/3/21	-

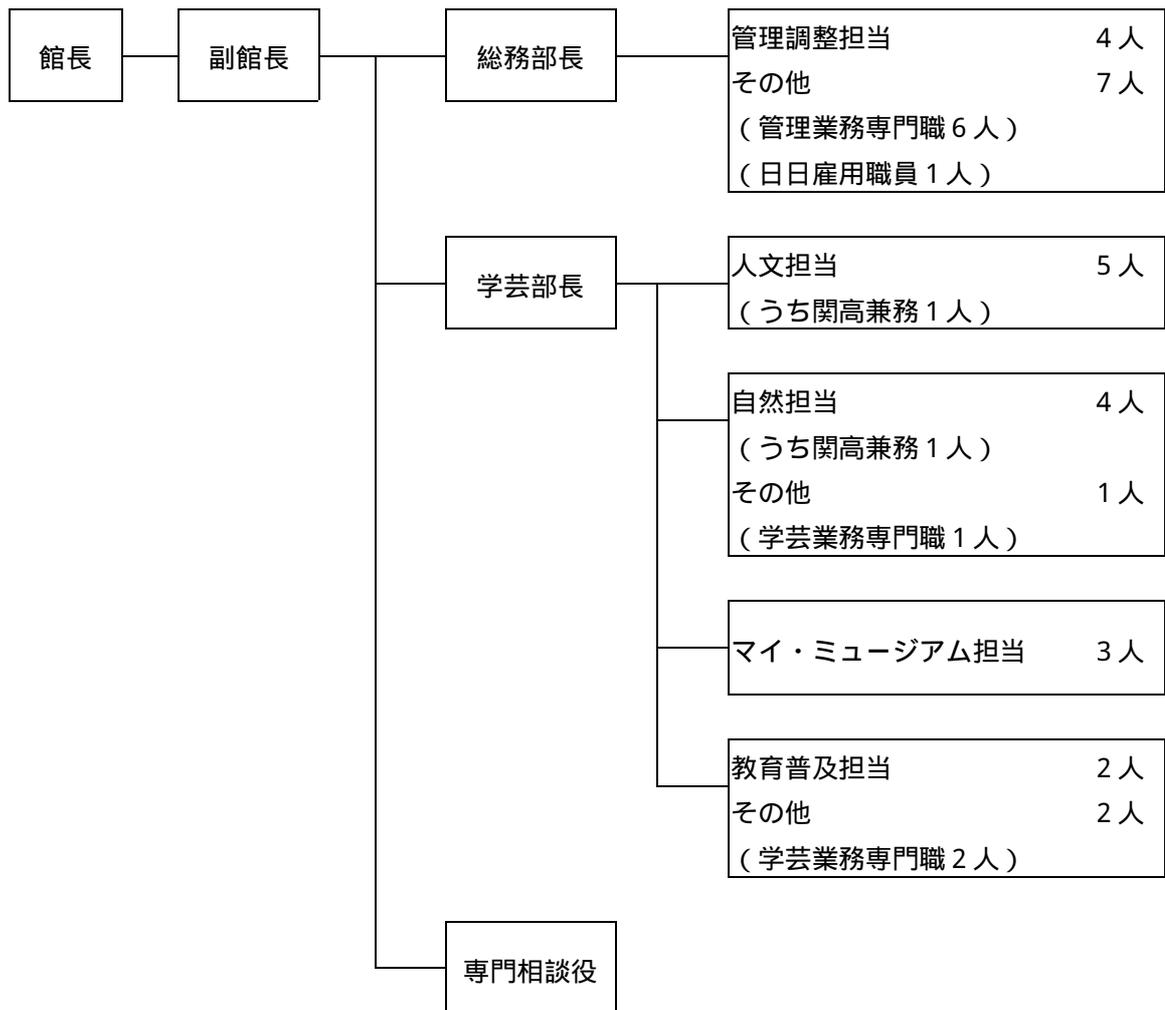
## (7) 平成17年度収蔵品展示状況

(単位：点、%)

展 示 会		会 期	展示点数	展示頻度	
常設展	人	第1期	4月1日～7月1日	860	4.5
		第2期	7月2日～11月25日	854	4.4
		第3期	11月26日～3月31日	860	4.5
企画展	文	線路はつづくよ	7月16日～9月4日	400	2.1
		美濃ゆかりの赤羽刀	1月4日～2月12日	40	0.2
常設展	自	第1期	4月1日～5月31日	2,618	4.1
		第2期	6月1日～9月30日	2,623	4.1
		第3期	10月1日～1月31日	2,623	4.1
		第4期	2月1日～3月31日	2,618	4.1
企画展	然	ようこそ昆虫の世界へ	4月23日～6月26日	300	0.5
		「名水・温泉・名勝」展	9月17日～11月13日	300	0.5

(注) 展示頻度は、博物館の収蔵品及び寄託品合計に対する展示点数(外部での展示会も含む。)の割合である。

( 8 ) 組織図



#### 4 岐阜県図書館

##### (1) 施設概要

項目	内 容	
所在地	岐阜市宇佐4丁目2-1	
建築面積	敷地面積 22,074 m <sup>2</sup>	延床面積 25,206 m <sup>2</sup>
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄筋コンクリート造） 地下1階、地上2階、塔屋 1階 楽書交流サロン・先人顕彰室・多目的ホール・レストラン・開架閲覧室・AVコーナー・屋外読書園・エントランスロビー・児童コーナー・お話室・児童図書研究室・対面読書室・点訳室・録音室・授乳室・ボランティア控室・研究室・閉架書庫（中2階あり） 2階 ハイビジョンシアター・世界分布図センター・情報工房（閲覧室あり）・研修室・開架閲覧室・研究室・閉架書庫（うち中3階あり）・特別会議室・会議室・選書室・CPU室・CPU作業室 その他 地下駐車場・地上駐車場・東駐車場・西駐車場・西門前駐車場・駐輪場	
簿 価	建物本館 3,008,869 千円	
利用案内	開館時間	火曜日から金曜日 午前10時から午後8時 土・日曜日・祝日 午前10時から午後6時
	休館日	月曜日（月曜日が休日の場合はその翌日） 毎月最終金曜日 年末年始（12月29日から翌年1月4日まで）ほか
	貸出	1人10点以内、3週間以内

##### (2) 事業概要

###### 利用者サービス

###### (イ) 来館者へのサービス

新施設でのサービスを開始してから10年を経過し、登録者は18万人、貸出点数は1千万冊を超えた。

###### 貸出

貸出点数：10点以内（ビデオ・CDは合計3点以内） 貸出期間：3週間以内  
一般図書・児童書・AV資料・雑誌・郷土資料・外国語資料等が貸出可能な資料となっている。貸出冊数は、微減しているものの、年間約98万冊を貸出しており、貸出冊数全体の約70%が一般図書や雑誌類で、約30%が児童書という傾向は、新館開館以来変わっていない。一般図書の貸出のうち、最も多いのは文学関係で、次いで社会科学関係、技術・家政学関係の貸出が多い。利用者の年齢別では、最もよく本を借りているのは、男性40代、女性30代で、30～40歳代の貸出冊数は、全体の

40%を占めている。

#### 予約、リクエスト

利用者の希望する資料が貸出中の場合は、館内ではカウンター及びOPAC(利用者用蔵書検索端末)で予約が可能。また、館外ではインターネットで予約が可能。未所蔵の資料については購入または他館借用(相互貸借)により資料提供している。

平成 17 年度予約冊数：30,716 冊(前年度比 13%増)

#### 遠隔地利用者図書返却サービス

県図書館で借りた本を、地元の図書館で返却できる遠隔地利用者図書返却サービスを実施している。返却可能な図書館は、東濃地区、飛騨地区を中心とした 28 館である(池田町図書館、関市立図書館、中津川市立図書館、高山市立図書館、下呂市はぎわら図書館他)。

平成 17 年度実績：1,214 冊

#### コンビニ図書デリバリーサービス

インターネットで申し込んだ図書を指定のコンビニで受取、返却ができるサービス。県地域政策室との合同事業で、平成 15 年 2 月実証実験、平成 16 年 4 月モデル事業として実施。平成 17 年度に県政策総点検による事業見直しを受け、平成 18 年 3 月 31 日で事業を終了した。

申込実績：973 件(平成 15 年 2 月～同 18 年 3 月)

#### AV視聴及び貸出

ビデオ、LD、CD、DVDの視聴サービスを行うとともに、ビデオ・CD・カセットテープの貸出(一部閲覧のみの資料もあり)を行った。

平成 17 年度視聴件数 11,159 件

平成 17 年度貸出点数 74,935 点

#### レファレンス・サービス

利用者の質問・調査研究に対して、所蔵資料・データベース・ウェブ情報など図書館で利用できるあらゆる方法を用いて、回答や調査の援助を行う。平成 17 年度の利用件数は、29,126 件で、資料の所蔵調査が最も多い(27,003 件)が、そのほか新聞・雑誌記事の検索、利用者の調査事項に対する適切な情報源の紹介など、内容は多岐にわたる。

また、当館単独で回答が困難な場合は、国会図書館など他機関への照会、その分野に関する専門の調査研究機関の紹介なども行っている。前年度、前々年度に比べて利用件数は増加しており、特に企業情報や教育関連を含む社会科学系の調査依頼の増加が顕著である。また、16 年度より AV サービスを拡充したため、CD・ビデ

才に関する質問も増加している。質問の方法は直接来館しての口頭によるものが最も多いが、電子メールによる質問が年々増加している。

#### (ロ) 児童サービス

##### 児童図書研究室

児童書、絵本及び子どもの読書に関する参考図書を収集し、児童書・絵本の選択や内容の研究、幼児期における本の与え方の研究などに使用している。絵本は網羅的収集に努め、読みくらべ絵本、視覚障害者用布絵本・点字絵本なども所蔵している。

所蔵冊数 4万7千点

児研の利用状況：509人

児童図書研究通信「あひるの子」年数回発行

##### 児童コーナー

児童書、絵本、紙芝居など約6万6千点の資料を配架している。

平成17年度児童貸出冊数：279,561冊

##### おはなし室

絵本の読み聞かせ、紙芝居、ブックトーク、ストーリーテリングなどを実施している。『おはなし会』を以下のとおり実施

##### 【平成17年度】

第3日曜日	おはなしサポーター	12回
第2・4木曜日	職員	22回
第2土曜日(小学生向け)	おはなしサポーター	12回
第1日曜日(外国語のおはなし会)	外国絵本サポーター	12回

##### 幼児読書講演会

演題：「子どもの成長と物語」 講師：斎藤惇夫(作家)

6月22日(水) 多目的ホール 参加者130名

サテライト会場 中津川市健康福祉会館 参加者25名(遠隔配信)

6月23日(木) 美濃市中央公民館 参加者36人(美濃市図書館共催)

#### (ハ) 郷土資料サービス

2階開架閲覧室に県内市町村史誌、郷土人伝記、教育関係資料、各種統計書、郷土文学資料など約1万8千冊を配架している。新聞資料も開架閲覧室及び準開架室に配架、岐阜新聞はマイクロフィルムも購入し、リーダープリンター3台で閲覧が可能である。また読売新聞(明治期・大正期・昭和戦前期、戦後)、朝日新聞(昭和戦前期)のCD-ROM版を購入し提供している。更に閲覧室内展示ケースを使用し、郷土に関係したテーマを設けたミニ展示を実施している。(年数回入れ替え)

【二次資料作成活動】

平成17年度には、岐阜県教育史通史編、岐阜市史史料編の目次を電算化し、インターネットで公開している。

岐阜県関係雑誌記事索引のインターフェースを更新し、利便性の向上を図る。

(3) 財務状況

過去3年間の財務状況は次のとおりである。

(単位：千円)

科目		年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
収入	使用料		1,628	1,638	1,638
	雑入		2,410	2,200	2,072
合計			4,038	3,838	3,710
支出	人件費		333,547	336,434	327,283
	物件費		373,917	325,718	341,311
	維持補修費		13,395	15,314	18,168
	補助金等		-	-	-
	繰出金		-	-	-
	公債費(元金)		670,082	796,329	946,712
	公債費(利子)		192,634	144,765	105,750
	普通建設事業費		2,520	332	0
	うち補助分		-	-	-
	その他		590	574	830
合計			1,586,685	1,619,466	1,740,054
差引：収支差額			1,582,647	1,615,628	1,736,344

県の現地機関に従事する県職員の給与等については本庁所管課で認識されており、各機関の名目上の支出には含まれない。

そのため、実質的には各機関で役務を提供することによって発生する給与等が、それぞれの収支計算書には表れてこない。

そこで、実態からすれば県職員の給与等を含めて収支を明らかにし、その均衡を図るべく努力していく必要があると考え、各機関に従事する全職員の給与等を含んだ人件費支出を計算した収支計算書を作成した。

この結果、平成17年度において実際の支出超過額である「差引：収支差額」は1,736百万円となっており、これが実質的な県の負担分である。

支出のうち、公債費が元利合わせて1,052百万円で支出全体の60.5%を占めており、新図書館建設のために多額の県債が発行されたことが伺える。

## (4) 職員数及び人件費の推移

(単位：人、千円)

項 目		年 度		
		平成15年度	平成16年度	平成17年度
職 員 数		70	68	66
任用 形態 ごと	正 職 員	39	37	37
	臨 時 職 員	-	2	1
	非 常 勤 専 門 職	14	14	13
	育 児 休 業 推 進 職	2	-	-
	第 一 種 日 雇 用 職 員	5	5	5
	第 三 種 日 雇 用 職 員	10	10	10
給料(手当、共済費等含む)		276,258	285,948	279,708
報酬(共済費含む)		38,884	34,225	31,835
賃 金		18,405	16,261	15,740
合 計		333,547	336,434	327,283

## (5) 利用者数

(単位：人、冊、件、%)

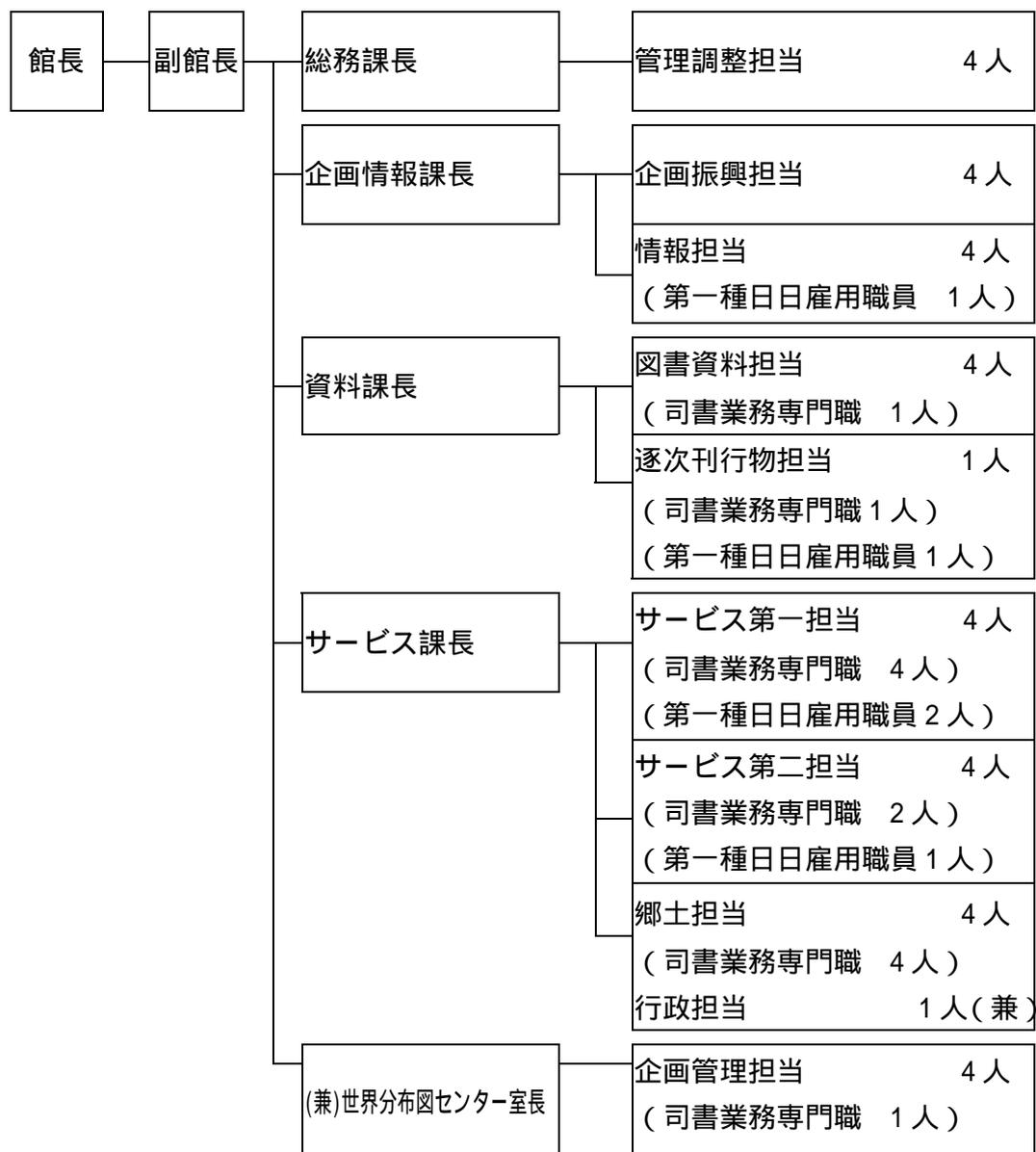
項 目	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	前年比
図書館				
閲覧室入室者数	761,362	747,589	767,390	102.6
貸出冊数	986,174	970,530	983,653	101.4
有効登録者数	168,628	178,726	187,585	105.0
レファレンス受付件数	20,751	24,366	29,144	119.5
世界分布図センター				
入室者数	90,573	90,290	87,207	96.6
レファレンス受付件数	1,214	1,442	2,793	193.7
申請受付資料使用状況	17,070	18,798	22,936	122.0

( 6 ) 平成 17 年度における受入図書に対する貸出実績

受入期間	貸出回数	0	1～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～	合計
4、5月	貸出冊数(冊)	1,549	1,558	824	549	423	129	17	5,049
	貸出割合(%)	30.7	30.9	16.3	10.9	8.4	2.6	0.3	100.0
6、7月	貸出冊数(冊)	1,781	2,052	1,094	769	569	85	5	6,355
	貸出割合(%)	28.0	32.3	17.2	12.1	9.0	1.3	0.1	100.0
8、9月	貸出冊数(冊)	2,355	2,219	1,373	1,616	1,427	41	0	9,031
	貸出割合(%)	26.1	24.6	15.2	17.9	15.8	0.5	0.0	100.0
10、11月	貸出冊数(冊)	2,555	4,462	2,340	2,110	294	0	0	11,761
	貸出割合(%)	21.7	37.9	19.9	17.9	2.5	0.0	0.0	100.0
12、1月	貸出冊数(冊)	2,622	2,612	1,541	830	13	0	0	7,618
	貸出割合(%)	34.4	34.3	20.2	10.9	0.2	0.0	0.0	100.0
2、3月	貸出冊数(冊)	2,585	1,844	763	70	1	0	0	5,263
	貸出割合(%)	49.1	35.0	14.5	1.3	0.0	0.0	0.0	100.0
累計	貸出冊数(冊)	13,447	14,747	7,935	5,944	2,727	255	22	45,077
	貸出割合(%)	29.8	32.7	17.6	13.2	6.0	0.6	0.0	100.0

( 注 ) 貸出割合は受入期間における受入冊数合計に対する貸出冊数の割合である。

(7) 組織図



## 5 現代陶芸美術館

### (1) 施設概要

財団法人セラミックパーク美濃が管理運営しているセラミックパークMINOの中に現代陶芸美術館がある。

#### 【現代陶芸美術館があるセラミックパークMINO】



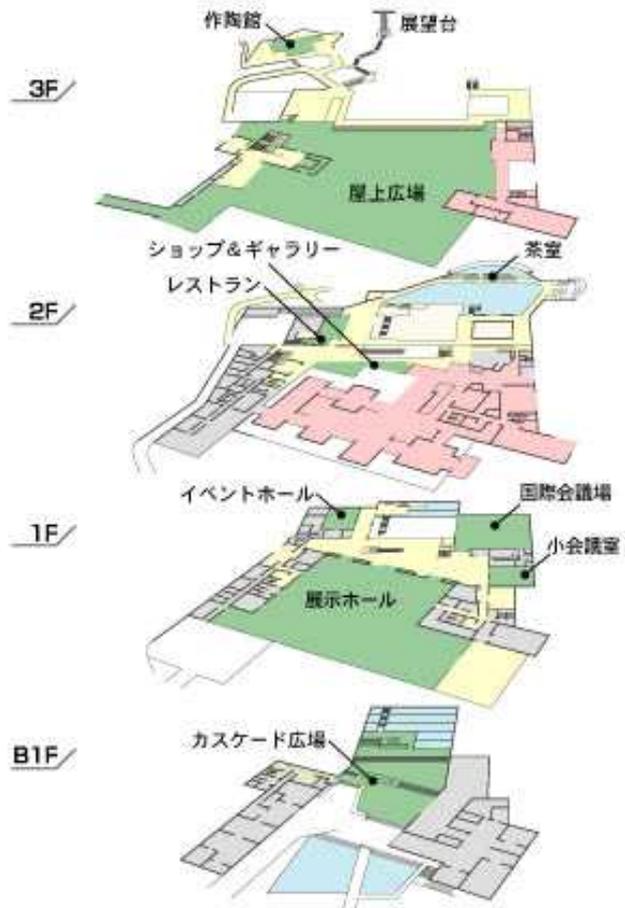
項目	内容
所在地	岐阜県多治見市東町4-2-5
建築面積	敷地面積 建床面積 延床面積 4,572.24 m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート造 地下1階、地上2階3階一部 <ul style="list-style-type: none"> <li>・展示ホール(2,237 m<sup>2</sup>)</li> <li>・国際会議場(409 m<sup>2</sup>)</li> <li>・イベントホール(168 m<sup>2</sup>)</li> <li>・小会議室(82 m<sup>2</sup>)</li> <li>・屋上広場(約1,500 m<sup>2</sup>)</li> <li>・レストラン</li> <li>・ショップ&amp;ギャラリー</li> <li>・作陶館</li> <li>・茶室</li> <li>・展望台</li> <li>・カスケード広場</li> </ul>
簿価	建物 673,033 千円



## 施設のご案内

文化イベントは勿論、民間企業のセールスイベントのほか、各種展示会、国際会議、個人・団体の発表会など様々な催事に対応いたします。「必要なときに」「必要な方が」「必要な力」ご利用できる柔軟な利用体制となっております。

- 国際展示場(409㎡)200人程度の国際会議やセミナー等に使える会議施設です。
- 展示ホール(2,237㎡)陶磁器を中心とした生活関連製品の見本市や文化イベントの開催など多目的に利用できるホールです。
- 小会議室(168㎡)50人程度のミーティングが可能な部屋です。
- 屋上広場(2,500㎡)市街地を一望できる雄大な自然のもとで、イベントを開催できます。



### 【特徴】

- ・世界的に著名な建築家「磯崎新」氏の設計である。
- ・緑のままの自然を残して、その隙間に人工的な構造物を作るなど自然環境との調和に配慮している。
- ・谷という地形を最大限利用し、方形の懸崖造りの施設である。
- ・シデコブシが自生する中央の谷や尾根を壊さないよう駐車場を建物から離して北の谷に架橋し、建物は南の谷にはめ込むよう配慮している。
- ・工事の影響を受けるシデコブシ等貴重植物は、施設内の別の場所に移植し、地元住民を中心に結成されたボランティア団体「シデコブシ応援団」により、移植後のモニタリング調査を行うなど自然環境保全活動に努めている。
- ・太陽光発電を照明の一部に利用するとともに、雨水も鑑賞池の補給水やトイレの洗浄水などに利用している。
- ・再利用した木材チップを敷き詰めた自然を体感できるよう多くの遊歩道を設定している。
- ・陶芸美術館と、展示ホールや国際会議場などのメッセ施設を兼ね備えた日本で唯一の文化と産業の複合施設で、屋上広場との一体利用も可能である。
- ・貴重な美術品を地震災害から守るため、天井から32本の鉄製アームで展示室を約5メートル吊り下げた並進振子免震システムを採用している。
- ・地場産業である「陶磁器」をテーマとした施設に相応しく、タイルや煉瓦など地元の陶磁器製品をできる限り使用している。

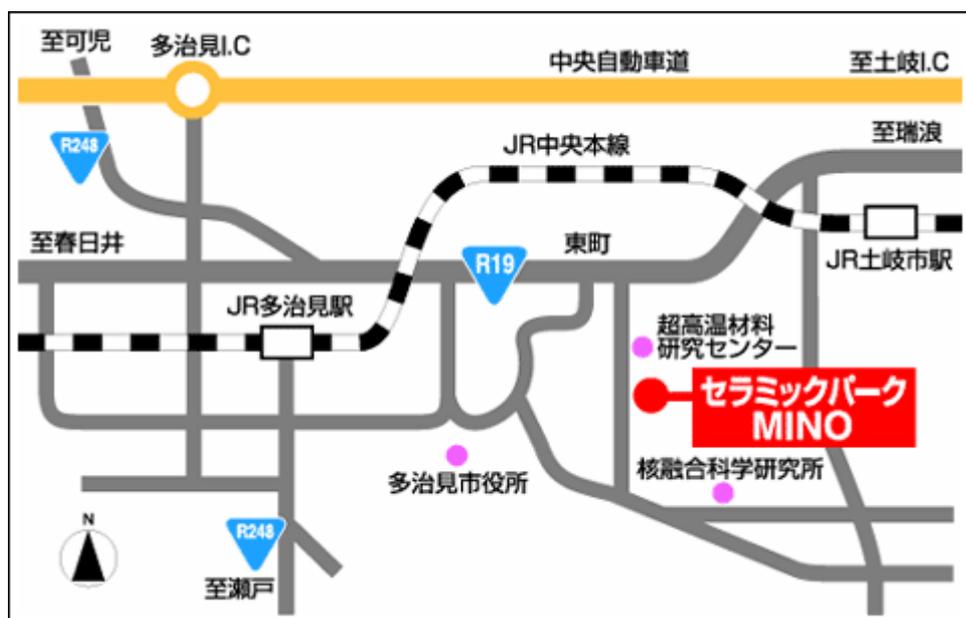
- ・地元産業界や（社）美濃陶芸協会から提供された陶片をギャラリーウォークの天井に貼り付け休憩施設（ベンチ）の座面に 陶板を使用している。
- ・備品についても県内産の杉材等やプラスチック製品を使用している。

【現代陶芸美術館（吊下げ免震構造）】



利用案内	開館時間	10：00～18：00（入館は17：30まで）
	休館日	月曜日（月曜日が休日の場合は翌日）・12月29日から翌年1月3日まで
	常設展観覧料	一般 320円（団体 260円） 大学生 210円（団体 160円） 幼児、小・中・高校生は無料 企画展については別料金。企画展開催時は、企画展入館券で常設展も観覧可能。

【交通アクセス】



## (2) 事業概要

陶磁器に特化された現代陶芸美術館を地域の陶芸文化の中核・シンボルに位置付け、厳しい経済環境に置かれている中での地場産業の再生・活性化の因子となり得るような、新たな商品価値（新たな生活文化の提案・創造、新しい産業デザインの発見、個性的商品開発等）につながる近現代の陶磁器情報や最新情報を提供すると共に、広く県民に陶磁器芸術を紹介するための施設として、平成14年10月12日に開館している。また、運営方針として、次の目標を掲げている。

県民と陶芸とを、楽しく感動をもって結びつける新しい文化の拠点を目指す。

豊富な陶芸作品を展示し、わかりやすい情報を提供して、県民の創作意欲を高める場を目指す。

県内外の美術館や資料館とネットワークを形成し、広い視野に立った美術館活動を目指す。

セラミックパークMINOや陶芸作家と連携し、開かれた美術館を目指す。

デザインなど他分野との提携を強め、国際的な情報を提供して、陶磁器産業の発展に寄与する美術館を目指す。

## (3) 財務状況

過去3年間の財務状況は次のとおりである。

(単位：千円)

科 目		年 度		
		平成15年度	平成16年度	平成17年度
収 入	使 用 料	4,092	8,358	11,667
	納 付 金	164	164	196
	雑 入	2,580	1,599	22,258
	国 庫 委 託 金	-	535	-
合 計		6,836	10,656	34,121
支 出	人 件 費	121,038	119,820	123,605
	物 件 費	32,272	49,771	54,605
	維 持 補 修 費	-	-	518
	補 助 費 等	104,284	54,084	87,799
	公 債 費 ( 元 金 )	15,445	42,689	117,428
	公 債 費 ( 利 子 )	46,255	48,857	48,014
	普 通 建 設 事 業 費 う ち 補 助 分	30,999 -	26,493 -	24,622 -
合 計		350,293	341,714	456,591
差引：収支差額		343,457	331,058	422,470

(注) 公債費については、総支出額をセラミックパークMINO(54.48%)と現代陶芸美術館(45.52%)の面積按分により算出した。

県の現地機関に従事する県職員の給与等については本庁所管課で認識されており、各機関の名目上の支出には含まれない。

そのため、実質的には各機関で役務を提供することによって発生する給与等が、それぞれの収支計算書には現れてこない。

そこで、実態からすれば県職員の給与等を含めて収支を明らかにし、その均衡を図るべく努力していく必要があると考え、各機関に従事する全職員の給与等を含んだ人件費支出を計算した収支計算書を作成した。

この結果、平成17年度において実際の支出超過額である「差引：収支差額」は422百万円となっており、これが実質的な県の負担分である。

支出のうち、公債費が元利合わせて165百万円でセラミックパークMINOの分も合わせると363百万円の公債費支出が毎年発生していることになる。

#### (4) 職員数及び人件費の推移

(単位：人、千円)

項 目		年 度		
		平成15年度	平成16年度	平成17年度
職 員 数		22	22	23
任用 形態 ごと	正 職 員	11	11	11
	臨 時 職 員	-	-	1
	非 常 勤 専 門 職	11	11	11
	第三種日雇職員	4	10	11
給料(手当、共済費等含む)		92,347	89,564	93,995
報酬(共済費含む)		26,894	26,942	27,032
賃 金		1,797	3,314	2,578
合 計		121,038	119,820	123,605

#### (5) 入場者数

(単位：人、%)

項 目		平成15年度	平成16年度	平成17年度	前年比
主 催 事 業 等	企 画 展	27,910	14,772	61,931	419.2
	常 設 展	6,236	6,907	3,957	57.3
	特 別 展	-	-	671	-
	教育普及事業	166	283	172	60.8
合 計		34,312	21,962	66,731	303.8

(6) 収蔵品展示状況

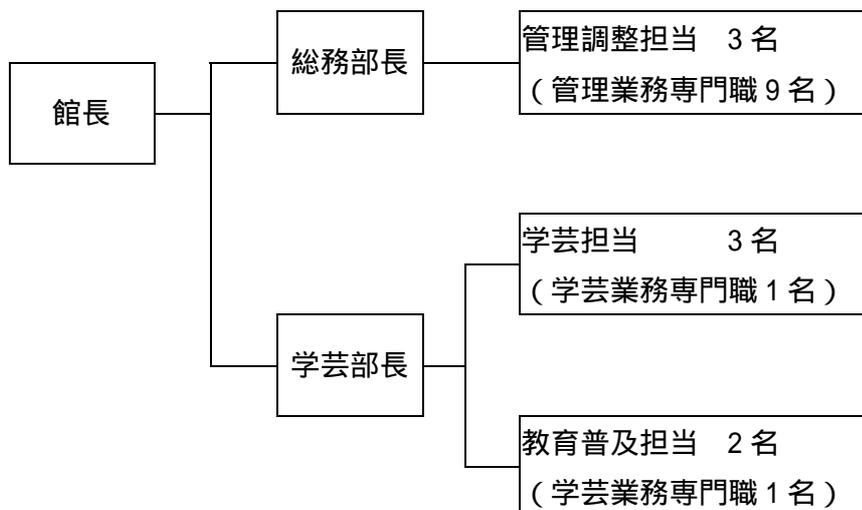
(単位：点、%)

展示会		会期	展示点数	展示頻度
常設展	ヨーロッパの名窯	3/19 -10/16	53	7.6
	大地のこどもたち	10/29 -11/27	963	137.6
	イギリスの現代陶芸	12/3 -4/30	16	2.3
	大地の輝き：バングラディッシュとオーストラリアの陶芸	12/3 -4/23	5	0.7
	小谷陶磁器研究所	12/3 -4/16	30	4.3
企画展	マイゼン磁器展	4/9 -6/5	113	16.1
	エミール・ガレ展	6/18 -8/31	231	33.0
	八木一夫展	10/8 -12/11	297	42.4
	加藤卓男展	1/14 -3/26	166	23.7

(注1) 展示頻度は、現代陶芸美術館の収蔵品及び寄託品合計に対する展示点数(外部での展示会も含む。)の割合である。

(注2) 大地のこどもたちは借用品も含む。

(7) 組織図



## 第4 監査の結果及び意見

### 1 全般的事項（各施設共通事項）

#### （1）備品管理

##### 備品実査について

##### （事実関係）

平成17年度に行われた平成16年度備品に対する実査の結果、現代陶芸美術館以外の施設で物品品目別一覧表（以下「備品台帳」という。）の修正が行われており、それ以前までは備品台帳が実態どおりではなかったといえる。その結果は次のとおりである。

#### 【高山陣屋】

（単位：件、千円）

項 目	件数	金 額
備品台帳と突合できない備品	86	7,079
寄贈品	60	6,854
消耗品	26	225

#### 【美術館】

（単位：件、千円）

項 目	件数	金 額
備品台帳と突合できない備品	34	2,392
除却したが台帳から消去していない備品	34	2,392

#### 【博物館】

（単位：件、千円）

項 目	件数	金 額
備品台帳と突合できない備品	6	1,756
除却したが台帳から消去していない備品	5	1,723
使用不能だが台帳から消去していない備品	1	33

#### 【図書館】

（単位：件、千円）

項 目	件数	金 額
備品台帳と突合できない備品	36	5,647
除却したが台帳から消去していない備品	36	5,647

寄贈により取得する場合は、岐阜県会計規則第86条において評価額も明らかにしたうえで諾否を決定することとなっており、その後は購入備品と同様に備品台帳に登録されて管理することになる。寄贈による取得の決定と同時に備品台帳への登録処理を行っていれば、

登録漏れは発生しないはずであるから、両手続きは切り離され、一連の業務として捉えられていなかった。

また、20 千円以下のものであっても、備品として管理するか消耗品とするかの判断は現地機関に任されているが、そこで消耗品と判断されれば備品台帳に登録してはならない。

さらに、現物と備品台帳を照合する手続きが実査であり、現物を確認するとともに登録内容、使用状況の確認まで適切に行われていれば発見されていたはずであるが、過去の実査の方法では、このような事実が発見されなかった。

除却については、各現地機関で売却や管理換えを検討し、最終的に廃棄を決定しているが、県の会計規則上、評価額が 100 千円未満の場合は、各現地機関のみの判断で除却して良いとされており、除却時の書類の保存が徹底されていないと、追跡調査ができない。今回の監査でも、過去に除却したと報告された備品に関する除却状況の写真、業者の引取証といった書類が入手、保管されておらず、何ら除却を立証する事実はない状況である。

#### (結果)

備品を正しく管理するための実査は、実際にある現物を確認して網羅性を確保することが最優先であり、現物から台帳への照合を行うとともに、その登録内容や使用状況まで確認するという方法を徹底していく必要がある。

また、平成 11 年度の包括外部監査の「物品の管理について 第 2 監査の結果 2 監査の着眼点ごとの監査結果 (1) 物品台帳の内容と現物の状況について」で、実査と備品台帳の整備の重要性を指摘されたにもかかわらず、各現地機関でこれだけ台帳と突合できない備品が存在したということは、公金を扱うという責任感と県民に対する説明責任の意識の欠如といつてよいと思われる。この点については、各現地機関はもとより、それを管理する本庁所管課の牽制機能が発揮されていなかったことも問題である。

地方公共団体における様々な問題、民間企業における不正などが生じている昨今、組織の内部統制の重要性が増してきており、県組織の各課においても、他の課の問題で知らなかったという、いわゆるお役所仕事では許されない状況で、組織全体で備品管理のあり方を見直す時期がきている。

今後は、各現地機関の所属長及びその本庁所管課はもちろんのこと、会計事務実地検査を行う出納管理課においてもそれぞれの立場で資産管理についての重要性を再認識し、現場での管理や外部からの牽制が有効となるよう、情報を共有して対応していく必要がある。

#### 遊休備品の管理について

##### (事実関係)

そもそも実査の目的にはその使用状況まで確認することが含まれている。物品の現物実査実施要領の第 10 で「実施機関の長は、現物実査の結果遊休物品が存在すると判明したときは、出納事務局出納管理課長が別に定めるところにより遊休物品の登録をするものとします。この場合において、遊休物品が他の物品と容易に区別できるよう、物品品目別一覧表中の当該物品欄の左余白に「遊休物品」と表示するものとします。」と規定されている。

しかし、平成 17 年度に実施された実査では、現物の有無及び保管場所の調査はしたものの

の、その使用状況までは把握されていなかった。

(結果)

この包括外部監査において再度備品の使用状況につき調査を依頼したところ、図書館のみマイクロリーダープリンター1,347千円を含めた11件4,230千円の遊休備品があり、その他施設には遊休備品は存在しないとの報告を受けた。

購入したが使用されていない備品があれば、それは公金の無駄使いと言われても仕方なく、また、民間企業の財務会計においても、遊休備品については減価償却費の処理に関して常時使用されているものと区別して把握することが必要とされており、使用状況の把握は会計、管理の両面から見ても非常に重要である。

今後は現物実査において遊休備品の有無を把握するよう徹底すべきである。

展示状況について

(事実関係)

展示状況については、各学芸員がその担当している分野における作品の展示状況を把握し、展示品の入替えや企画展の提案を行っているが、各施設全体の状況について一目でわかるような資料の作成、情報の公開は行われていない。

(意見)

収蔵品については、研究材料としての意味もあるものの、やはり展示して県民に閲覧してもらうことが有効活用と考えられる。そのためには、時代の流行などとともに、限られた展示スペースを考慮しながら、万遍なく展示されなければならない。

概要でも各施設の収蔵品の展示状況を記載したが、高山陣屋は収蔵庫がない分展示頻度の割合が高くなっているものの、その他の施設における展示頻度の割合は、単年度ではやはり低いものとなっている。

展示回数、展示割合は支出に対する効果を測定するうえで一つの要素として考えられるため、資料収集の目的を含めて県費で収集した収蔵品が有効活用されていることが明らかとなるよう、展示状況を明確にした資料作成が必要となる。したがって、収蔵品の展示状況に関するローテーション表を作成するなど、全体での展示状況が一目でわかる資料の作成やシステムの構築を検討することが望まれる。

実査の実施時期について

(事実関係)

往査時に備品実査の結果報告書を確認すると、平成16年度末県備品台帳をもとにした備品実査が平成17年度に入ってから行われている。

当然、平成16年度末から実査時までの取得と除却を調整した実査実施時点でのあるべき備品台帳に基づいては行われているが、それをもって年度末における備品の実在性を検証するには、日常の取得及び管理、更には除却に関する業務が各現地機関で適切に行われるとともに、外部からの適切な牽制が機能していることが前提となる。

一方、発生主義会計のもと貸借対照表や損益計算書の作成が義務付けられている民間企業では、最低年に一回は棚卸資産について実地棚卸が行われ、固定資産についても実査が行われており、期末での資産の実在性の検証は非常に重視されている。また、実査を末日以外で行う場合は、その基準日を末日以前に設定している。

(意見)

今回の監査を通じて、備品に関する取得及び管理、更には除却といった業務とその牽制の状況を調査したが、備品の実在性を確保するだけのレベルかどうかは疑問である。

したがって、まず第一に備品に関する業務が各現地機関で適切に行われるよう、会計規則に沿った実務レベルの業務フローを整備、運用するとともに、本庁所管課の定期的なチェックが必要となる。これらが一定のレベルに達し、備品の実在性に対するリスクが低いと判断できるならば、実査を末日以外の日で行ってもよいが、そうでなければやはり末日かそれに限りなく近い日に行わなければならない。効率的かつ効果的に実在性を検証できるよう、最初は当年度の新規取得のみを末日時点で実査するなど工夫していくことが望まれる。

また、県では、後世に引き継ぐ財産と債務のバランスをわかりやすく示すために貸借対照表を開示しているが、基準日を末日以後に設定して実査を行い、そこから遡って末日の備品の実在性を立証しているのは、情報開示の早期化、適正化が図れないため、末日を含む早い時点で実査を実施できないか、今後検討することも望まれる。

図書の管理について（岐阜県美術館、岐阜県博物館、現代陶芸美術館）

(事実関係)

図書館以外の文化施設においても、事業内容に関する図書を購入しており、管理のためにシールも添付されている。しかし、県では備品として管理の対象となる図書以外は実査を義務付けていないため、唯一貸出しが行われる博物館においてのみ実査がなされていた。

(意見)

文化施設の図書は、基本的には一般県民に対して貸出しを行っておらず、行ったとしても件数がそれほど多くないため、盗難、紛失などの可能性は低いと考えられる。

しかし、専門書などの高額な図書もあり、文化施設としてはその重要性は高く、私立学校の例を挙げれば、図書は金額にかかわらず内容により資産計上して定期的に現物実査がなされており、また文部科学省からも次のような注釈の通達がなされている。

『通常の償却資産について、独立行政法人同様、簿価 50 万円以上の物が資産計上の対象であるが、教育研究のために使用する図書は、金額の如何にかかわらず資産計上し、使用中は減価償却処理を行わず、除却時に全額を費用処理する取り扱い。』（「国立大学法人の平成 17 事業年度財務諸表の事実関係について」より 平成 18 年 9 月 1 日 文部科学省）

文化施設においても、県民の税金で購入した資産であることには備品と何ら変わりがないため、管理規定を整備し、継続して保管する図書については、実査を定期的に行い、適切な管理を行うことが望まれる。

## (2) 労務管理

時間外勤務申請の押印漏れについて

(事実関係)

各文化施設を往査し、時間外勤務の申請書を確認したところ、高山陣屋及び現代陶芸美術館において、命令権者の押印が漏れていた。この点について確認したところ、県の財政状況が厳しいなかで、人件費を抑制するため、職員数が減っているとともに、時間外勤務についても管理が厳しくなっており、県全体で時間外勤務手当に対する予算が決められ、各施設に配分されている。

(結果)

押印漏れの理由は、単なる過失であるとのことであったが、時間外勤務については、命令権者の勤務命令に基づいてなされるものであり、それがなければ本来は時間外勤務手当を支給すべきではない。しかし、現状では時間外手当に対する予算が決められていることから、どの文化施設でも予算額との調整がとられているようであり、このような実態が押印漏れを招いたと考えられる。

これでは、いわゆるサービス残業を招きかねないことになるため、今後は、時間外勤務の必要があれば、命令権者が適正に命令を発して、時間外勤務手当を支給する必要がある。仮に人件費の抑制を図るとすれば、普段の業務活動を分析し、最適化する意識を持ち、常に業務改善に心がけるなど、従来の県の業務を根本的に見直すべきであり、それが不可能であれば時間外勤務の縮減は不可能である。

## (3) 契約関係

指名競争入札について

(事実関係)

ほとんどの委託契約による落札率が95%以上で、契約業者も長期間同一業者が落札する傾向が続いている。また、いくつかの機関での指名競争入札状況を比較すると、施設管理業務的な委託契約はどこでも存在し、その業務の指名業者は10業者前後に限定され、そのグループに入っている指名業者の多くが、件数や金額は別として、県の委託契約のいずれかを受託している。

建設工事等の契約をめぐることは、全国の自治体で談合問題が表面化しており入札制度の改革が進められている中、岐阜県においても一部の工事については一般競争入札方式を採用し、契約行為における透明性、経済性の確保に努めている。

建設工事等とは異なるが、委託契約においては、次のような要因から、談合が発生する可能性が否定できない。

(イ) 指名競争入札における指名基準(条件)の見直しあまり行われないため、入札

参加業者が固定化している。

- (ロ) 委託業務は、同じ業務内容の契約が県全体の施設でたくさんあるため、業者間で割り振りが可能で談合しやすい。
- (ハ) 担当課において過去の落札業者や指名業者などの推移や予定価格に対する入札価格の割合などを把握し、分析が行われていない。

(意見)

一般に指名競争入札が適正に行われ、入札した指名業者間で一定の競争原理が働いていれば、長期間にわたり継続して同一業者が落札し続けることは考えられない。

また、実質的な指名業者間の競争が確保されていれば、落札できていない業者が各社生き残りのため予定価格をある程度下回る金額で入札するはずであり、予定価格の95%以上の高落札率が継続することは不自然である。

公共工事における談合問題と委託契約に見られる上記のような入札状況とが本質的に全く同質のものとは言えないが、県民にそのような懸念を抱かせる材料となりかねない。契約担当課もしくは担当者が、県の契約事務は規程どおりに行われているので問題は無いという意識では、透明性という点では必ずしも十分とは言いきれず、業者間の談合の起こりうる余地を少なくして、より経済的、効果的な契約を実現することも重要である。今後、談合が発生する土壌を生まないために、次のような策を検討することを提案したい。

- (イ) 5年間を超えて同一業者が落札し、落札率が95%以上のような異常な契約推移を示した場合には、事情聴取や指名業者の入れ替えを行うなどの監視機能を強化する。さらに監視機能を強化する意味からすると、組織内の牽制機能を強化するために、発注担当課とは独立した審査部門を設けて、発注担当課の事務執行状況の検証を行うと効果的である。
- (ロ) 発注過程の透明性を高めるために、現行の発注担当課が指名業者を選定するのではなく、担当課とは独立した部門で指名業者を選定する。独立した部門を設けないとしても、指名基準や指名理由の公表を検討し、指名されなかった業者から照会や異議を受け付ける制度を導入する。
- (ハ) 業者の受注意欲を反映して競争力を高めるために、一定の選定基準を満たすものは、原則すべて指名することとし、受注の意欲のある業者が指名業者から漏れないようにすることが重要である。

(4) 収入支出その他

IT基礎技能講習コンピュータシステム整備事業により整備したパソコンについて

(事実関係)

平成13年度においてIT関連の整備事業を行い、全額国庫補助によりパソコンなど情報機器について図書館をはじめとする各機関で整備した。今回の包括外部監査で対象とした文化施設に対する整備は、次のとおりである。

施設名	設備の内容・数量		施設名	設備の内容・数量	
図書館	ノート型パソコン	63 台	博物館	ノート型パソコン	40 台
	プリンタ	1 台		ノート用無線 LAN カード	40 台
	ダイヤルアップルータ	3 台		ワープロソフト	40 本
	HUB	3 台		プリンタ	2 台
	LAN ケーブル	53 本		プリンタ用無線 LAN アダプタ	2 台
	OA タップ	27 個		ISDN 無線ルータ	2 台
	総合 Office ソフト	63 台分		OA タップ	24 個
	音声読上げソフト	10 本		デスクトップパソコン	8 台
	読上げ対応メールソフト	10 本		AP ソフト	8 本
	点字ソフト	10 本		HUB	1 台
	点字プリンタ	1 台		プリンタ	1 台
	点字ピンディスプレイ	1 台		OA タップ	9 個
	据付回線工事	一式	博物館	デスクトップパソコン	2 台
図書館 (障害者)	ノート型パソコン	10 台	(障害者)	AP ソフト	2 本
	音声読上げソフト	10 本	点字ソフト	2 本	
	読上げ対応メールソフト	10 本	点字ピンディスプレイ	2 台	
	点字ソフト	10 本	点字プリンタ	1 台	
	点字プリンタ	10 台	HUB	1 台	
	点字ピンディスプレイ	1 台	OA タップ	3 個	
	据付回線工事	1 台	高山陣屋	ノート型パソコン	10 台
総合 Office ソフト	10 台分	ダイヤルアップルータ		2 台	
		HUB		1 台	
美術館	ノート型パソコン	10 台	レーザープリンタ	1 台	
	ダイヤルアップルータ	2 台	据付回線工事	一式	
	HUB	2 台			
	レーザープリンタ	2 台			
	据付回線工事	一式			

しかし、その後パソコンの普及及び技術革新のスピードが速くなり、講習についても 1 年目は参加者も多く、積極的に行われたものの、その後は止むを得ず義務的に行っている程度で参加者も博物館を除き減少しており、パソコン自体故障しても修理もできないものが多くなってきている。

現状ではこの事業自体がむしろ負担になってきており、パソコン管理自体もバージョン自体が古いため手間がかかり、修繕にかかる費用の予算措置も、現状では極めて困難である。国の補助金で行った事業であるため、他の目的での使用は原則禁止されており、IT

講習以外は使用できない。

また、実際に行われた I T 講習に対する参加人数の推移は次のとおりである。

(単位：人)

項 目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
図書館 I T 講習	96	未実施	25	36
美術館 I T 講習	未実施	未実施	未実施	未実施
博物館 I T 講習	240	120	250	360
高山陣屋 I T 講習	240	50	未実施	未実施

(注) 表中の人数は延べ人数である。

(意見)

平成 11 年度包括外部監査では、「物品の管理について 第 2 監査の結果 2 監査の着眼点ごとの監査結果 (6) 利用頻度が低い物品とその有効利用のための方策について 県民開放型施設の有効活用に関する提言(試験研究機関のマルチメディア工房)」において、平成 14 年度包括外部監査でも、「財団法人岐阜県産業文化振興事業団 4 監査の意見 (3) マルチメディア工房」において、同じような事業で購入した備品の有効活用を指摘されている。

この指摘を受け、実際にマルチメディア工房を廃止した施設もあり、利用の状況により、事業の効率化を図らなければならない。

博物館のように催しもので使用するなど、様々な工夫により有効活用できる機関に使用できるものを集中し、そこで講習や企画を行うというように、事業を集約する検討が望まれる。

## 2 - 1 高山陣屋

### (1) 施設管理

#### 大規模修繕に対する資金計画について

##### (事実関係)

高山陣屋復元整備事業は、第1次整備事業(昭和45年10月～昭和49年3月)、第2次整備事業(昭和54年3月～昭和58年11月)、第3次整備事業(平成元年3月～平成8年3月)により行われてきた。

しかし、第1次整備事業開始から35年余りが既に経過しており、大規模な修繕としては檜葺屋根の御蔵5年、その他の建物は20年毎の屋根葺き替えが予定されているものの、現状では予算枠の中で最低限の修繕を行うことしかできない状況である。

県の財政状況が苦しい中で大規模修繕に向けての予算取りは現実的には困難で、計画を立案することができない状況も理解できるが、一方で、高山陣屋は歴史的建造物であり存在価値が高く、観光施設としても代表的なものであることから、高山市はもとより県全体の文化事業、観光事業に対する貢献度は非常に大きく、施設を充実させ、適切に維持管理していくことは必要不可欠である。

##### (意見)

大規模修繕にかかる費用を単年度の予算で枠取りすることは困難と考えられるため、資金計画を立案すると同時に、基金の創設や毎年定額を修繕引当金として積み立てるなど、財源の計画的な確保も考慮すべきであると思われる。

#### 収蔵庫の必要性について

##### (事実関係)

高山陣屋は文化施設であるものの、観光施設としても高山市はもとより県において非常に重要な施設となっている。県はその観光施設としての存在価値を重視していると思われるが、現状では資料等の収蔵庫を整備しておらず、飛騨が江戸幕府の直轄地になって高山陣屋が置かれ、以来明治初期に至るまでに集積された「飛騨郡代高山陣屋文書」約2万4千点は、現在設備的に充実している県歴史資料館で保管・閲覧に供されている。

##### (意見)

飛騨郡代高山陣屋文書等の資料については、文化財の現地主義に立ち、陣屋で保管・展示・活用したほうが、より文化的価値も高まり、県民をはじめ観光客に臨場感あふれる情報が提供できるのではないと思われる。現在、御蔵で陣屋所蔵品及び借用品の展示を行っているが、これ以上の展示が困難なため、表面表示部分の建物の一部を復元して収蔵庫を備えた資料館を整備することが望まれる。

## 2 - 2 岐阜県美術館

### (1) 備品管理

#### 基金の存在について

##### (事実関係)

県美術館設立に当たり、昭和 54 年 10 月 9 日付で「岐阜県美術館美術品取得基金条例」が、公布、施行されている。この基金の目的は、美術作品及び美術に関する資料の取得を円滑かつ効率的に行うことにあり、当初基金の額は寄付金を原資とする 3 億円である。購入の決定や運用方法については、知事が行うこととなっているが、原則定額運用型基金である。

つまり、美術品は市場での流通性が非常に不安定なため、価値の高いもの、いわゆる掘り出しものがいつ市場に出回るかは予測が困難であり、当初での予算措置が困難である。そのため美術館として取得したい美術作品が市場に出た場合、購入を見送らねばならないこととなり、県にとって大きな損失となるという考えから、毎年度の予算以外で美術品を適宜に取得するために設置された基金である。

この基金で購入された美術品については、その後美術館の予算で買い戻さなければならないわけであるが、未だに買い戻せない美術品が多数存在するのが現状である。

基金に対しては、設置当初の拠出金は 3 億円であったが、平成元年度に 2 億円、平成 3 年度は 5 億円を拠出しており、最終的には基金に対し 10 億円の拠出を行っている。

また、基金所有の美術品は社会教育文化課が管理をすることになっているが、実際は美術館が保管、管理しているという非常に曖昧な状況となっている。よって、本来の購入目的からすれば美術館で備品として計上すべきであるが、管理外資産となり、備品台帳が実態を正しく表していない。加えて、基金の資金も 108,831 千円と残高が少なくなってきたため、本来の基金の目的を果たすことができない状況に陥っているとともに、厳しい財政状況のため、一般会計による買い戻しも困難となっている。

##### (結果)

本来、知事が必要と認めたとうえで美術品を迅速に購入するために設けられた基金であるため、県が買い戻さなければならない。しかし、現状は管理関係が曖昧な状況にあり、また、資金が 1 億円余りしかないため、基金の目的である美術品の購入自体もままならない状況にあるので、基金の設置自体を条例廃止も含めて見直すべきである。そうすることにより、基金所有という実体のない所有者の美術品などという不自然な問題も解消されるはずである。逆にそれができないのなら、計画的に買い戻すべきである。

基金を廃止するとした後は、未確定債務として美術品購入引当金を毎年積み立てることにより、不定期な美術品の購入に充てる資金問題も解消できると思われる。

### (2) 施設管理

#### 建物の老朽化と収蔵能力不足について

##### (事実関係)

美術館は昭和 57 年に建設されており、平成 17 年度で築 23 年を経過し、建物自体に様々

な問題が生じ始めている。また、収蔵点数が増加する一方である美術作品の収蔵庫もますます手狭になっており、現場視察では、美術作品の保管からすれば好ましくない状態にあるのが明らかである。

(意見)

貴重な美術品が収蔵されている美術館であるため、美術品について地震等不測の事態にも耐える保管の仕方を工夫するとともに、収蔵庫の拡張も検討することが望まれる。

(3) 契約関係

清掃業務について

(事実関係)

美術館の日常清掃及び定期清掃、庁舎環境衛生管理業務、館内庭園の人力除草及び落葉清掃、人口川・池の清掃及び汚泥処理業務等を業者へ委託している。契約は指名競争入札方式で、過去5年間の入札状況は次のとおりである。

【過去5年間の入札執行状況】

(単位：千円)

年 度	契約業者	参加業者数	落札価格
13年度	A社	6社	8,820
14年度	A社	10社	6,261
15年度	C社	10社	4,368
16年度	C社	7社	4,074
17年度	C社	7社	5,229

B社は平成15年度から入札に参加しており、それからA社とB社との間で競争原理が働いて落札価格が大幅に低下している。

(意見)

ここ2年は落札率が低く50%を下回っており、逆に積算方法に問題があるのではないかという疑問を感じる。実績の分析と業務内容の検討をせず、過去からの設計価格を見直さず利用していることが一つの要因だと思われる。

今後は、業者から提出される請求書等で業務内容とその実績を十分に確認し、翌年度以降の積算に活かし、設計価格の見直しを定期的に行っていくことが望まれる。

常駐警備業務について

(事実関係)

常駐警備員による巡視警備と防犯ITVモニター、警報装置による監視を併合した警備を業者へ委託している。契約は指名競争入札方式で、過去5年間の入札状況は次のとおりである。

【過去5年間の入札執行状況】

(単位：千円)

年 度	契約業者	参加業者数	落札価格
13年度	A社	6社	8,820
14年度	A社	10社	6,261
15年度	C社	10社	4,368
16年度	C社	7社	4,074
17年度	C社	7社	5,229

C社は平成14年度から入札に参加しており、それからA社とC社との間で競争原理が働いて落札価格が大幅に低下している。

(意見)

清掃業務と同様、ここ2年は落札率が低く50%を下回っており、逆に積算方法に問題があるのではないかという疑問を感じる。実績の分析と業務内容の検討をせず、過去からの設計価格を見直さず利用していることが一つの要因だと思われる。

今後は業者から提出される請求書等で業務内容とその実績を十分に確認し、翌年度以降の積算に活かし、設計価格の見直しを定期的に行っていくことが望まれる。

管理業務について

(事実関係)

美術館の設備通常保守管理業務、観覧券改札・美術館案内業務、消防設備関係保守業務等を業者へ委託している。契約は指名競争入札方式で、過去5年間の入札状況は次のとおりである。

【過去5年間の入札執行状況】

(単位：千円)

年 度	契約業者	参加業者数	落札価格
13年度	A社	6社	16,737
14年度	A社	8社	16,695
15年度	A社	8社	16,695
16年度	A社	7社	12,075
17年度	A社	7社	16,275

ここ5年間同一業者が落札し、落札率が96%以上で100%に近い高い水準にある。設計価格について、積算内容は5年間ほとんど単価等の見直しが行われておらず、予算額に見合った調整がなされているだけのようと思われる。

(意見)

事務的には規定に準拠して入札が行われ契約しているが、結果はここ5年間同じ業者が高い落札率で落札している。また、落札価格や落札率については、大きな変動はなく同じような水準で推移しており、本来競争入札に求められる質の向上と金額の適正化という機能に照らし合わせると、不自然な契約と言わざるを得ない。

このような維持管理業務の委託は、工事の入札とは異なって継続性があるため、無駄を省いた適正価格に近づけば近づくほど落札率は高くなるため、それだけでは不自然とはいえないかもしれない。しかし、実際の積算における諸経費の割合については、担当者が委託会社の業務内容を見て翌年度の率を決めており、その算定根拠となるものはなく、主観的な判断に基づくものと考えられる。このように恣意性が介入する余地があると契約の不自然さが払拭できない。

今後は、長期間同じ業者だけが入札することが起きないように、指名入札における指名業者の選定理由を見直すこと、または一般競争入札にすることにより、入札に参加する業者の新陳代謝を図るとともに、積算に関する客観的な算定根拠を作成し、第三者へ説明ができるような根拠資料を残すことが望まれる。

#### 庭園管理業務について

(事実関係)

美術館の芝生管理、樹木管理、環境整備、木くず等の処分を業者へ委託している。過去5年間の契約は、平成13年度～平成14年度までが指名競争入札、平成15年度以降は一者随意契約である。過去5年間の入札状況は次のとおりである。

#### 【過去5年間の入札執行状況】

(単位：千円)

年度	契約業者	参加業者数	落札価格(契約額)
13年度	D社	5社	5,827
14年度	D社	6社	5,827
15年度	財団	随意契約	5,880
16年度	財団	随意契約	5,932
17年度	財団	随意契約	5,880

平成15年度から県の外郭団体である財団法人花の都ぎふ花と緑の推進センターに一者随意契約に変更している。随意契約とした理由は、「樹木管理には、樹木それぞれの個体、気象条件、地理的条件、土壌条件等により管理の方法が大きく異なる。また、樹木の成長は遅く、樹勢回復の措置をとっても効果が目に見えてくるのは次年度、次々年度になることもあり、その後の措置の方法も異なる。そのため、長期的な一貫した管理が必要であるとともに専門的な技術者が一貫して管理するシステムが重要であるが、入札による業者決定方法では、毎年違う業者が請負うため、過去からの業務実績に基づく管理の方法が活かされない面がある。県の外郭団体である、財団法人花の都ぎふ花と緑の推進センターは4

箇所の県営公園の維持管理を受託している実績があり、植栽管理に関する専門家による、合理的な植栽管理の方法についての情報の蓄積もある。また、造園に関する専門技術員がいるため、適切な設計・積算業務、監督・現場管理が行えるため」とのことである。

(意見)

D社は、美術館開館以来、庭園植栽管理業務を落札しており、平成15年度～平成17年度も財団法人が下請けに出し、実質業務を行っている(下請け代金:15年度 5,250千円、16年度 5,355千円、17年度 5,355千円)ので、美術館の樹木に関しては精通している。にもかかわらず財団と随意契約しなければならないのは合理性に欠ける。

また、金額に関しても、当該財団法人との協議のうえで設計価格を決めており、金額の適正性の点で問題があり、直ちに外郭団体との契約について見直すことが望まれる。

#### ハイビジョンシステム保守業務について

(事実関係)

美術館ハイビジョンギャラリーシステム、ハイビジョンホールシステム、移動ハイビジョンギャラリーシステム、ハイビジョン静止画番組制作装置を対象に一般点検・保守1回、精密点検・保守1回、総合点検・保守1回の年間3回の点検・保守を業者へ委託している。契約は一者随意契約方式で、過去3年間の契約状況は次のとおりである。

#### 【過去3年の契約執行状況】

(単位:千円)

年 度	契約業者	参加業者数	契約額
15年度	F社	随意契約	6,770
16年度	F社	随意契約	5,229
17年度	F社	随意契約	6,770

ハイビジョンギャラリー(60インチ2台、110インチ1台)は平成元年設置、ハイビジョンホール(150インチ1台)は平成7年設置、移動ハイビジョン(60インチ1台)は平成2年に設置した。設置以来10年以上が経過しており設備自体がかなり老朽化していることや、ハイビジョンの技術自体が技術革新により一般的に普及していること、さらに保守以外にも数年に一度の頻度でオーバーホール及び投射管交換等の費用が発生することなどから、現場においても本当の必要性を検討すべきとのことであった。

(意見)

美術館において、高いコストをかけてハイビジョン設備を維持管理していく意義は低いと考えられることから、早急に設備の休止を含めて使用自体の必要性を検討することが望まれる。

その後、使用する確固たる根拠が示され、継続するとなれば、一者随意契約方式といった契約方法を見直し、業務内容、設計単価等の適正化など、当該契約全般にわたる全面的

な見直しが必要であると思われる。

#### (4) 収入支出その他

##### 美術品収集資金について

###### (事実関係)

美術品収集に関する資金が少なくなり、今後新規で購入することが困難な状況となっている。その一方、今年度に入って、監査委員からの指摘により、岐阜県博物館所蔵の取得価格 25 百万円の絵画加藤東一「望郷」が岐阜県美術館へ移管されたこともあり、県所有の美術品を有効利用しようとする動きも見受けられる。

###### (意見)

県所有の美術品の有効利用という点では、そのリストを作成して美術館への所管替えを行い、必要に応じて県関係施設へ貸与する方法を検討することが望まれる。また、岐阜県美術館の美術品収集テーマである「郷土ゆかりの作家」あるいは「ルドンコレクション及びルドンにかかわりの深い西洋の作家」以外の美術品については、売却によって作品収集資金を得るため、売却も検討していくことが望まれる。

##### 教育普及事業について

###### (事実関係)

美術館では展示のほかに、親と子の鑑賞教室、キッズ・エンジョイ・アート、幼児と子供の造形教室、夏休みこどもワークショップ、企画展ワークショップ、出張授業、スクールミュージアム等の特色のある教育普及活動が行われている。

日本経済新聞社が平成 18 年度に実施した全国の主要効率美術館を格付けする「美術館の実力調査」の結果では、総合評価で公立美術館 134 館中 16 位、特に項目別では学校や商業施設などとの連携を評価する地域貢献力が第 8 位と高い評価を受けている。

###### (意見)

このような評価は様々な教育普及活動を行ってきた成果と考えられるが、更により多くの県内小中高生に対してサービスを提供できるよう、入館者増加対策も含めて教育委員会から各学校への PR 活動を検討する必要があると思われる。

平成 19 年 2 月 1 日

岐阜県美術館

## 岐阜県美術館

## 教育普及事業の内容



油彩画実技講座

4 / 2 2



シルクスクリーン実技講座

7 / 1



幼児と子供の造形教室

「紙を使って」 5 / 1 4



幼児と子供の造形教室

「ストーンアート」 6 / 2



スクールミュージアム

揖斐川中学校 5 / 2 4



キッズ・エンジョイ・アート

1 / 2 7

## 2 - 3 岐阜県博物館

### (1) 施設管理

#### 施設設備について

##### (事実関係)

平成7年3月にマイ・ミュージアム棟が建設されたが、この棟には様々な展示を行うことができるマイミュージアムギャラリーのほか、ハイビジョン映像を大画面で鑑賞できるハイビジョンホールや、20台のコンピュータブースを利用してハイパーハイビジョン風土記「ひだ・みの紀行」が楽しめるマルチメディアスタジオ、ハイビジョン静止画番組などマルチメディアソフトの制作に取り組めるマルチメディア工房が備わっている。

しかし、現状、ハイビジョンホールでは、博物館の事業方針に関係する映画などが定期的に放映されており、また、マルチメディアスタジオのパソコン20台のうち、半数近くは故障中で使用不能となっている。さらにハイビジョン静止画番組の制作実績も少ない。

ハイビジョン、マルチメディア関連といえば建設当初は最先端であったが、その後の更新や維持管理のために資金的負担が大きくなってきている。その一方で博物館の建物自体や展示ブースについて老朽化、陳腐化が進んでおり、建設当時はそれらをまず改修、更新することが優先ではなかったかという議論もあったとのことである。

##### (意見)

当初の計画以上にハイビジョン、マルチメディア関連の技術進歩のスピードが速かったこともあり、当時は最先端であったものの、反対に現在では陳腐化してきている。

また、県の財政状況が厳しい中で、これらの更新や維持管理の予算確保が困難な状況になってきており、有効利用するよう様々な努力を現場ではなされているが、それにも限界があるように思われる。

機器類や映像の中には貴重なものがあるとのことなので、そのようなものは残しつつもハイビジョン、マルチメディア関連事業を縮小し、空いたスペースで収蔵品の展示を充実させていくなど、本館とマイ・ミュージアム棟を一体とした博物館全体での施設設備の有効利用を検討していくことが望まれる。

### (2) 契約関係

#### 清掃関係業務委託について

##### (事実関係)

(イ) 清掃業務(日常清掃常駐4名等)、庭園管理業務、庁舎環境測定業務、害虫駆除業務、水質検査業務を業者へ委託している。契約は指名競争入札方式で、過去5年間の入札状況は次のとおりである。

【過去5年間の入札執行状況】

(単位：千円)

年 度	契約業者	参加業者数	落札価格
13年度	A社	7社	19,356
14年度	A社	7社	19,383
15年度	A社	6社	18,994
16年度	A社	7社	15,540
17年度	A社	7社	14,700

博物館が開館してから30年以上が経過しているが、その間同一業者が落札しており、ここ5年間落札率も95%を超えている。

(ロ) 設計金額の積算方法の見直しが行われていない。

(意見)

(イ) 事務的には規定に準拠して入札が行われ契約しているが、結果は30年以上も同じ業者が高い落札率で落札している。また、落札価格や落札率については、大きな変動はなく同じような水準で推移しており、本来競争入札に求められる質の向上と金額の適正化という機能に照らし合わせると、不自然な契約と言わざるを得ない。

今後は、長期間同じ業者だけが入札することが起きないように、指名入札における指名業者の選定理由を見直すこと、または一般競争入札にすることにより、入札に参加する業者の新陳代謝を図ることが望まれる。

(ロ) このような維持管理業務の委託は、工事の入札とは異なって継続性があるため、無駄を省いた適正価格に近づけば近づくほど落札率は高くなる傾向にある。ただし、実際の積算における諸経費については、担当者の主観的な判断に基づくものと考えられ、その算定根拠となるものはなく、このように恣意性が介入する余地があると契約の不自然さが払拭できない。

直接物品費、業務管理費、一般管理費については調整的な意味合いが強いので、今後は最低限合理的な説明ができるように資料を残す必要があり、また、積算に用いる単価等については根拠資料を残し、金額の合理性を説明できるようにする必要がある。実態に即した適正金額となるように積算方法を全面的に見直すことが望まれる。

改札案内及び施設設備保守管理業務について

(事実関係)

(イ) 改札案内業務、電気機械運転管理業務、警備業務、集中監視装置保守業務、消防設備保守業務を業者へ委託している。契約は指名競争入札方式で、過去5年間の入札状況は次のとおりである。

【過去5年間の入札執行状況】

(単位：千円)

年度	契約業者	参加業者数	落札価格
13年度	A社	7社	31,789
14年度	A社	7社	32,865
15年度	A社	6社	32,739
16年度	A社	6社	32,025
17年度	A社	6社	31,920

博物館が開館してから30年以上が経過しているが、その間同一業者が落札しており、指名入札における選定理由が見直されない限りは、業者間談合及び馴れ合いの土壤を誘発しかねない。

- (ロ) 平成17年度の積算を検証したところ、直接物品費、業務管理費、一般管理費の積算には何の根拠もなく、予算との調整の点のみで積算されている。警備業務は、嘱託(65歳2名)、パート(64歳1名、67歳1名、68歳1名)で昼間の警備業務(1名)、終日の警備業務(1名)をまわしている。

(意見)

- (イ) 事務的には規定に準拠して入札が行われ契約しているが、結果は30年以上も同じ業者が高い落札率で落札している。また、落札価格や落札率については、大きな変動はなく同じような水準で推移しており、本来競争入札に求められる質の向上と金額の適正化という機能に照らし合わせると、不自然な契約と言わざるを得ない。

今後は、長期間同じ業者だけが入札することが起きないように、指名入札における指名業者の選定理由を見直すこと、あるいは一般競争入札にすることにより、入札に参加する業者の新陳代謝を図ることが望まれる。

- (ロ) 維持管理業務の委託は、工事の入札とは異なって継続性があるため、無駄を省いた適正価格に近づけば近づくほど落札率は高くなる傾向にある。ただし、実際の積算における直接物品費、業務管理費、一般管理費といった諸経費的なものについては、担当者の主観的な判断に基づくものと考えられ、その算定根拠となるものはなく、このように恣意性が介入する余地があると契約の不自然さが払拭できない。

直接物品費、業務管理費、一般管理費については調整的な意味合いが強いので、今後は最低限合理的な説明ができるように資料を残す必要があるし、合理的な説明ができないようであれば積算から除く必要がある。また、積算に用いる単価等については根拠資料を残し、金額の合理性を説明できるようにする必要がある。実態に即した適正金額となるように積算方法を全面的に見直すことが望まれる。

また、警備業務の人件費単価について、施設内の警備業務は、60歳以上の高齢者が活用されている場合が多く、このような実態を調査して積算に織り込み、歳出削減が

できるよう努力する必要があると思われる。

#### エレベータ保守管理業務について

(事実関係)

エレベータの保守管理業務を業者へ委託している。契約は、一者随意契約によっており、過去3年間の契約状況は次のとおりである。

#### 【過去3年間の入札執行状況】

(単位：千円)

年度	契約業者	参加業者数	契約額
15年度	C社	随意契約	2,230
16年度	C社	随意契約	2,230
17年度	C社	随意契約	2,167

#### 【一者随意契約の理由】

委託予定業者は当館に設置されたエレベータの製造業者の系列企業であり、エレベータの構造等を熟知している。系列以外の業者では修理に必要な部品の調達が困難であるばかりか、当館で使用しているエレベータに対する知識も乏しい。また、マイ・ミュージアム棟のエレベータは来館者の安全確保のため、遠隔監視装置で委託予定業者の監視センター（大阪市）で監視業務を行っている。24時間監視しており、異常が見つければ業者へ連絡が入り、迅速に点検・修理に駆けつけるシステムである。このシステムは委託予定業者でしか行えないのが実情である。

(意見)

ここ4年間は予定価格を見直していない。96%以上の高い契約率が続いているにもかかわらず、他者からの見積書入手して積算内容の検討を行っていないなど、安易に一者随意契約を続けているように見受けられる。

今後は、他社から見積書入手するなど、前年実績型の積算ではなく、歳出削減につながるように積算内容を見直すことが望まれる。

#### (3) 収入支出その他

##### 旅費支払について

(事実関係)

旅費支払手続の流れは、出張予定伺書 旅行命令書 復命書 請求書 支出負担行為兼支出金調書 支出命令確認となっている。平成18年2月、3月の旅費支払について検証した結果、復命書なしの支払2件、旅行命令書の未作成及び請求書の未提出（支払い漏れ）2件、二重支払1件がみられた。これらについては、監査終了後事実を再確認し、措置済みである。

(結果)

旅費精算は1ヶ月分をまとめて行うこととなっており、出張の多い学芸員は書類の不備及び未払いの問題が生じる可能性が高いと思われる。

今後同じようなミスが発生しないよう、再度手続きを確認し、必ず必要な書類がなければ支払わないことを徹底するとともに、期限を決めて精算をこまめに行ってもらう制度を整えるべきである。

博物館協会の費用負担について

(事実関係)

岐阜県博物館協会の事務局は岐阜県博物館に置かれており、非常勤の専門相談役が事務局業務を兼務している。協会の会員は国立館1、県立館8、市町村立館71、私立法人立館62、個人会員15で、会費年総額約67万円で運営されているが、事務局担当者の出張旅費はすべて岐阜県博物館が負担している。

(結果)

会費も少額で、岐阜県の中央博物館としての役割を担っていることからの処理であろうと考えられるが、協会運営上の経費である以上、会員にも相応の負担をしてもらう必要があり、会費の増額も検討すべきである。

## 2 - 4 岐阜県図書館

### (1) 備品管理

長期返却延滞者に対する貸出管理について

(事実関係)

平成 17 年度末で長期延滞者に対する貸出冊数は次のとおりである。

(平成 18 年 8 月 18 日現在)

年度	延滞冊数	延滞人数 (重複者あり)	処理状況	年度貸出に対する延滞割合
平成 11 年度	331 冊	119 人	配達記録郵便で督促中	0.03%
平成 12 年度	415 冊	157 人	配達記録郵便で督促中	0.04%
平成 13 年度	357 冊	130 人	配達記録郵便で督促中	0.04%
平成 14 年度	317 冊	113 人	電話督促予定	0.03%
平成 15 年度	235 冊	82 人	電話督促予定	0.02%
平成 16 年度	331 冊	149 人	電話督促予定	0.05%
平成 17 年度	512 冊	149 人	電話督促予定	0.03%
合計	2,498 冊	899 人		

(注) これらの金額は把握されていないが、平成 17 年度中の平成 18 年 3 月 1 ヶ月間に納品された図書の平均単価 2,600 円を用いると、概算で 6,494,800 円もの図書が長期にわたり貸出されたままとなっている。

督促の時期、方法は、「岐阜県図書館督促及び損害賠償事務取扱要綱」第 4 条に定められている。返却期限から 15 日以上経過してから、2 ヶ月以上経過時点及び 3 ヶ月以上経過時点で督促状を送付する。4 ヶ月以上経過すれば、電話での督促となる。

その後、一定年数を経過しても何ら返答がない場合、配達記録郵便で最終督促を行い、それでも返答がなければ書籍の除籍の処理を行っている。除籍の処理は「岐阜県図書館資料等の不用決定・除籍及び譲渡・廃棄事務処理要領」第 2 条第 10 号に規定されており、7 年以上不明になった書籍について行われることになる。平成 17 年度は平成 10 年度分 395 冊を除籍している。

督促の手続きに関しては、1 年間に督促業務に対して延べ人数で 22 名、時間にして約 100 時間近くが投入されているとのことである。また、最終的に除籍するまで最低 7 年かかることから、長期返却延滞者に対しては、長期にわたり手間のかかる業務を行わなければならない。少数のマナーの悪い利用者のために、職員が非効率な作業を強いられることは費用対効果の面で問題があると思われる。

また、仮に返答があったとして、紛失や著しい破損により弁償してもらう場合は、現物による弁償を原則としているが、止むを得ず弁償金によることもある。弁償金額は、購入後 5 年未満の図書で取得価額全額、10 年未満で取得価額の 2 分の 1、10 年以上で取得価額の 4 分の 1 となっている。毎年百万冊に近い貸出と 855 千冊の蔵書があることから、このような一定基準による画一的な対応をせざるを得ないが、図書の価値は金銭ではなかなか量れず、この程度の対応では利用者のマナーが改善されない状況である。

(意見)

「図書館法」第 17 条では、「いかなる対価をも徴収してはならない」となっているが、督促作業などの延滞者からの回収業務に対して原因者負担を強いることは、通常想定される以外の業務に対する対価として正当なものであり、文部科学省も法的には問題ないという見解であった。

したがって、まずは除籍までの期間の短縮を検討することが望まれる。また、長期返却延滞者の弁償額については、名古屋市が昭和 50 年まで返却遅延料金を徴収していた事実もあり（現在は廃止）、事務が煩雑になることも想定されるが、利用者のモラル向上のため、実費は当然のこと、何らかの損害賠償金を上乘せすることも検討することが望まれる。

選書のための情報収集について

(事実関係)

新刊図書については毎週 400 冊から 500 冊程度選書し、継続購入分を含めると毎週 500 冊前後の図書を購入している。平成 17 年度でいえば、図書の購入費が 115,160 千円で全国第 6 位、貸出冊数は 983,653 冊で全国第 4 位の実績を残している。

平成 17 年度に行われた「県図書館利用者アンケート」の中での所蔵資料に対する県民の満足度について調査した結果、「十分である」が 35%、「ふつう」が 49%、「不十分である」が 15%であった。また、充実すべき資料としては、第 1 に法律、経済等社会科学、第 2 にビデオ、CD、第 3 に医学等自然科学となっていた。

このようなアンケートにより、利用者の意向をできる限り反映するよう情報収集しているとのことであった。

(意見)

今後更なる利用率のアップや貸出実績の増加を図るためには、利用分野別の充実希望については、平成 17 年度のアンケートを参考とし、さらには個別の本についてはリクエスト制度による本の購入も行うとともに、貸出の傾向も考慮しながら選書していく必要があると思われる。

そこで、例えば分類別、分野別の貸出回数の状況を把握して分析するとともに、利用者に対して所蔵資料のアンケートを定期的に行い、情報収集をタイムリーに入手することで、県民の意向にできるだけ合致した図書を収集することが望まれる。

(2) 施設管理

施設設備について

(事実関係)

平成 7 年 7 月に現在の図書館は開館しているが、この建物には、通常の開架閲覧室や図書の収蔵スペースのほかに、ハイビジョン放送を 150 インチの大画面で鑑賞できるハイビジョンシアターや、音響設備まで充実している多目的ホール、会議にも使用できる研修室が備わっている。

ハイビジョンシアターについては、現在は 1 日 4 時間程度の利用であり、この維持管理

についても経費削減から現在は委託契約していない状況である。また、多目的ホールでは映画会、講演会等が行われている。さらに、研修室は教育関係団体等に貸出したり、県の各種会議・研修にも利用されている。

(意見)

これら施設設備を視察したが、開館当初は最新式であったと思われる施設設備が備えられている。

「多くの用途に広く開放され、県民が気軽に入出入りし楽しく交流できる「情報の大衆ふれあい広場」であること」があり、「集い」、「ふれあい」、「新しい情報との出会い」をテーマに建築されているが、本来の図書館機能以上の過大投資がなされている印象が強い。

図書館職員は県民に有効に利用してもらえよう様々な努力をしているが、今後も投資に見合う効果を上げられるよう、毎年の利用計画とその実績を比較し、差異を分析して継続的に有効利用のための工夫をしていく必要があると思われる。

#### AV自動搬出装置について

(事実関係)

平成17年度にAVコーナーが改修され、平成7年度に現在の新図書館に移設した当初は施設設備の目玉であったAV自動搬出装置をはじめとするAV機器が撤去・除却された。本来、これら機器は備品として登録され、個別管理されるべきものであったと考えられるが、新館開設当初から建物の取得原価に含まれていたため、備品の除却としては処理されなかった。

また、建物として全体で計上されており除却処理もされていないため、結果的に定期監査資料といった事業の報告資料には、この除却に対する情報が全く明らかにされていない。現在の担当者によると、新館設立当初は最新の機器で、全国でも大阪府、愛知県に次ぐ導入であり、県内はもとより全国的にも話題になった。

しかし、実際の使用状況では故障が多く、1箇所でも不具合が生じると全体を停止させなくてはならず、視聴される利用者に迷惑をかけることが多かった。さらに、AVの媒体もビデオテープからDVDに移行してきたため、多額の維持管理費をかけて使用するよりも、除却して更新したほうが経済的であると判断し、大々的な改修に至ったのである。この結果、維持管理費は年額8,000千円程度減少している。

(意見)

自動搬出装置だけで当時の取得価額が22,000千円(2台分)であり、周辺機器等を含めれば約30,000千円にものぼる。新しいAVコーナーを設置する際に、このような機器に対する現状での不都合は議論されているが、そもそも当初から本当に必要であったかどうかという議論がしっかりなされたかは疑問である。

また、それ自体で取替更新が可能な資産はやはり別科目で処理すべきである。

今後は、設備投資する際、取得から除却までのトータルコストとそれから得られる効果を数値化して比較し、成果についても評価できる制度を構築するとともに、施設の建築時

においても資産を個別計上するよう努めていくことが望まれる。

### (3) 契約関係

昼間有人警備業務について

(事実関係)

図書館の常駐警備業務、土日祝日警備業務、夏期警備業務を業者へ委託している。契約は指名競争入札方式で、過去5年間の入札状況は次のとおりである。

#### 【過去5年間の入札執行状況】

(単位：千円)

年 度	契約業者	参加業者数	落札価格
13年度	A社	6社	16,359
14年度	A社	6社	15,046
15年度	A社	5社	15,046
16年度	A社	5社	15,046
17年度	A社	9社	15,046

人件費単価については積算根拠資料がなく、どのような根拠に基づいて計算したかわからない状況である。また、A社は新図書館開館以来契約をしており、平成17年度は入札参加業者を増やしたもののその効果が表れていない。一方、岐阜県美術館の場合、図書館では指名入札業者で選ばれていない業者が入札に参加することになってから落札率が50%以下になっているが、図書館では従業員数の要件から当該業者が指名業者に選定されていない。

(意見)

事務的には規定に準拠して入札が行われ契約しているが、結果は5年間同じ業者が高い落札率で落札している。また、予定価格、落札価格については、金額や下落割合を見ても大きな変動はなく同じような水準で推移しており、本来競争入札に求められる質の向上と金額の適正化という機能に照らし合わせると、不自然な契約と言わざるを得ない。

このような維持管理業務の委託は、工事の入札とは異なって継続性があるため、無駄を省いた適正価格に近づけば近づくほど落札率は高くなるため、それだけでは不自然とはいえないかもしれない。しかし、実際の積算における諸経費の割合については、担当者が委託会社の業務内容を参考に翌年度の率を決めており、その算定根拠となるものはなく、主観的な判断に基づくものと考えられる。このように恣意性が介入する余地があると契約の不自然さが払拭できない。

今後は、長期間同じ業者だけが入札することが起きないように、指名入札参加条件を見直すこと、または一般競争入札にすることにより、入札に参加する業者の新陳代謝を図るとともに、積算に関する客観的な算定根拠を作成し、第三者へ説明ができるような根拠資料を残すことが望まれる。

## 清掃・総合受付業務について

(事実関係)

日常清掃・定期清掃業務、総合受付業務を業者へ委託している。契約は指名競争入札方式で、平成16年度までは清掃業務と総合受付業務を別々に契約していたが、平成17年度より契約を一つに纏めた。過去5年間の入札状況は次のとおりである。

### 【過去5年間の入札執行状況】

(清掃業務)

(単位：千円)

年 度	契約業者	参加業者数	落札価格
13年度	B社	6社	26,806
14年度	B社	9社	26,806
15年度	B社	9社	26,775
16年度	B社	9社	26,460

(総合受付業務)

(単位：千円)

年 度	契約業者	参加業者数	落札価格
13年度	B社	6社	4,935
14年度	B社	7社	4,935
15年度	B社	7社	4,901
16年度	B社	7社	4,882

(清掃・総合受付業務)

(単位：千円)

年 度	契約業者	参加業者数	落札価格
17年度	B社	9社	28,927

両業務を統合した平成17年度もそれまでの契約業者であるB社が95%を超える落札率で契約している。

また、清掃業務の設計価格の積算は、清掃対象面積に単価を掛けて計算している。実際の日常清掃の配置は、常勤1名、4時間(8時30分～12時30分)パート3名、6時間(8時30分～15時30分)パート2名である。

(意見)

仮に常勤1名の人件費を総合受付業務の積算と同じ水準で計算、パートを時給800円で計算すると、次のようになる。

項目	金額	計算根拠
常勤1名	3,617,413円	総合受付業務の設計金額より
4時間パート3名	2,745,600円	286日×3名×4時間×800円
6時間パート2名	2,745,600円	286日×2名×6時間×800円
合計	9,108,613円	

清掃対象面積ではなく、単純に人件費で積算すると日常清掃部分だけでも約半分となる。

上記の積算はあくまでも単純に人件費だけで計算をただけなので、他にも請負業者が負担している経費があると思われるが、十分に価格が下がる可能性はある。

また、契約業者については、平成7年のオープン以来B社が契約しているが100%に近い落札率が続いていることから、指名業者の枠を増やす方向で入札方法を見直すことが望まれる。そうすることにより新たな業者が参加することにより、競争原理が働きやすくなり、図書館と業者間で緊張関係が保たれる。

設備運転管理業務について

(事実関係)

電気設備運転保守管理業務、機械設備運転保守管理業務、中央監視設備操作管理業務を業者へ委託している。契約は指名競争入札方式で、過去5年間の入札状況は次のとおりである。

【過去5年間の入札執行状況】

(単位：千円)

年度	契約業者	参加業者数	落札価格
13年度	B社	6社	24,024
14年度	B社	8社	24,024
15年度	B社	7社	23,940
16年度	B社	7社	23,572
17年度	B社	10社	23,520

人件費の単価は、県の30歳代の技術労務職の給料を参考にして計算している。B社の実際の従事者は、5名でローテーションしており、その年齢構成は46歳、64歳、65歳2名、70歳であり、65歳以上の3名は既に嘱託社員で年金受給者である。また、入札執行状況については、平成7年のオープン以来B社が落札しており、過去5年の落札率は99%以上と100%に近い水準で推移している。

(意見)

施設の設備管理業務は、ほとんど60歳以上の再就職者で行われていることも念頭に入れて積算単価を見直すこと、特に人件費の積算単価が高いと思われるので、できるだけ実態に即した積算を行うなど、歳出削減につながるように見直す必要があると思われる。

また、平成17年度で入札参加業者は少し増えているものの、直近5年間は99%以上という100%に近い高い落札率であることと、同一業者が継続して落札していることから、今後は指名業者の選定根拠を合理的に説明ができるように見直し、できるだけ競争原理が働くような環境を作る必要があると思われる。

#### 植栽維持管理業務について

(事実関係)

図書館の樹木管理、芝生管理等を業者へ委託している。契約は平成15年、平成16年が随意契約で、それ以外の年度は指名競争入札方式で、過去5年間の契約状況は次のとおりである。

#### 【過去5年間の入札執行状況】

(単位：千円)

年度	契約業者	参加業者数	落札価格
13年度	C社	6社	6,720
14年度	C社	6社	6,720
15年度	財団	随意契約	6,300
16年度	財団	随意契約	5,750
17年度	C社	5社	5,250

平成15年度及び平成16年度は、県の外郭団体である財団法人花の都ぎふ花と緑の推進センターに一者随意契約に変更している。随意契約とした理由は、「樹木管理には、樹木それぞれの個体、気象条件、地理的条件、土壌条件等により管理の方法が大きく異なる。また、樹木の成長は遅く、樹勢回復の措置をとっても効果が目に見えてくるのは次年度、次々年度になることもあり、その後の措置の方法も異なる。そのため、長期的な一貫した管理が必要であるとともに専門的な技術者が一貫して管理するシステムが重要であるが、入札による業者決定方法では、毎年違う業者が請負うため、過去からの業務実績に基づく管理の方法が活かされない面がある。県の外郭団体である、財団法人花の都ぎふ花と緑の推進センターは4箇所の県営公園の維持管理を受託している実績があり、植栽管理に関する専門家による、合理的な植栽管理の方法についての情報の蓄積もある。また、造園に関する専門技術員がいるため、適切な設計・積算業務、監督・現場管理が行えるためである。」とのことである。

C社は図書館オープン以来植栽維持管理業務を何度も落札しており、契約していない平成15年度、16年度も、財団法人が随意契約しているもののC社に再委託されており、実質的には継続して業務を行っている。また、平成17年度から指名競争入札を行っているが、

諸経費は、県の積算システムによって算出した平成 15 年、16 年度の諸経費の率を元に 30% で積算している。

(意見)

実質的にはオープン以来C社が業務を行っているにもかかわらず、平成 15 年、16 年度と財団法人と随意契約をしなければならない合理性に欠ける。また、このような状況の中で、落札金額や実際の業務についてC社との間に緊張感がないと思われても致し方がない。

平成 17 年度からは指名競争入札制度も導入しており、今後も契約の適正性を確保するため、競争原理が促進されるように指名業者の枠を広げて、新しい業者が入札に参加できるようにすることが必要であると思われる。

空調用自動制御機器等保守点検業務について

(事実関係)

図書館の自動制御機器保守点検、中央監視装置保守点検、空調機点検保守、冷温水発生器点検保守、送風機及び排風機点検保守、各種ポンプ点検保守業務を業者へ委託している。契約は平成 16 年度までは随意契約で、平成 17 年度より指名競争入札方式に変更した。過去 5 年間の契約状況は次のとおりである。

【過去 5 年間の入札執行状況】

(単位：千円)

年度	契約業者	参加業者数	落札価格
13 年度	E 社	随意契約	18,028
14 年度	E 社	随意契約	18,028
15 年度	E 社	随意契約	18,028
16 年度	E 社	随意契約	17,850
17 年度	F 社	9 社	17,272

落札価格の推移であるが、平成 16 年度、平成 17 年度で減少している。平成 15 年度までは直接経費の 10%を諸経費として計算していたが、平成 16 年度は諸経費の割合を 8%へ変更したことと、さらに平成 17 年度は、冷却水温水器の保守点検単価を半分近い単価に下げたことによる減少額が 1,320 千円、館長の判断で設計金額から 731 千円削って予定価格にしたためである。

(意見)

今後は、説明ができる明確な根拠に基づいた積算を行うべきで、予算に合わせるための積算ではなく、歳出削減を意識した積算努力をする必要があると思われる。

#### (4) 収入支出その他

##### 古地図の購入について

###### (事実関係)

古地図の購入計画では、平成13～14年度は年額45百万円、平成15～17年度は30百万円、平成18年度は27百万円となっている。

現状では各年度の予算に見合った分を購入する形となっているが、所有者との間では購入件数とある程度の購入総額が決められており、実態としては当初に契約行為があったと解釈することもできる。

この購入については契約書等で明確にしておく必要があったと考えられるが、実際に契約書は存在しなかった。

###### (結果)

古地図のような歴史的資料は、価値評価が非常に困難であり、時代や流行などによって大きく変化すると考えられる。

そのため、購入の際には、金額と価値のバランスを十分に検討し、年度ごとに実情に即した価値評価を行ってその都度購入件数と金額を決めていくか、または最初に全部購入するのであれば正式な契約書を作成するか、方針を明確にしておくことが必要である。

その際には、鑑定評価が恣意的にならないよう、専門家だけでなく外部の第三者による客観的な意見も採用できる制度を整えなければならない。

また、購入した古地図については、資料として保管するだけでなく、様々な研究に利用したり、県民に閲覧してもらうなど更なる有効利用の方法を検討すべきである。

## 2 - 5 現代陶芸美術館

### (1) 備品管理

#### 高級器具備品について

##### (事実関係)

美術館内にある椅子やソファの一部について、イタリアの有名ブランドが購入されている。

イタリアブランド(カッシーナ)を使用している箇所は美術館展示室内の腰掛けイス等、プロジェクトルーム机椅子、ライブラリー室の椅子・館長室の応接机椅子等「来館者と接する」スペースである。

##### (意見)

美術館という空間に高級感を持たせるには、展示されている陶芸品はもとより、設置されている備品の影響も強いと思われるため、ある程度そのような有名ブランドで購入することは止むを得ないが、その必要性には疑問が残る。有名ブランドを購入した理由としては、もっぱら建築家の意匠的判断によるものであるが、買換え時期には、現在配置されている箇所のものを同一ブランドですべて統一する必要はなく、適材適所を考慮した備品の購入を検討することが望まれる。

### (2) 施設管理

#### 現代陶芸美術館の存在意義について

##### (事実関係)

東濃地区には、現代陶芸美術館のほか、次のような陶磁器に関する施設が存在する。

施設名	施設所有	管理運営	所在地
岐阜県陶磁資料館	岐阜県	(財)岐阜県陶磁資料館	多治見市東町
たじみ創造館	多治見市	(株)華柳	多治見市本町
こども陶器博物館	株金正陶器	(株)金正陶器	多治見市旭ヶ丘
市之倉さかづき美術館	協同組合陶の里いちのくら	協同組合陶の里いちのくら	多治見市市之倉町
笠原町総合展示場	多治見市	多治見市	多治見市笠原町
道の駅「土岐美濃焼街道」どんぶり会館	土岐市	土岐市	土岐市肥田町
美濃焼プラザ	瑞浪市	(財)瑞浪市陶磁器会館	瑞浪市上平町
瑞浪陶磁資料館	東濃西部広域行政事務組合	東濃西部広域行政事務組合	瑞浪市明世町
土岐市美濃陶磁歴史館	土岐市	土岐市	土岐市泉町
土岐市美濃焼伝統産業会館	土岐市	土岐市	土岐市泉町

これら施設は美濃の古陶磁を中心に紹介する施設が多く、窯業振興のために新しい表現やデザインを紹介する施設が地元窯業者から求められていたとのことであり、現代にテーマを絞った陶芸美術館を開設した。

また、作品の収集計画に対する実績及び今後の予算は次のとおりである。

区 分	第 1 期収集計画			小 計
	年 度	平成 10 年度		
予 算 額	陶芸	140,000 千円	(年 100,000 千円)	540,000 千円
	名窯	-	平成 13・14 各 15,000 千円	30,000 千円
陶芸作品収集点数	39 点		387 点	426 点
世界の名窯	-		平成 13 年度 7 点 平成 14 年度 30 点	37 点

区 分	第 2 期収集計画 (10 ヵ年)			小 計	合 計
年 度	15 年度～24 年度				
予 算 額	総額 361,000 千円 (陶芸・名窯で按分)			361,000 千円	931,000 千円
陶芸作品 収集点数	実績	15 年度 15,000 千円	79 点	312 点	738 点
		16 年度 12,500 千円	13 点		
		17 年度 11,700 千円	9 点		
	予定	18 年度 14,300 千円			
		19 年度 12,155 千円			
世界の名窯	実績	15 年度 15,000 千円	20 点	105 点	142 点
		16 年度 13,000 千円	25 点		
		17 年度 11,250 千円	5 点		
	予定	18 年度 6,300 千円			
		19 年度 5,355 千円			

開館までの平成 10 年度から平成 14 年度の第 1 期収集計画は 5 億 7 千万円の予算枠が取られ、ほぼ計画通りで目標を達成しつつあるとのことだが、その目的を十分果たすためには今後更に収集を進め、作品を充実させていかなければならない。

しかし、県財政が厳しい状況にあるため、平成 15 年から 10 年間で収集予算として約 4 億円程度しか予算要求されておらず、これでは十分な収集を行うことができないとのことである。また、予算上、年間に実施される企画展数も減らさなければならない状況にあり、作品数及び企画展数からすると、このままでは現代陶芸美術館を存続できるのか、美術館活動を断念するとしたら、指定管理者制度を導入することも止むを得ないという意見もあった。

とはいえ、指定管理者制度は指定期間を定めるため文化の生命である継承・経緯・蓄積を担保しないため、これが万全な解決策でもなく、今後の管理運営の具体的な対応策が見つからない状態である。

(意見)

現代陶芸美術館の開設には地元の強い要望があったということであるが、これほどの施設設備を整備する必要があったかどうか、それよりもむしろ、目的を達成するためには、開設後の作品の収集に資金を投じるべきであったのではないかという印象が非常に強い。また、収集予算が不十分であるという声が聞かれる中、厳しい財政事情もあって、その声に応えられない状況では設立当初の目的の達成は難しい。

現代陶芸美術館の文化的、芸術的な意義をより広範に情報発信していくような、「拡大路線」をとるのであれば、今の財政状況下においても収集費予算を確保して作品を充実させていく必要があるだろうし、そうでなければ、現状の施設の維持管理を粛々としていく方向として指定管理者制度を含んだ外部委託、特に民間企業に委託することを検討しなければならない。

いずれにしろ、今の状況で何ら対策をとらずに運営し続けるのではなく、明確な方針を策定することが望まれる。

#### 現代陶芸美術館のあるセラミックパークMINOについて

(事実関係)

現代陶芸美術館が設置されているセラミックパークMINOは、総額で約130億円(用地費を除く)の総事業費であるが、そのうち現代陶芸美術館が所有する部分は673,033千円(建物のうち約4割程度)であり、残りは県及び近隣3市の出資からなる財団法人セラミックパークMINOが運営している。このセラミックパークMINOは多治見市東町に位置し、国道19号線から南に入った場所に位置する。世界的に陶磁器産業で有名なこの地区において、3年に1度国際陶磁器フェスティバル美濃が開催されていたが、施設は多治見市総合体育館といった近隣の既存のものを利用しており、国際的にもよりふさわしい施設が必要であるとの要望が近隣市町から強かったために建設されたとのことである。

この国際陶磁器フェスティバル美濃は、陶磁器産業の発展と芸術文化の発展を目指して開催されており、その始まりは昭和62年からで、平成17年度までで7回開催されている。3年に1度しか開催されないにもかかわらず、この施設が建設され、しかも、美術館は免震構造になっており、温度、湿度を管理できる収蔵庫も確保され、さらに国際会議場やイベントホール、茶室までも作られている。なお、美術館以外の施設についての稼働率は、次のとおりである。

(単位：日、%)

項目	開館日数	利用日数	稼働率			前年度稼働率	目標稼働率
			公共	民間	計		
展示ホール	356	209	36.5	22.2	58.7	44.6	55.0
国際会議場	356	167	26.7	20.2	46.9	30.6	50.0
イベントホール	356	203	30.0	27.0	57.0	47.4	50.0
小会議場	356	187	30.9	21.6	52.5	56.5	50.0
屋上広場	356	33	5.6	3.7	9.3	10.6	10.0
茶室	356	45	8.9	3.7	12.6	9.7	20.0

(注)「平成17年度財団法人セラミックパーク美濃事業報告書より」

稼働状況については、平成 17 年度は国際陶磁器フェスティバルはもとより、花フェスタ 2005 ぎふ、E X P O 2005 愛・地球博が開催されたため、全体的に稼働率が良化している。しかし、目標稼働率は最大でも 55% となっており、それも平成 17 年度のような事業がなければ達成が困難な状況である。

また、現代陶芸美術館が建物の面積比（現代陶芸美術館 45%：財団法人セラミックパーク美濃 55%）で維持管理費を負担しているのに加え、県は出資者として財団負担分の 3 分の 1 を支払っている。財団の平成 17 年度の収支計算書は次のとおりである（一般会計分）。

（単位：円）

科 目	平成 17 年度	
基本財産運用収入		3,000
事業収入		43,111,830
負担金収入		123,463,779
運営費負担金収入		
岐阜県	19,800,000	（注）
その他	40,200,000	
	60,000,000	
派遣職員人件費負担金収入		
岐阜県	4,174,830	（注）
その他	8,476,170	
	12,651,000	
維持管理費負担金収入		
現代陶芸美術館	50,711,981	（注）
その他	100,798	
	50,812,779	
雑収入		4,189,629
当期収入合計		170,768,238
前期繰越収支差額		16,013,796
収入合計		186,782,034
事業費		123,561,326
管理費		45,742,979
当期支出合計		169,304,305
当期収支差額		1,463,933
次期繰越収支差額		17,477,729

（注）県の負担で合計 74,686,811 円となり、負担金収入の 60.5%、収入全体の 43.7% を占めている。

このほか、県は現代陶芸美術館の管理運営費として、人件費等 405,880 千円（現代陶芸美術館からの財団への支出 50,712 千円を除く）を支出しており、財団に対する支出を加えると、この施設全体の管理運営に対し 480,566 千円を支払っていることになる。

(意見)

結果的には、6億円の建設費と、毎年約5億円を県が負担していることになっており、財団自体も県をはじめ近隣の市からの負担金収入がなければ運営できない状態である。

既に指定管理者制度が導入されており、その結果、財団が指定管理者となって管理運営を任されているが、そもそも財団自体がこれを目的として設立されたことや、施設設備にかかる光熱水費等固定費の負担が大きいことからすれば、指定管理者制度を形式的に導入したとしても管理費の削減効果はなかなか期待できないと思われる。

財団の管理期間が終了し、次の指定管理者を募集する場合には、本来の意味での指定管理者制度のメリットが発揮されるような抜本的な改革が行われるよう、幅広く民間からも募集を行うことが望まれる。

### (3) 労務管理

人員配置の効率化について

(事実関係)

美術館館内には、受付及び展示場内の監視として5名から6名の人員が配置されている。来館者への案内や質問への回答などサービスの充実や監視の強化を考えた配置となっているが、現代陶芸美術館の収支状況からすれば、より一層の支出削減の努力が必要であり、その中でも人件費の削減はウェイトが大きい。立地条件としては、市街地から離れていることから、平日の午後や冬場は来館者がかなり少ない。

(意見)

閑散期の来館者に最適人数を合わせ、足りない場合は補充をするという体制を整備することが重要である。根本から業務工程を見直し、来館者の統計も十分に分析したうえで、適正な人員を配置することが望まれる。

### (4) 契約関係

収蔵品データベース等システム保守契約について

(事実関係)

- (ア) プロジェクトルームAV機器定期点検
- (イ) アルコーブ映像設備保守点検
- (ウ) 業務支援、収蔵品検索等ソフトウェア
- (エ) 収蔵品、検索、Imageサーバー
- (オ) 来館者、業務支援端末
- (カ) ウィルスバスター更新費用
- (キ) 故障受付費用

が保守業務内容となっており、一者随意契約である。その理由は次のとおりである。

「岐阜県現代陶芸美術館収蔵品データベース等のシステム構築を統括した業者であり、システム設計を統括した業者がもっとも精通した業者であるといえるためである。また当

該業者以外の業者が保守を行った場合、独自のプログラムについて調査を行う必要があるなど余分な経費がかかることが予想されるため一者随意契約とした。」

【平成 15 年度～平成 17 年度の契約状況】

(単位：千円)

年 度	契約方法	契約金額
15 年度 (9 月～3 月)	一者随意契約	2,559
16 年度	一者随意契約	5,310
17 年度	一者随意契約	6,045

(注) 直近 3 年間の請負率は 100% である。

(意見)

上記のような随意契約を行う理由はあるが、このまま継続していけば、契約金額を低く抑えていくことが困難となる。毎年予算削減を強いられている状況のもと、今後競争原理を機能させて金額を低く抑えるため、競争入札を導入することが望まれる。

展示造作業務委託・展示造作物の運営・制作業務委託について

(事実関係)

展示会の運営、制作等を業者へ委託している。基本的に予定価格が 100 万円を超えるものについては指名競争入札、100 万円以下のものについては随意契約で契約している。平成 17 年度の契約状況は次のとおりである。

(随意契約)

(単位：円)

件 名	契約金額	業社名	他社見積り状況
ヨーロッパの名窯展サイン工事	634,200	A 社	B 社：757,050 C 社：920,850
ヨーロッパの名窯展造作工事	824,775	A 社	B 社：898,800 C 社：1,096,095
「大地のこどもたち」展造作制作	324,450	D 社	A 社：414,750 C 社：554,400
「大地のこどもたち」展垂幕制作	193,200	D 社	A 社：341,250 E 社：603,225
「没後二十五年 八木一夫」展	341,250	A 社	F 社：343,350
「華麗なるマイセン磁器」展	992,460	A 社	E 社：999,075 G 社：1,144,500
「加藤卓男の陶芸」展	352,800	A 社	C 社：397,950 F 社：703,500
小谷陶磁器研究所展他 2 会場	389,130	H 社	A 社：664,650 F 社：704,550 D 社：395,850 G 社：644,700

( 指名競争入札 )

( 単位 : 円 )

件名	契約金額	業社名	入札参加業者
「陶の刈加ト 加藤卓男の陶芸展」	892,500	A 社	F 社、G 社、H 社、C 社、I 社、J 社
「八木一夫展」	514,500	F 社	A 社、C 社、D 社、G 社、I 社、K 社、M 社、H 社、J 社、N 社

A 社が随意契約、指名競争入札契約を含め 10 件中 6 件を落札している。A 社は、業界内では代表的な会社で、予算を作成するために仮見積りの依頼をしている。そういう意味では、当然 A 社が落札される可能性が高い。

( 意見 )

A 社に仮見積りを依頼して、その見積書をもとに設計価格を積算することは、A 社との間で不正や馴れ合いが起こり得るリスクは高いと想定される。現代陶芸美術館が開館して 3 年近い実績があるのだから、職員が自ら仕様書を作成、積算し、設計価格を算出する必要があると思われる。

(5) 収入支出その他

実行委員会方式による企画展開催について

(事実関係)

実行委員会方式による企画展は、開館以来3回開催され、その収支概要等は次のとおりである。

『ロシア・アヴァンギャルドの陶芸展』

開催期間 平成15年4月26日～7月27日

(単位：千円)

科目	予算額	決算額	差引：予算 - 決算
観覧料	14,675	7,173	7,502
委員会負担金	50,000	50,000	0
諸収入	3,600	3,499	101
収入計	68,275	60,672	7,603
賃金	2,218	0	2,218
共済費	13	0	13
報償費	350	0	350
旅費	1,600	9	1,591
消耗品費	5,400	6,184	784
会議費	600	398	202
役務費	2,080	2,094	14
使用料	268	22	246
委託料	2,900	0	2,900
負担金	50,000	50,000	0
配当金	2,846	1,965	881
支出計	68,275	60,672	7,603

(注) 委員会負担金割合 岐阜県 96%  
NHK中部ブレイズ 2%  
日本経済新聞社 2%  
実行委員会開催 第1回 平成15年2月27日 展覧会概要、予算承認  
第2回 平成16年1月28日 決算承認

## 『小山富士夫の眼と技展』

開催期間 平成 15 年 12 月 20 日 ~ 平成 16 年 3 月 21 日

(単位：千円)

科 目	予算額	決算額	差引：予算 - 決算
観 覧 料	6,860	4,209	2,651
委 員 会 負 担 金	7,350	7,350	0
諸 収 入	0	1,420	1,420
収 入 計	14,210	12,979	1,231
賃 金	499	0	499
共 済 費	3	0	3
報 償 費	300	30	270
旅 費	170	0	170
消 耗 品 費	825	1,423	598
会 議 費	6	2	4
印 刷 製 本 費	1,353	1,581	228
役 務 費	353	23	330
使 用 料	300	10	290
広 告 料	1,326	1,365	39
委 託 料	620	136	484
負 担 金	8,400	8,402	2
配 当 金	55	7	48
支 出 計	14,210	12,979	1,231

(注) 委員会負担金割合 岐阜県 86%  
朝日新聞社 14%

実行委員会開催 第 1 回 平成 15 年 10 月 28 日

実行委員会規約、展覧会開催計画、収支予算、実行委員会協定書、広報計画書

第 2 回 平成 16 年 6 月 1 日

決算承認

## 『エミール・ガレ展』 開催期間 平成 17 年 6 月 18 日～ 8 月 31 日

(単位：千円)

科 目	予算額	決算額	差引：予算 - 決算
観 覧 料	25,383	34,206	8,823
委 員 会 負 担 金	16,800	16,800	0
諸 収 入	0	2,909	2,909
収 入 計	42,183	53,915	11,732
賃 金	2,189	1,360	829
共 済 費	12	7	5
報 償 費	300	50	250
旅 費	294	50	244
消 耗 品 費	3,210	3,690	480
会 議 費	9	76	67
印 刷 製 本 費	2,779	1,790	989
役 務 費	5,067	2,878	2,189
使 用 料	286	0	286
委 託 料	6,481	2,319	4,162
工 事 請 負 費	0	1,060	1,060
負 担 金	15,750	16,905	1,155
配 当 金	5,806	23,730	17,924
支 出 計	42,183	53,915	11,732

(注) 委員会負担金割合 岐阜県 88%

NHK中部ブレイズ 6%

日本経済新聞社 6%

(注) 実行委員会開催 第1回 平成17年1月5日 実行委員会規約・展覧会開催・収支予算・実行委員会協定書・広報計画書  
第2回 平成17年12月28日 決算承認

実行委員会方式の場合は、観覧料と委員会負担金により支出を賄うことになっており、委員会負担金は予算の段階で確定しているため、観覧料収入が予算見込みから外れた場合は支出をいかに削減するかということになる。上記収支概要で予算に対して決算がゼロとなっているのは、支出を削減してゼロとなっているのではなく、赤字部分を県費で負担しているためである。

なお、「ロシア・アヴァンギャルドの陶芸展」については、下記の回答を担当部署から受けた。

(イ) 賃金

監視員は、通常非常勤職員を1日あたり6人体制で配置しており、追加雇用しないで対応した。

(ロ) 報償費

アドバイザー(5人)の指導料(1回)、講習会の講演料(1人1回)を予定したが、中止した。

(ハ) 委託料

オープニングイベントにおける同時通訳・アテンド、広報印刷デザインについては中止、展示造作については負担金の範囲内の支出を要請した。

上記理由はいずれも「入館者の伸び悩み」が懸念されたためとのことである。

(結果)

収支計算書上は収入超過が生じた結果配当金を支出しているように見えるが、監視員を非常勤専門職で賄うといったように、支出の一部を実行委員会に代わって県予算で負担することにより実行委員会の支出を抑えた結果、配当されたとのことである。

しかし、本来であれば、支出超過が生じれば委員会への負担金割合で各構成員が負担すべきであるにもかかわらず、実際は県だけがすべてを負担しており、その結果、獲得された剰余金を委員会負担割合で配当している。これでは他の委員会構成員は、追加負担することなく配当を受取ることになり、県費が結果的に配当されると考えられても仕方がない。

今後は、県のみが追加的に負担することのないようにすることが必要であり、また、責任の明確化、経理の更なる透明化の観点から、安易に実行委員会方式を採用することは望ましいとは言えず、仮に実行委員会方式を採用するにしても、意思決定に関する議事録等の作成やその文書の保管を徹底すべきである。

## チケット管理について

(事実関係)

払い出し前のチケットについては管理簿を作成して管理しているが、往査時に管理簿とチケット現物との照合をした結果、一般団体のNo2000の一枚が照合できなかった。

(結果)

結果的には不一致は一枚であったが、連番を付して管理簿で管理しているのであり、定期的な照合等を実施してより適切な管理が必要である。

## 第5 今後の県直営文化施設のあり方

### 1 県直営文化施設に対する提言

#### (1) 貸借対照表の作成

##### (事実関係)

今回の監査で大きな問題となったのは備品の管理についてである。

備品については、所有とその後の除売却について正しく管理されておらず、長期間に亘り台帳上適正に処理されないまま放置されており、それが実査によっても発見されなかった。

##### (意見)

備品の管理状況については、最近では意識に変化は見られるものの、これまでの県の管理業務の重点が、資金が動く時点に集中しており、購入後の管理がおろそかになっていた。備品の管理を改善するには、適切な台帳整備を早急に行うことが最も重要であるが、もう一歩進んで各現地機関の建物及び建物付属設備、構築物等を含めた資産全体を適切に管理できるよう工夫する必要があると思われる。

これらを考慮すると、年度末のような一定時点における財政状態を明らかにする貸借対照表の作成が必要となってくる。しかも、貸借対照表には、資産の調達源泉として、将来返済していかなければならない負債も計上されることになり、今後の県にとって大変有用な財政の管理手段とすることが出来ると考える。県全体としての貸借対照表はもちろんのこと、現地機関ごとの貸借対照表を作成して個別での管理にも役立てていくことが望まれる。

以上を踏まえ、今回の監査の対象とした県直営文化施設について、一定の仮定のもとではあるが、貸借対照表を作成してみると次のようになる。また、あわせて損益計算書も作成してみる。

【平成 17 年度の貸借対照表】

(単位：百万円)

科 目	高山陣屋	美術館	博物館	図書館	現代陶芸美術館
(資産の部)					
1 固定資産					
有形固定資産					
建物及び附属設備	69	2,907	2,886	15,743	673
減価償却累計額	41	1,266	1,011	3,117	53
備品	53	7,346	221	496	1,055
減価償却累計額	30	132	165	334	194
土地	890	828	-	2,149	-
図書	-	-	-	563	-
有形固定資産計	940	10,245	1,929	15,498	1,480
2 流動資産					
流動資産合計	-	-	-	-	-
資産合計	940	10,245	1,929	15,498	1,480
(負債の部)					
1 固定負債					
地方債	-	-	-	10,910	430
償還累計額	-	-	-	4,640	179
退職給付引当金	72	159	276	355	62
固定負債計	72	159	276	6,625	313
負債合計	72	159	276	6,625	313
(正味財産の部)					
1 正味財産	868	10,086	1,653	8,873	1,167
負債・正味財産合計	940	10,245	1,929	15,498	1,480

(注1) 耐用年数は税法基準によっている。ただし、備品の耐用年数は簡便的に5年で計算している。また償却方法は定額法で、残存価額10%で計算している。

(注2) 退職給付引当金の計算方法は、年度末自己都合退職の場合の要支給額100%である。

(注3) 正味財産は、(資産合計 - 負債合計)で計算している。各文化施設に帰属する資産及び負債の金額を貸借対照表という形で表したにすぎないので、正味財産の金額自体は特に財務的に意味があるものではない。

【平成 17 年度の損益計算書】

(単位：百万円)

科目	高山陣屋	美術館	博物館	図書館	現代陶芸美術館
(収入の部)					
使用料	107	15	10	1	11
納付金	0	0	0	0	0
雑入	0	15	0	2	22
寄付金	-	10	-	0	-
基本財産運用収入	-	0	-	0	-
国庫補助金	8	-	-	-	-
延滞金	-	0	-	0	-
収入の部合計	116	42	10	3	34
(支出の部)					
人件費	80	163	198	327	123
物件費	22	143	133	341	54
維持補修費	0	3	0	18	0
負担金等	0	35	2		87
公債費(利子)	-	-	-	105	48
減価償却費	1	62	70	348	67
退職給付費用	3	14	10	25	3
支出の部合計	106	392	413	1,164	383
差 引	10	350	403	1,161	349

(注)支出の部には各文化施設の支出のうち、普通建設事業費と公債費(元本返済分)を除き、減価償却費及び退職給付費用を追加して費用としての支出に計上して作成している。

## (2) 文化施設全体としての支出削減

(事実関係)

今回監査の対象とした文化施設の資金ベースの収支状況は、以下のとおりである。

### 【平成 17 年度の文化施設の収支状況】

(単位:千円)

施設名	収入合計	支出合計	収支差額
高山陣屋	116,381	123,554	7,173
岐阜県美術館	42,374	346,671	304,297
岐阜県博物館	10,593	390,282	379,689
岐阜県図書館	3,710	1,740,054	1,736,344
現代陶芸美術館	34,121	456,591	422,470
合計	207,179	3,057,152	2,849,973

(注)支出合計には、それぞれにかかわる人件費が含まれている。

平成 17 年度の文化施設の資金ベースの収支は、収入合計が 2 億 7 百万円、支出合計が 30 億 57 百万円であり、県の負担額は 28 億円を超える金額となっている(常設展、企画展を含め、全国の高校生以下無料。また、8/20、11/3 にテスト的に無料開放を実施した影響もある)。

もともと文化施設は、県民に文化を広げるとともに、文化を維持存続させることが目的であり、県政のなかでも重要な役割を担っているが、現実には多くの税金を投入していることも事実である。

(意見)

今後、毎年 28 億円を超える県の負担を続けていくとすると、やはりその必要性については検討せざるを得ない。文化施設を十把一絡に考えることは出来ないが、まず全体として 28 億円を超える県の負担となっていることを前提に、どのような改善が可能であるか検討する必要がある。

岐阜県図書館が抱える 10 億 52 百万円の公債費は、過去の県債発行に対する返済及び支払利息であるため節約という意味で削減することはできない。また、支出の削減は、これまで県が行ってきたような経費の一律カットでは解決できないところに来ている。

文化施設というものには、最低維持していかなければならない文化的な意味があることも十分理解できるが、文化施設のすべてを維持することに固執するのではなく、優先順位を検討し、文化施設を意味ある形で存続させる必要がある。

## (3) 予算作成と管理

(事実関係)

予算については、以前のように獲得した予算額について、翌年度以降についても確保するために無理に使い切るという慣習は無くなりつつあるのが印象である。

ただ、いまだに当初予算と実績について大きな差異が生じる結果、補正予算で修正され

ているものがある。たとえば旅費等については、当初予算と実績ではかなりの差が有る施設が多い。

(意見)

予算というものは、実際に発生するであろう収支について十分に検討し、その実績については、予算と比較し、差異が生じたのであればその原因を分析し、翌年度以降の予算作成に活かしていく必要がある。是非とも、予算作成時は前年度の実績を踏まえ、最少の経費で最大の効果をあげられるよう工夫する必要がある。

#### (4) 文化施設間の情報交換の推進

(事実関係)

文化施設間の情報交換が密接には行われていなかったのが印象である。文化施設として保有する設備、備品等には、その管理方法等のノウハウに共通するものが多くあるはずである。それぞれに訪問して分かることではあるが、同じような案件について他の文化施設と合同で検討をする機会が無いようであり、情報交換の重要性が感じられた。それらは予算作成にも大きく影響することとなる。

(意見)

文化施設に対する収支の管理には共通するものが多くあり、得られた有意義な情報については積極的に情報交換し、文化施設全体として効果が得られる状況を作り上げていく必要がある。試験研究機関を取りまとめる研究開発課のような部署を作るところまでの必要性はともかくとして、お互いに定期的な打合せの場を設け、管理運営について情報交換を行っていくことが望ましい。

#### (5) 指定管理者制度の導入

(事実関係)

公の施設については、利用者にとってより利便性の高いものになっていくうえで、場合によっては指定管理者制度への転換を行っていく必要があるが、その採用について、メリット・デメリットを十分に検討していく必要があり、公の施設についてこれまでの推移と現状を示しておく。

##### 公の施設の設置・管理

施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならないとされている。施設の管理に関する事項として条例で定める主な事項は、利用の許可及びその取消し、使用料の額及び徴収方法、使用料の減免、利用の制限、管理の委託等がある。

また、平成15年6月の地方自治法の改正までは、施設の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、その管理を普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、または公共団体もしくは公共的団体に委託することができることとされていた。更に、施設の管理の委託を受けたものに施設の利用料金を収

入として収受させることができるとされていた。

#### 公の施設に関する法改正

平成15年6月に地方自治法の一部改正法律案が可決、成立し、同年9月から施行されたことにより、公の施設の管理について、公共サービス分野における民間参入を積極的に推進し、管理受託者の範囲を株式会社等の民間事業者にまで拡大して、民間の経営感覚を取り入れ、業務の効率性の向上、質の向上を図ることを目的に、管理受託者制度から指定管理者制度への転換が図られた。

従前の管理受託者制度では、公の施設の管理を管理受託者に委託することができ、この管理受託者を条例で規定するとされており、公正な管理を確保するため、受託者は次のような者に限定されていた。

(ア) 普通地方公共団体が50%以上出資する法人

(イ) 委託者が25%以上出資しているとする出資要件、施設の管理を業務とする業務要件、委託者が取締役等に1/2以上派遣しているとする職員派遣要件のすべてを満たす法人

(ウ) 公共団体

(エ) 公共的団体

これに対して指定管理者制度は、公の施設の管理を、株式会社を含む法人その他の団体であって、普通地方公共団体が議会の議決を経て指定する指定管理者に行わせることができる制度である。さらに、指定管理者は、従来の施設の維持管理に加え、施設の使用許可等の業務も行うことが可能になった。このことによって、公の施設の管理をこれまでの公共団体または公共的団体から民間事業者やNPO、市民団体等としたほうが、従来より運営コスト及びサービスが県民にとってメリットがあると考えられる場合は、民間事業者等に委ねることが可能となった。なお、利用料金制は、今回は改正されていないので、指定管理者制度においても従来と同様であるとされている。

#### 制度改革への対応

岐阜県における、上記の制度改革の趣旨を踏まえた対応については、次のとおりである。

##### (ア) 地方自治法改正の概要と基本的な考え方（県HP抜粋）

指定管理者制度は、「公の施設」の管理主体を法律上制限することなく、知事が指定する民間事業者等（指定管理者）に管理を行わせることにより、「公の施設」の管理運営に民間の手法・ノウハウを導入し、最小の経費で最大の県民サービスの提供を図ろうとするものである。

県では、「公の施設」が県民サービスに密接なかわりがあることから、関係者の意見を十分踏まえつつ、「公の施設」の本来の設置目的や最適な運営管理が実現されるよう指定管理者制度の導入について検討を行い、平成18年4月1日から本格的に指定管理者制度を導入することとした。

(イ) 岐阜県の「公の施設」の総数(平成18年4月1日現在)

公の施設総数	172 施設
指定管理者制度を導入した施設	46 施設
県の直営施設	113 施設 (うち管理主体が限定されている施設 93 施設)
公営住宅法に基づく管理代行制度を導入した施設	13 施設

(注) 個別法で管理主体が限定されている「公の施設」(主として高等学校)については、指定管理者制度導入はできない。

(ウ) 指定管理者の選定方法

民間のノウハウの活用という観点から、原則として民間事業者等を公募し、その中から選定することとなる。しかし、「公の施設」は各施設ごとに設置目的、運営形態に特殊性等があり、県直営が相応しい場合は県直営とし、制度を導入する場合であっても、特定の者が指定管理者として相応しい場合には公募によらないこともある。

なお、指定管理者の具体的な選定に当たっては、外部有識者等から構成する「岐阜県指定管理者審査委員会」における審査の結果を踏まえて候補者を知事が決定し、県議会の議決を経て、正式に知事が指定することとしている。

(エ) 既に指定管理者制度を導入した施設一覧(46施設:平成18年4月1日現在)

施設名(所在地)	指定管理者名	担当所属名	指定期間
岐阜県科学技術振興センター (各務原市)	テクノプラザ・フレイス共同体	研究開発課	H18.4.1~H21.3.31
岐阜県先端科学技術体験センター (瑞浪市)	財団法人岐阜県研究開発財団	研究開発課	H18.4.1~H23.3.31
岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場(高山市)	乗鞍国際観光株式会社	地球環境課	H18.4.1~H21.3.31
岐阜県白山国立公園大白川野営場野営施設(白川村)	白川村	地球環境課	H18.4.1~H23.3.31
岐阜県飛騨木曾川国定公園下呂温泉乗政野営場野営施設(下呂市)	下呂市	地球環境課	H18.4.1~H23.3.31
岐阜県東海自然歩道関ヶ原ビジターセンター(関ヶ原町)	関ヶ原町	地球環境課	H18.4.1~H23.3.31
岐阜県飛騨・北アルプス自然文化センター(高山市)	高山市	地球環境課	H18.4.1~H23.3.31
岐阜県歴史資料館(岐阜市)	財団法人岐阜県教育文化財団	人づくり文化課	H16.4.1~H21.3.31
岐阜県県政資料館(山県市)	財団法人岐阜県教育文化財団	人づくり文化課	H16.4.1~H21.3.31
岐阜県県民ふれあい会館(岐阜市)	ふれあいFNS共同体	人づくり文化課	H18.4.1~H23.3.31
岐阜県県民文化ホール未来会館(岐阜市)	A D O T O P S 未来会館運営共同体	人づくり文化課	H18.4.1~H23.3.31

飛騨・世界生活文化センター (高山市)	飛騨コンソーシアム	人づくり文化課	H18.4.1～H23.3.31
岐阜県福祉・農業会館(岐阜市)	ハヤックス・太平ビルサービス共同体	健康福祉政策課	H18.4.1～H21.3.31
県立社会福祉施設(12施設)	社会福祉法人岐阜県福祉事業団	高齢福祉課 障害福祉課 子ども家庭課	H18.4.1～H23.3.31
岐阜県福祉友愛プール(岐阜市)	岐阜市	障害福祉課	H18.4.1～H23.3.31
岐阜県東濃牧場(恵那市)	社団法人岐阜県農畜産公社	畜産課	H18.4.1～H23.3.31
岐阜県飛騨牧場(高山市)	社団法人岐阜県農畜産公社	畜産課	H18.4.1～H23.3.31
セラミックパークMINO (多治見市)	財団法人セラミックパーク美濃	ぎふブランド振興課	H18.4.1～H21.3.31
岐阜産業会館(岐阜市)	財団法人岐阜産業会館	商業流通課	H18.4.1～H21.3.31
ソフトピアジャパンセンター (大垣市)	伊藤忠アーバンコミュニティ・グループ	情報産業課	H18.4.1～H21.3.31
岐阜県恵那山高原国民休養地(恵那市及び中津川市)	恵那市	観光交流課	H18.4.1～H21.3.31
岐阜県さぼう遊学館(海津市)	海津市	砂防課	H18.4.1～H23.3.31
世界淡水魚園水族館(各務原市)	株式会社江ノ島マリンコーポレーション	街路公園課	H16.7.14～H46.3.31
世界淡水魚園(世界淡水魚園水族館の区域を除く。:各務原市)	株式会社オアシスパーク	街路公園課	H17.8.1～H22.3.31
平成記念公園(美濃加茂市)	株式会社ファーム	街路公園課	H17.8.1～H25.3.31
養老公園(養老町)	イビデングリーンテック株式会社	街路公園課	H17.9.1～H22.3.31
百年公園(岐阜県博物館の区域を除く。:関市)	青協・吉村・昭和業務特別共同企業体	街路公園課	H17.9.1～H22.3.31
各務原公園(各務原市)	技研・昭和・東海 各務原公園管理業務特別共同体	街路公園課	H17.9.1～H22.3.31
花フェスタ記念公園(可児市)	財団法人花の都ぎふ花と緑の推進センター	街路公園課	H18.4.1～H21.3.31
岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場(恵那市)	恵那市	スポーツ健康課	H17.12.1～H21.3.31
岐阜アリーナ(岐阜市)	財団法人岐阜県イベント・スポーツ振興事業団	スポーツ健康課	H18.4.1～H21.3.31
岐阜県長良川球技場(岐阜市)	財団法人岐阜県イベント・スポーツ振興事業団	スポーツ健康課	H18.4.1～H21.3.31
岐阜県グリーンスタジアム(各務原市)	各務原市	スポーツ健康課	H18.4.1～H23.3.31
岐阜県長良川スポーツプラザ(岐阜市)	株式会社三和サービス	スポーツ健康課	H18.4.1～H23.3.31
岐阜マリンスポーツセンター(三重県津市)	株式会社マリーナ河芸	スポーツ健康課	H18.4.1～H23.3.31

平成17年度末時点で46施設において、何らかのかたちで指定管理者制度を導入しているが、そのうち11施設が8外郭団体を、9施設が8市町を指定管理者として指定しており、純粋に民間企業への指定は26施設といえる。市町への指定は別にして、外郭団体を指定

管理者として指定することは、ある意味、外郭団体の運営費の補てんにもつながりかねない面もあり、本来の指定管理者制度の目的の一つである業務の効率化による経費削減や行政サービスの向上は、競争原理の欠如により、なかなか考えにくい状況にあるといえる。

(意見)

文化施設の場合、指定管理者制度は、文化施設が文化を広げ文化を維持存続していくことを目的としている以上、採算のみを考える事業とは異なり、単純に採用することは難しい面も多くあるかもしれない。

ただし、その活用の仕方によっては大きな効果を生む可能性もある。特に、今回の監査で指摘した、現在必ずしも十分に活用されていない施設設備を有する文化施設に対しては、そのすべての運営を外部委託するのではなく、役割を維持しながらも可能な施設についてその採用を検討していけば、大きな効果が期待できるのではないと思われる。また、文化施設が、文化を広げるあるいは維持、存続していくことを目的としていることからみて、収支のバランスを保持できるレベルの負担を利用者に求めるのが困難であるならば、県直営から指定管理者制度に切り替えることにより運営手法にも選択の幅が広がり、更なる有効利用が可能となるかもしれない。

そのためには、県自身が、経済性、公益性、有効性を考慮し、県の文化施設がどのような役割を發揮できるかを根本から見直し、それを実現していくには予算がどの程度必要かを中長期的に再検討し、方向付けを明確にすべきである。

安易に指定管理者制度の導入目的を単純に人件費の削減と捉えるのではなく、それが経済性、公益性、有効性を考慮した結果、最善の策であるということに関係者で協議し、理解し合わなければ、この制度を導入する意味がない。仮に単純に人件費をはじめとする経費削減だけを目的として導入してしまえば、最終的に県費の削減にもつながらないような無意味な制度となってしまう恐れがある。

県の財政状況が厳しく、文化施設であっても今の指定管理者制度導入の波の影響は避けられないため、最低限の質を維持しなければならない部分は県が直接関与したとしても、それ以外は民間の力を借りて効率的経営を実現するための努力が必要と思われる。